阿 見 町 議 会 会 議 録

平成 18 年第 1 回定例会

（平成 18 年 3 月 6 日～3 月 17 日）

阿 見 町 議 会

平成１８年第１回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・　１

◎会期日程・・・　２

◎第１号（３月６日）・・・　５

○出席、欠席議員・・・　５

○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

○議事日程第１号・・・　８

○開　会・・　１１

○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

○会期の決定・・・　１１

○諸般の報告・・・　１３

常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

○議案第１号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　３２

○議案第２号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　３６

○議案第３号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　３８

○議案第４号から議案第９号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　３９

○議案第１０号から議案第１７号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　４４

○議案第１８号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　５１

○議案第１９号から議案第２５号

（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・　８２

○議案第２６号から議案第２７号
（上程、説明、質疑、委員会付託）・・・・・・・・・・・・・　９９
○議案第２８号
（上程、説明、質疑、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・１００
○議案第２９号
（上程、説明、質疑、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・１０２
○議案第３０号から議案第３１号
（上程、説明、質疑、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・１０３
○議案第３２号
（上程、説明、質疑、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・１０４
○答弁漏れの答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６
○散　会・・１０６

◎第２号（３月７日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
○出席、欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
○議事日程第２号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
○開　会・・・１１２
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２
紙井　和美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２
千葉　　繁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
天田富司男・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
藤井　孝幸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
細田　正幸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
○散　会・・・１８０

◎第３号（３月８日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８３
○出席、欠席議員・・１８３
○出席説明委員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４
○議事日程第３号・・１８６
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７
○開　会・・・１８８
　○一般質問・・１８８
　　石井　早苗・・１８８
　　難波千香子・・２００
　　浅野　栄子・・２１０
　　柴原　成一・・２１７
　　荻島　光明・・２２３
○休会の件・・・２３１
○散　会・・２３１

◎第４号（３月１７日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３３
○出席、欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３３
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３４
○議事日程第４号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３６
○開　会・・２３８
　○議案第１号
　　（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３８
　○議案第２号
　　（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４１
　○議案第３号
　　（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４５
　○議案第４号から議案第９号

（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４８
○議案第１０号から議案第１７号
（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５４
○議案第１８号
（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６９
○議案第１９号から議案第２５号
（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８２
○議案第２６号から議案第２７号
（委員長報告、討論、採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８９
○行政改革について
（委員長報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９０
○所管事務調査の件・・・２９３
○閉　会・・２９５

第 1 回 定 例 会

阿見町告示第２６号

平成１８年第１回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成１８年２月２７日

阿見町長　　川　田　弘　二

１．期　日　　平成１８年３月６日

２．場　所　　阿見町議会議場

平成１８年第１回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	３月６日	（月）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	３月７日	（火）	午前10時	本会議	・一般質問
第３日	３月８日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問
第４日	３月９日	（木）	午前10時	委員会	・総　　務（議案調査）
第５日	３月10日	（金）	午前10時	委員会	・民生教育（議案調査）
第６日	３月11日	（土）	休　　会		・議案調査
第７日	３月12日	（日）	休　　会		・議案調査
第８日	３月13日	（月）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）

第９日	３月14日	（火）	休　　会		・議案調査
第10日	３月15日	（水）	休　　会		・議案調査
第11日	３月16日	（木）	休　　会		・議案調査
第12日	３月17日	（金）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　　1　　号

〔 3 月 6 日 〕

平成１８年第１回阿見町議会定例会会議録（第１号）

平成１８年３月６日（第１日）

○出席議員

１番	小松沢　秀　幸　君
２番	柴　原　成　一　君
３番	浅　野　栄　子　君
４番	難　波　千香子　君
５番	紙　井　和　美　君
６番	青　山　正　一　君
７番	石　井　早　苗　君
８番	藤　井　孝　幸　君
９番	千　葉　　繁　君
１０番	吉　田　光　男　君
１１番	久保谷　　実　君
１２番	吉　田　憲　市　君
１３番	滝　本　重　貞　君
１４番	天　田　富司男　君
１５番	倉　持　松　雄　君
１６番	大　野　孝　志　君
１７番	櫛　田　　豊　君
１８番	佐　藤　幸　明　君
１９番	諏訪原　　実　君
２０番	岡　崎　　明　君
２１番	荻　島　光　明　君
２２番	細　田　正　幸　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
教育長	大﨑治美君
町長公室長	木鉛　章君
総務部長	大崎　誠君
民生部長	石井定夫君
経済建設部長	臼田計律君
都市開発部長	糸賀富士夫君
教育次長 兼学校教育課長	大竹利一君
消防長	神林柳司君
水道事務所長	渡辺清一君
都市開発部次長 兼都市計画課長	茂田義巳君
総務課長	瀬尾房雄君
企画課長	坪田匡弘君
財政課長	松本功志君
税務課長	横田健一君
収納課長	竿留一美君
総合保健福祉会館長	大﨑　匠君
社会福祉課長	飯野利明君
国保年金課長	野口静男君
建設課長	黒井　寛君
生涯学習課長	北澤正一君

消防次長兼消防課長　　大　津　　力　君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　　栗　原　繁　樹

書　　記　　青　山　公　雄

平成１８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第１号

平成１８年３月６日　午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　常任委員会所管事務調査報告

日程第５　議案第　１号　阿見町国民保護協議会条例の制定について

日程第６　議案第　２号　阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

日程第７　議案第　３号　阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

日程第８　議案第　４号　阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第　５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第　６号　阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第　７号　阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第　８号　阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第　９号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第９　議案第１０号　平成１７年度阿見町一般会計補正予算（第６号）

議案第１１号　平成１７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１２号　平成１７年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

	議案第１３号	平成１７年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）
	議案第１４号	平成１７年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第１５号	平成１７年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第１６号	平成１７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第１７号	平成１７年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第10	議案第１８号	平成１８年度阿見町一般会計予算
日程第11	議案第１９号	平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第２０号	平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第２１号	平成１８年度阿見町老人保健特別会計予算
	議案第２２号	平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第２３号	平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第２４号	平成１８年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第２５号	平成１８年度阿見町水道事業会計予算
日程第12	議案第２６号	町道路線の廃止について
	議案第２７号	町道路線の認定について
日程第13	議案第２８号	茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第14	議案第２９号	茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
日程第15	議案第３０号	土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について

議案第３１号　土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第16　議案第３２号　土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更について

午前１０時００分開会

○議長（小松沢秀幸君）　定刻になりましたので、ただいまから平成18年第１回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小松沢秀幸君）　日程第１、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

６番　青　山　正　一　君

７番　石　井　早　苗　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第２、会期の決定の件を議題にいたします。

本件については、去る２月27日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長青山正一君、登壇願います。

〔議会運営委員長青山正一君登壇〕

○議会運営委員長（青山正一君）　おはようございます。

それでは、命によりまして会期の決定の件につきまして御報告を申し上げます。

平成18年第１回定例会につきまして、去る２月27日、議会運営委員会を開催いたしました。議長出席のもと出席委員は７名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から17日までの12日間で、日程につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

２日目、３月７日は午前10時から本会議で一般質問５名。

３日目、３月８日は同じく10時から本会議で一般質問５名。

４日目、３月９日は委員会で午前10時から総務常任委員会。

５日目、３月10日は委員会で午前10時から民生教育常任委員会。

６日目から７日目までは休会で、議案調査。

８日目、３月13日は委員会で午前10時から産業建設常任委員会。

９日目から11日目までは休会で、議案調査。

12日目、３月17日は最終日となりますが、午後１時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしましたので、各議員の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告どおり、本日から３月17日までの12日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月17日までの12日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第１号から議案第32号の以上32件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、「公共サービスの安易な民間解放を行なわず、充実を求める意見書」提出に関する陳情１件です。

内容はお手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成17年11月分から平成18年１月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に、平成17年度普通建設等事業進捗状況、契約状況について、２日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

ただいま16番大野孝志君が出席いたしました。

したがって、ただいまの出席議員は22名です。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第４、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会における事務調査をいたしました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

総務常任委員長千葉繁君、当壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　それでは、命によりまして総務常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は、去る１月16日から17日の２日間、福島県塙町・矢祭町に視察研修してまいりました。

参加者は委員３名と議会事務局より１名、執行部より瀬尾総務課長の出席をいただきました。

１日目の塙町でございますが、まず、塙町役場におきまして、菊池町長様、吉成議会議長様に町や議会の概要についてごあいさつを交えてお話をいただき、その後、地域の交流などの活動内容についてということで、この地域の生活の拠点として大きな役割を担っております「道の駅はなわ」へ移動し、視察を行いました。

場所的には常磐自動車道那珂インターから国道118号線を利用して１時間ちょっとの国道沿いにあります。

町では当初地域交流の拠点としてＪＲ水郡線磐城塙駅、駅舎内に町立図書館や画廊などを併設したコミュニティプラザを設置しましたが、いまひとつ集客に欠けるところがあり、本来の町民の生活に供するものにしていかなければならないとの思いがあり、住民が自然な形で集まってくるにはどうしたよいか、また、あきることなく継続した交流活動ができるようにするにはどうしたらよいかと苦慮されたとお聞きしました。

また、塙町の中心を走る118号線は沿線に立ち寄る施設や観光地などもなく、ただ通過されている状況にあり、通過から滞在されるまちづくりを目指したいとのことから、農林水産物直売・食材供給施設「道の駅はなわ」の整備を行ったということでした。

敷地面積は１万1,000平方メートル、建設年度は平成13年、14年度の２カ年で行われ、事業費は３億4,650万円、国庫補助金は１億6,861万円で建設をされました。町の補助金は年間2,588万円、町として運営委員会を組織し、委員は産直の会代表者、加工グループの代表者、塙町商工会代表者、塙町振興公社代表者、町職員代表者、町地域活性化活動支援協議会代表者、農産物直売所店長にお願いをし、運営にかかわりを持ってもらっており、直接の運営は民間人を登用しての株式会社塙町振興公社で行っています。

施設内の出店につきましては、160の組合員から構成される直売組合、32の組合員から構成される物産組合、軽食などを担当している業者、レストランを営業している業者、そしてコンビニと５つの部門から出店をされています。平成17年度の実績で総売り上げ２億2,139万円まで成長し、そのほか相乗効果をあわせますと、町の税収も5,000万円アップしたということでした。

この施設でのメリットはたくさんあって全部御紹介するのには時間が足りませんので、ポイントのみ申し上げますと、地産地消が推進できたこと。高齢者のいきがい事業になり、健康増進になったこと。地域の方々の交流の場になり、本来目指そうとしていたコミュニティの形成ができつつあることなどが上げられます。

ちなみに昨年度は個人の出店者で年間売り上げのトップは700万円だったそうです。

続きまして、次の視察地、同町の湯遊ランドはなわに向かい、接遇について研修を行いました。ここは我々一行の宿泊施設で、湯岐温泉郷の中にあり、町の第３セクターで運営されている施設でもあります。私も以前から何回か宿泊をさせていただいていまして、施設職員の接遇はとてもよく、どのような教育をされているのか、興味がありました。

この施設の建設の背景には、塙町は古くから農林業を中心に栄えてきた町でありますが、近年人口の流出、少子・高齢化などから過疎化が進行する中、湧き出したまま未利用であった町有温泉を生かし、雇用の場の創出と地場産

業との有機的連携による地域の活力を取り戻そうと、健康・交流・研修をコンセプトに滞在型交流施設を建設することになったそうです。

研修に入り、施設の概要説明をいただき、その後、接遇についてお話を受けました。接遇の教育は東邦銀行から講師を招き、指導を受け、マニュアルを作成し、目配り・気配り・思いやりを基本とし、お客さまにくつろいでいただけるような接し方を教育しておりますとのことでした。

職員教育の方法として、まず言葉遣いの自己診断テストを行い、その中から自分に不足しているところや修正しなくてはいけないことなどさらに研修する機会を設け、改善をしていく方法や接客マナー、クレームの対応、電話の応対などを、定期的に自前の研修だけでなく外部からも講師を呼んで努力されているということでした。

このようなことから職員の意識を変え、また日々向上心を持ってお客さまに接することが大変重要であることを学びました。

次に、２日目の矢祭町の視察について御報告いたします。

矢祭町は皆さんも御存じのように、平成13年10月に合併しない宣言をし、全国から大変注目された町であります。これまで矢祭町に視察に訪れた団体は、北は北海道から南は沖縄の離島のはてまで、約600に上る団体、延べ6,000人の方が来町したそうです。

我々の視察日前日には、２日間かけて全国自治フォーラムが開催され、全国42都道府県内187市町村及び地域研究組織を含めると約200団体、1,200人の方々が矢祭町に集結をいたしました。私たちの研修当日も我々を含め13の市町村の方々と一緒に研修を行いました。

矢祭町は人口約7,000人、一般会計30億円、議員数10名、職員数は83名の町であります。この自治体が合併しない宣言をし、今後、町の存続をかけ自立したまちづくりを進める行政改革を行ったことを一部御説明をいたします。

まず、具体的な改革項目を定め、少ない歳費で効率的に行政運営を行いつつ、高い住民サービスが提供できる体制の確立のため、大胆に取り組んでい

きました。

その改革とは、①行政の守備範囲を明確にし、補助金・負担金・分担金などの見直しを図った。

②現行の高いサービス水準を維持し、新たなニーズに対応していくことができるよう長期財政計画を策定した。

③各業務の行政コストを算出し、バランスシートと行政コスト計算書を作成し、公表をいたしました。

④町施設の業務委託をできるだけ推進していくことにしました。

⑤窓口業務のフレックスタイム制を導入し、平日は午前７時30分から午後６時45分まで窓口業務を時間延長し、休日は８時30分から午後５時15分まで窓口業務を開設し、365日年中無休の体制にしました。

⑥出張役場を開設し、役場職員の自宅を出張役場として開設、役場の駐在員と位置づけ、税金、水道料金、保育料などの収納、文書の配布、各種届け出書や証明書の代行申請などを行い、各種相談にものることを実践しました。

⑦役場自衛消防隊を結成し、消防団員が会社勤めで地元にいない昼間の火災のため、消防ＯＢの協力を得るほか、有事の際には役場の消防隊が出動し、消火活動ができる体制をつくりました。

⑧幼稚園と保育所の一体化を行い、保育所はゼロ歳児から３歳児まで、４歳児と５歳児は幼稚園で保育所と同じく預かり、特別保育を行っています。

⑨税務課を置かずに、税金滞納ゼロを目指し、特別職を含めた全員で滞納整理に当たっているとのこと。

また、一方では、住民に少しでも負担について理解を求めることも具体的にお願いをしています。

例えば公園の美化、道路の維持管理などには積極的な協力を求めたり、今後、町職員を最終的に50名体制にしたいとのことから、これまでは各種団体の事務局を職員が担うことが多かったが、これからはそれぞれの団体から事務局の仕事を賄っていただくとか、建設事業については、優先順位をつけ、

緊急を要するもののみ行うことを発したり、各種団体の補助金は削減することもお願いしているなど、財政の厳しさを住民に訴えると同時に、理解を求め、自立をしていくための心構えを示し、町の状況や将来を考えさせることをしています。

このようなことからわかるように、本当の住民自治の原点に返り、住民の求めるものを的確にとらえ、また、負担してもらうことは、負担していただくなど、住民のための行政運営をごく自然に行い、実行している姿がよくわかりました。

この視察を通して思ったことは、すべては住民のためにと新しい発想に挑戦していくことのできる職員の意識改革と首長さんの強いリーダーシップが感じられました。

また、行政サービスの向上もさることながら、住民に行政改革を真剣に取り組んでいる姿を理解していただき、住民から町もこれだけ一生懸命やっているんだからしようがないよと言ってもらえるような状況をつくった上で、相応の負担もお願いしていくことが必要であると思いました。

この２日間の研修は、我々の思いを再確認でき、今後の議会人としての役割を再確認できる大変有意義な研修になりました。

最後に、大変お忙しい中我々の視察研修を心よく引き受けていただきました塙町菊池町長様、吉成議長様初め、関係職員の方々、また、矢祭町の根本町長様を初め、関係職員の皆様に心から感謝を申し上げまして、総務委員会視察研修の御報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育委員常任委員長（細田正幸君）　それでは、閉会中の委員会の活動報告について御報告いたします。

民生教育常任委員会では、去る18年１月24日、午後１時30分より午後３時

30分まで福島県西会津町を視察いたしました。

この視察に当たっては、阿見町の健康保険税を何とか値上げしない方法はないものかということで、茨城県内にそういう市町村があれば見る。また、県内になければ県外でも視察しようということで、これは事務局の方で聞いたと思うんですが、県内になくて、福島県の西会津町が適当だろうということで、医療費の削減対策と国保税について視察をしてまいりました。

私ども西会津町でも、会津はわかるわけですけれども、初めて聞く町でございました。西会津町を紹介しますと、いわゆる会津の西隣ですね、福島県の西北部、福島、新潟、山形の３県にまたがる、いわゆる山間部の町でございます。面積が約300平方キロメートル、全体の約86％が山林で占める。町の中央を阿賀野川が流れている。それから道路については、国道49号線とＪＲ磐越西線が走っておる。それから平成９年に磐越自動車道が全線開通し、町の中央には西会津インターチェンジが設置されている。

今、西会津町では町全体が「百歳への挑戦《トータルケアの町づくりをめざして》」というスローガンで、いわゆる健康で長生きして、安心して町民のだれもが暮らせる、そういうまちづくりを推進しているという町でございます。

人口規模は約9,000人、財形規模は約60億円、阿見町の半分の規模です。あと財政状況、この近隣で比べれば、美浦村は人口１万8,000人で50数億円。それから比べれば、美浦村人口の半分で60億円というのは、結構いろいろな仕事をやっているのかなということで推察されます。

関東の平野のど真ん中にいると西会津町のイメージがわかないわけですけれども、１月24日、福島の磐越西線ですね、磐越道で高速道路に乗っかって、いわゆる会津盆地へ入るトンネルを抜けると、「雪国」の文句ではないけれども、トンネルを抜ければまさしく一面の雪だった。そういう町でございます。西会津町はその会津盆地から、会津の町から約30分ぐらい新潟の方へ行った町でございます。

なぜ健康づくりを取り上げるようになったかということでございますが、説明には山口助役さんが一貫して説明をしていただきました。現在町長が６期目になっているわけですけれども、その町長が昭和60年に当選したときに、まず第１番目に議案として出されていたのが、初めての議会での国保税の引き上げという議案だった。そのとき町長は「何だ、おれが当選して来た最初の議案が国保税の引き上げか」ということを言った。

これは何とかしなければならないということで、町長が自分の人脈、いろいろなつながりを生かして、ではどうすれば国保税が安くなるのか、それは簡単だ、要は医療費がかからなければ国保税は下がると言われた。それでは医療費をかけないためにはどうするのか、そのことから出発した。それにはやはり一番予防医療、それしかない。それが結論だ。健康のために予防医療に努めるということがそのときから始まったということを説明しておりました。

その当時の西会津町の高齢化率は、24から25％の高齢化率だったということを言っております。今の平成15年段階では35％になっているということでございました。この24％というのは、阿見町は12～3％ですから、いかに高齢化率が高いかということがわかるというふうに思います。

じゃ、それでは、健康づくりには何が必要なのか。まずやったことは、町民の健康診査ですね。健康調査をまずやった。それには琉球大学の松崎俊久教授、それから女子栄養大学の香川学長の指導により、健康調査と疫学的なデータ収集、総合健康調査を開始した。そしてそのために2,000万円の予算を３月議会前につけたということを言っておりました。

その調査の結果わかったことは、脳卒中による死亡が多い。それから悪性新生物、特に胃がんによる死亡が多い。骨粗鬆症が多く、腰曲がり、膝関節変形などにより寝たきり老人になりやすい。そういうことがわかった。

その原因は何かということの分析の結果は、１番に塩分の摂取量が多い。２番にたんぱく質の摂取量が少ない。３番目に、冬期間の運動量が少ない。

これは積雪が多いために、当然外へ出られないから運動量が少ないという結果が出たそうでございます。

その調査結果に基づいて町民の健康づくりの取り組みが始まったそうでございます。

この調査は平成４年度にやったわけですけれども、平成５年４月に健康の町宣言、それから「百歳への挑戦パート１・パート２」町民大会の開催。これは平成５年と平成９年にやっているそうです。それから健康講演会や健康まつりの開催、町民健康カレンダーの配布、これは全世帯ですね。ケーブルテレビ等による情報の提供を行ってきた。

それから、特徴的なことは食生活改善推進員の育成を平成５年から始めた。健康づくりには食生活が重要であり、特に塩分摂取量が多かったことから、女子栄養大学の指導を得て本格的に食生活改善推進員を養成した。町で講習・実習年60時間行い、人数で現在100名を超える人が毎年修了して食生活改善に当たっている。その人たちが管理栄養士、町で栄養士を２名雇う。それから現在保健師は６名体制でやっている。食生活改善推進員が100名いるわけですけれども、この人たちが共同で各自治区、集落ですね、――出向いて食生活改善、健康改善の運動を行ってきたということを説明しておりました。

そしてその結果、どうなったかということですけれども、平成５年に町の味噌汁の塩分測定結果が表に出ていますけれども、56.27％が濃い味噌汁だった。それが10年後の平成15年にはその濃い味噌汁は2.3％に減って、味噌汁の薄い味というのが39.8％にふえた。平成５年のときは、薄い味は4.48％でしたので、塩分濃い、薄いでは10分の１ぐらいに減塩したということを言っておりました。

それから、食塩の摂取量についても、国の基準が12.7グラムだそうですけれども、西会津町ではそれよりも下がって、現在12.4グラムということでございました。

現在、特徴的なことは、阿見町と違うことはケーブルテレビがあるということと、そのケーブルテレビの通信回線を利用して各家庭に健康データをはかれる機械を設置してある。その機械１台で４人まではかられる。その毎日の血圧、脈拍、心電図、体温、体重を毎日町の中央に接してあるホストコンピュータに自動的に送信されるようになっている。その送信された結果には、町には診療所があるわけですけれども、お医者さんが２名勤務している。その状態を見て、これはおかしいという人については、折り返しファクスで注意点をやっている。それから電話をしたりして、注意を喚起しているということを行っているということでございます。

それを行った結果、疾病の早期発見と予防が格段に進んだということを説明をしておりました。

それから、骨粗鬆症の取り組みについては、これも簡単な骨粗鬆症の診断ではなくて、全身の骨粗鬆症の骨密度測定ができる機械を町で購入して健診をしていくということを話していました。

まず最初、大学の先生の調査をしたときに、50歳以上の人にしてもらったら、女の人がほとんど腰の曲がった人ばかり来た。先生はきょうは腰の曲がった人ばかり集めたのかということを言われたそうですけれども、実際はそうではなくて、女の人は50歳を過ぎると、西会津町ではほとんど曲がってしまった。そのとき先生が言ったのは、いわゆる腰の曲がるのは、これは自然に曲がるんじゃなくて病気なんだと、要するにカルシウムの不足、それからたんぱく質の摂取の不足による腰曲がりだということで、それが指摘されたので、それ以後牛乳を飲もう。それからここの町では沖縄の町村と交流をしているそうですけれども、そこで豚肉ですね、たんぱく質をとるために豚肉、沖縄では豚の肉をブロックで買って、それを油を出して調理するそうですけれども、そういうことを西会津町でも取り組んでいるということを話しておりました。

それから、健康を維持するためには、やはり食べ物が大事だということで、

それには健康な土づくりが大事だと。このことについても、農業科学研究所の所長の中嶋先生に「土と食物といのち」ということで講演してもらって、西会津町の土壌診断、これを委託してやったそうでございます。そうすると、窒素、燐酸カリはいっぱいあるけれども、そのほかの体に必要なミネラル分がほとんど不足している。そういう結果が出たということで、その土壌改良から始めた。土壌改良をしてそこから健康な野菜づくり、それから健康な米ですね。現在ではそれをネーミングをいたしまして、ミネラル野菜、「ミネラルっ娘」という野菜に商標登録もして、町の特産野菜ということで販売もしている。

それから、そのミネラルたっぷりの野菜はおいしいということで、学校給食にこのミネラル野菜を取り入れている。子供たちもこのミネラル野菜を食べると、ほかの野菜がまずくて食べられない、そういうふうな評価を得ているということを話しておりました。

あと国民健康保険の医療費の推移なんですけれども、特に老人の医療費が全国平均、福島平均からしても、１人当たりで年間10万円ぐらい少なくなったということを話していました。

ちなみに全国平均が75万円、福島県が70万円、西会津町が60万円ということで、１人当たり10万円ぐらい減額されているということでございます。

それにかかわりまして、その結果が国民健康保険税を引き下げる要因になっているということを話しておりました。国民健康保険税はずっと値下げをしてきたということを言っておりました。

今税額で西会津町は、平成15年度で１世帯当たり11万4,000円、１人当たり５万円、全国平均が１世帯当たり15万1,000円、それから１人当たり７万7,000円ですから、それと比較しても西会津町が健康づくりをやった結果、いかに保険税を減らすことができたかということがあらわれていると思います。

この西会津町の取り組みにつきましては、全国的にも注目されておりまし

て、250ぐらいの自治体から視察に来ているということを言っておりました。

それから、この健康システム、健康管理の状況については、視察して行ったその後１週間ぐらいでしたけれども、ＮＨＫのテレビでもの西会津町の健康管理のことがテレビで報道されておりました。

このように、私は民生教育委員会でも、阿見町も健康保険税を上げる状況になっている。今度の議会にはそれが載っておりませんけれども、恐らく６月の議会にはそういう提案がなされる。そういうことを考えれば、いかに健康づくりを町を挙げてやることが町民の健康維持につながり、そしてひいては健康保険税の値上げなくて、減額になるという結果を示した例があったということは多いに参考になったと思います。

この健康づくり、では、だれが先頭になってやってきたかというのは、最初報告しましたように、昭和60年に当選した町長が、これは議会が健康づくりに対して当然特別老人ホームとか、温水プールとか、施設もいろいろつくってあるわけですけれども、そういう点については、議会の方がむしろ反対した。町長が率先して、この健康づくりを始めた。そして実際に施設をつくって、その施設を利用することによって皆さんから要望が来る。その結果を見て、議会もすぐにそれはいいことだ、逆に今度はもっとつくれというふうに変わったというふうに言っておりました。

かいつまんで報告いたしましたけれども、この阿見町にとっても健康保険税の値上げが目の前にある時期、西会津町の例は大いに参考にしなければならないというふうに思います。

これのまとめについては、「百歳の挑戦」ということで町長とそれから厚生省の役人、大学の先生などと対談した本が出ております。町長は山口町長という方でございます。こういうものも参考にしたらどうかなというふうに思います。

最後に、私たちのために貴重な時間を割いてくれ、丁寧に質問、また説明に答えてくれました西会津町の関係者にこの場所をおかりしてお礼をいたし

まして、委員会の報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、産業建設常任委員長吉田光男君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長吉田光男君登壇〕

○産業建設常任委員長（吉田光男君）　産業建設常任委員会所管事務調査を御報告いたします。

当委員会では、去る２月７日、午後１時30分から３時まで神奈川県の湯河原美化センターを視察研修いたしました。出席委員は６名、議会事務局から青山主査に出席いただき、執行部から臼田経済建設部長に御出席いただきました。また、湯河原美化センターの方では青木管理課長の出席をいただき、湯河原美化センター焼却炉の維持管理について御説明を受けました。

概要といたしましては、湯河原町真鶴町衛生組合の概況を御説明いたします。

設立が昭和52年２月１日、構成は湯河原町が２万7,104人、真鶴町が9,054人で、事業の内容といたしましては、一般廃棄物及び廃木材等の収集以外の処理。組織といたしましては、湯河原町の議会から６名、真鶴町から５名、議会の組織は11名で、組合長が湯河原町の町長、副組合長が真鶴町の町長、収入役が湯河原町の収入役ということです。職員数が６名で、青木管理課長以下事務職員２名、事務パートが１名、その他の３名は、粗大ごみ施設に１名、廃木材を一部処理していますので、廃木材をチップにしたり、運んだりするところに２名、その他川重環境に運転管理を委託しており、焼却炉と最終処分場の水処理、粗大ごみ施設にも１名おりますということです。

ごみ焼却施設の概要ですけれども、処理能力が70トン、１日16時間です。敷地面積が6,918平方メートル、完成時が平成９年７月です。総事業費が32億415万9,000円です。修理・管理については、施設は川崎重工業製です。３年間は貸し担保として補修料は無料なので、平成12年までは補修費を払っておりません。また、平成９年７月からは、太さ30センチ以上積載可能な長さ

の廃木材、草木まですべて無料で取り扱っているそうです。

また、青木管理課長自身焼却勤務が長く、自分自身でも運転管理をしているため、修理に関して予算措置をとる場合には、メーカーの言うことをうのみにせず、必ず自分の目で確かめて修理箇所を判断しているそうでございます。

焼却施設の修理については、本来なら川崎重工へ発注すれば、設計相談も要らず、随意契約でぽんと数千万円を出せば、すべてトータルできるところ、今は応急修理や入札で町内の業者でできるものは町内の業者で、分割して修理を請け負っております。今まで１つのところでやっていたものを細分化するため、どうしても書類の数がふえる。それだけの数の設計をしなければならない。タイミングが必要という欠点もありますが、金銭的には安くできますし、一度町内の業者が請け負えば、ノウハウを学ぶことができるという長所もあります。

例えばインバーターですが、焼却施設にある大きなものは東芝製です。それをメーカーに通すと300万円はかかります。また、町内の電気店から２つで300万円というふうに安く購入できます。大きい修理や入札で10社の中から見積もり依頼をし、各業種別に分かれたものから単価を拾います。さらに10社の中の一番最低価格を出した会社に設計経費の見積もりを出させ、その上で決定します。

ちなみに、平成13年度からごみ焼却補修工事ですけれども、大体年間3,000万円ぐらいで修理をしているそうです。

青木管理課長から実際に必要な修理箇所の見きわめ方など、もっと子細な話を聞くために、阿見町の担当者を研修に寄越した方がよいということで、１時間ぐらいの研修ではございましたけれども、青木課長さんの懇切丁寧な御説明によりまして有意義な研修ができたと思います。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　本日ここに平成18年第１回阿見町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私とも御多用にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに開会できますことを深く感謝申し上げます。

提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、私が４期目の町政運営に臨む基本的な考え方など所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

私は議員各位を初め、多くの町民の皆さんから温かい御支援をいただきまして、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。このことは身に余る光栄でありまして、与えられた重責に身の引き締まる思いであります。

私は、阿見町政４期目のスタートに当たり、多くの町民の皆さんからお寄せいただいた期待の大きさを改めて実感する中で、すべての町民の皆さんが笑顔をたやすことなく、ふるさととして誇りの持てる町を目指し、職員の先頭に立って全身全霊を傾けていきたいと考えております。

振り返りますと、私は平成６年に阿見町長に就任して以来、一貫して清潔・公平・公正、対話の政治を町政運営の基本とし、まちづくり懇話会や町民と語る集い、また町長への手紙などにより、多くの町民の皆さん方の御意見を伺いながら、みんなの声が活きるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

この間、土地区画整理事業等の面整備の推進、主要幹線道路の整備の促進、霞クリーンセンターの建設、さくらクリーンセンターの建設、総合保健福祉会館、地区公民館の整備及びうしくあみ斎場の建設などの都市基盤、生活基盤や福祉施設等の整備充実及び環境美化条例や景観条例の制定など、良好な自然環境の保全創出等を重点施策として積極的に推進してまいりました。

これからはこうした成果を次の発展につなげ、次世代に誇りと自信を持っ

て引き継げるような、夢と希望に満ちあふれた新しい阿見町をつくり上げていきたいと強く念じております。

これからの４年間は、大きく変動する社会経済情勢の中で、地方自治体は自己決定能力と自己責任能力が求められており、また、多様化、高度化する住民ニーズを的確にとらえながら、柔軟に対応する体制を整える必要があります。

少子・高齢、人口減少などの社会構造変化の中で、高齢福祉や子育てなどの行政サービスを維持していくためには、コストの低減を図りながら、効率的、効果的な行財政運営の基盤確保が必要となります。

そのために、中長期的には市町村合併を見据えながらも、当面は阿見町単独で徹底した行財政改革による財政基盤の強化を求めつつ、引き続き清潔・公平・公正、対話の政治を基本姿勢として、町民の皆さんとともに考え、ともに歩む町政運営に全力で取り組んでまいります。

どうか議員各位並びに町民の皆さんには、今後の町政運営につきまして御理解と御支援いただきますよう心からお願い申し上げます。

さて、現下の地方財政は、我が国経済の、特に地方段階での停滞を反映して地方税収入が低迷する一方で、幾多の景気対策による公共事業や減税の実施、三位一体の改革などにより大幅な財源不足が続き、平成17年度末、地方財政の借入金残高が205兆円に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮されております。

一方、地方自治体には消費高齢化に対応した地域福祉の充実や環境問題の対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備など、増大、多様化する行政需要に適切に対応することが強く求められてきており、新たな視点でのまちづくりを進めなければなりません。

本町の財政状況につきましても、歳入では経済情勢がゆるやかな回復傾向を示しているものの、大幅な税収増は見込めず、依然として町税等の一般財

源確保が非常に困難な状況であり、歳出では、重要施策の推進とともに、扶助費等の義務的経費の増高が確実であることから、大幅な財源不足が見込まれております。

私は、このような基本認識のもとに、今まで以上に行財政改革を積極的に進め、財源確保を図りつつ、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、町政運営の重要課題の取り組みについて、第５次総合計画の施策の大綱に沿って基本方針を申し述べてまいります。

１つ目は、みんなの声が活きる町であります。

行政と町民の協働に基づく自主的な地域づくりを推進するとともに、町民が個人的に参加できる枠組みをつくります。

また、庁内各部課において町民と行政の積極的な協働を推進するとともに、各事業の連携を図ってまいります。

さらに、各種計画などの策定段階において、素案の公表により意見を聴取するパブリックコメント制度を積極的に導入するとともに、適正、かつ可能な内容については、町政に反映させてまいります。

その他、県立医療大学との連携により、地域の保健、医療、福祉の充実に努めるとともに、茨城大学と地域連携協力協定を締結することによりまちづくりの積極的な連携、協力体制を推進します。

２つ目は、環境を守り育む町であります。

私たちが生活していく上でよりよい環境を守り、創造することが非常に重要な課題であり、国・県の環境基本計画に基づき、町民、行政、それぞれが積極的に環境保全に取り組む体制の整備に努めます。

また、農業の持つ物質循環機能や自然循環機能を生かし、生産性との調和に留意しながら、環境にやさしい農業と持続性の高い農業生産方式の導入を推進します。

３つ目は、安全で安心に暮らせるまちであります。

阿見町地域防災計画に基づき総合的な防災対策の推進に努めるとともに、社会情勢の変化や予想される災害の状況に即して、阿見町地域防災計画の適宜見直しを図ります。

また、日常生活圏である地域コミュニティの交流を図り、地域社会の犯罪防止機能の向上を促すとともに、都市化の進展にあわせた安全対策の充実を図ってまいります。

さらに、上水道については、水需要や未普及地域の状況を勘案し、計画的に配水管の新設、増径等拡張配水管の布設を行うことにより、水需要に応じた水量と水圧を確保し、未普及地域の解消と給水普及率の向上を図ってまいります。

４つ目は、健康で明るくやさしいまちであります。

町では、平成８年度に県内でもいち早く阿見町エンゼルプランを策定し、少子化対策を推進してきましたが、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から阿見町次世代育成支援対策行動計画をスタートさせ、さらなる少子化対策と子育てに関する支援の充実を目指します。

また、健康で安心して生活がおくれる長寿社会づくりを目指して、阿見町老人福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護サービスのための基盤整備を促進するとともに、介護サービスの効果的な推進と介護需要の圧縮を図るため、介護情報のデータベース化を推進します。

さらに、あみ健康づくりプラン21に基づき、町民一人一人が生活習慣の改善、失業対策と健康管理を進めるとともに、身近な生活の場での健康づくりと健康なまちづくりの推進に努めます。

５つ目は、いきいき学びのまちづくりであります。

町民の学習意欲に対し、生涯学習活動の活性化を図るため、ニーズに見合った内容と学習の場を提供し、１人１学習・１スポーツ・１ボランティアを推進するとともに、町民主体の生涯学習活動であるふれあい地区館活動のさらなる充実を目指します。

また、児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう施設の維持管理に努めるとともに、必要に応じて計画的な改造・改修を実施します。

さらに防犯・防災訓練の実施などにより、児童・生徒の防犯・防災意識の高揚を図ります。加えて（仮称）霞ヶ浦平和記念公園において、（仮称）予科練平和記念館の整備を推進してまいります。

６つ目は、暮らしを支える活力あるまちであります。

規模拡大意欲のある農業者への農地の集積や景観作物の作付けなど、遊休農地の拡大防止に努めるとともに、農業者、農業協同組合、行政の連携のもと、遊休農地解消のためのシステムの構築を検討していきます。

また、工業振興のため、県と連携をとりながら、阿見東部工業団地への優良企業の誘致推進します。

さらに工業懇談会、商工業懇談会などの組織を活用し、企業や商業者と行政の連携を強め、さらなる町の活性化を推進します。

７つ目は、快適で便利な美しいまちであります。

現在整備中の本郷第一地区については、事業の早期完了を目指すとともに、地区内外の調和のとれた整備を目指します。

また、荒川本郷地区は本町の荒川沖市街地を形成するための核となる地域であり、重要な位置にあることから、都市計画道路等の基盤整備を図りつつ、適正な市街地の誘導に努めます。

さらに吉原地区については、平成18年度中に首都圏中央連絡自動車道路の(仮称)阿見東インターチェンジまでの区間が開通されることから、第１施行地区である吉原東地区の整備を促進します。

その他、本町の美しい景観を守り育て、魅力ある景観形成の推進します。

最後に、効率・効果・透明性を大切にするまちであります。

町政運営の基盤を確実なものにするため、本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズを的確に把握しながら、新たな視点に立った新行政改革大綱及びその実施計画を策定し、より積極的な行政改革を推進します。

また、工業団地における積極的な企業誘致や土地区画整理事業などの市街地における宅地分譲の促進、税等の財源の的確な把握や収納対策の強化によりを税収を確保し、自主財源の安定化を図ります。

以上、町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが、議員各位並びに町民の皆様のなお一層の御支援と御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

議案第１号　阿見町国民保護協議会条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第５、議案第１号　阿見町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第１号、阿見町国民保護協議会条例の制定について申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が平成16年に施行され、各市町村において平成18年度内をめどに武力攻撃事態等に対する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する市町村国民保護計画を策定することとされております。

計画の策定に当たりましては、国民保護法に定められた市町村国民保護協議会の設置が必要となりますので、阿見町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しております。質疑は簡潔に

お願いをいたします。

質疑を許します。22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　前段で３日ですか、全協で説明があるということで、私、たまたま学校給食の会議に出ていたので、その説明を聞く機会がなかったわけですけれども、この内容について一、二聞きたいなというふうに思います。

第１条で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これは当然外部からの攻撃を想定するというふうに私は理解しているわけですけれども、それではこの阿見町において現実にどういう事態が想定されるのか、お聞きをしたい。

それから、この条例で計画の策定をする、この協議会の定数が35人以内、これはどういうメンバーで構成されるのか。あと会長については、普通は町長がなるという例が条例でありますけれども、この会長については、そういう条例も項目がないわけですけれども、会長はだれがやるのか、この３点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　お答えいたします。

武力攻撃から国民を守るというそういう趣旨のもとにこれから準備していくということでございます。それは阿見町に具体的にどういうふうな攻撃が出てくるのかということは、ちょっと抽象的なところがあるんですけれども、国の言っていることを申し上げますと、４点ほどありまして、１つは、航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃。２つ目に、ゲリラや特殊部隊による攻撃。３つ目が弾道ミサイル攻撃、４つ目が航空機による攻撃、こういうものを想定しているというふうに法ではなっております。

それから、この協議会の定数35のメンバーでございますが、これについては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の中に、

構成員として法の40条にうたっておりまして、協議会は会長及び委員をもって組織するということで、会長は市町村長ということで法で決めてあります。

そのほか委員については、１番から8番までありまして、例えば１番については、当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、２番目が自衛隊に所属する者、３番目が市町村に属する都道府県の職員、４番目が当該市町村の助役、５番目が当該市町村の教育委員会の教育長、消防長、その他消防吏員、６番目が当該市町村の職員、そのほか７、８ということで、法律でこれは構成メンバーについては位置づけられておるわけでございます。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　私はひとつ懸念するわけですけれども、いわゆる武力攻撃事態法ですか、それに基づいて国民保護協議会を設ける。その中にいわゆる地方自治体の行政の中に初めて自衛隊が正式にメンバーに入ってくるということですよね。この委員に自衛隊に所属する者というふうになっているわけですね。私は地方自治体は地方自治体ですから、自治体独自に町民の安全を考えるというのが私は一番大事なことかなというふうにいつも思うんですけれども、では今阿見町において、では日本国においてですよね、そういう武力攻撃の事態があるのかと言ったら、現実にはないわけですよね。その国を言えるのかと言ったら、私は言えないと思うんですけれども。

そういう仮定の問題で全国にこういうものをつくるというのは、私はおかしいんじゃないか。それよりも今、この阿見町初め国内で問題になっているのは、小さい子供の誘惑ですね、学童の誘惑とか、そういうものが一番緊急の問題になっている。近い将来については、阿見町については、いわゆる地震災害ですね。これは南関東直下型地震が予想されるわけですから、まず、そういうことに力を注ぐというのが阿見町の私は職員の役目、議会の役目だというふうに思うんですよね。

百歩譲って、自衛隊がいわゆる行政に入ってきてどういうことが過去にあ

ったか。早く言えば、軍人が教育の場に入る、それから自治体の場に入って、いわゆる口を出すということになれば当然、早く言えばろくなことは起こらなかった。その結果として60年前の戦争が起きた。それから阿見町においては、予科練があった、施設があったということで、いわゆるアメリカ軍の爆撃を受けた。貴重な町の、町民の財産、家、それから人命も50人近く、これは予科練の人も含めれば、320～330人の人が１日か２日で亡くなっているわけですよね。

では、それに対してその当時の責任ある人が町民に謝罪をしたのか、謝罪なしですよ。迷惑はこうむりっぱなし。では、その後、新しい国になってその、今は自衛隊という名前ですけれども、基本的には軍隊だというふうに言われているわけです。その自衛隊が過去のそういうことについて謝罪したのかといったら、謝罪なし。そういう責任をとらないで、また自治体にいわゆる防衛庁関係者が出てくるというのは、これは私はゆゆしき事態だなというふうに思います。

再度聞きますけれども、自衛隊の所属する者というのは職員が出るのか、それとも現場の自衛官が出るのか、これはどちらなんですか。いわゆる事務職員が出るのか、それとも現場の自衛隊の長官ないしはその担当者が出るのか。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　お答えいたします。

この条例が制定後にメンバーを一応検討しまして、６月ごろには第１回の会議を開きたいという予定でおります。それで現在、自衛官については、地元武器学校の自衛官を委員としてお願いするよう、県を通じて防衛庁の方に事務作業を進めているところでございます。

○議長（小松沢秀幸君）　22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　前段言ったように、私は自治体の会議に現職の自

衛官が出るということについては容認できないということで、この条例の規定を町独自に変える必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２号　阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第６、議案第２号、阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第２号、阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について申し上げます。

国民保護法により、各市町村において当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事務をつかさどるための対策本部を設置することとされております。

そのため、阿見町国民保護対策本部及び阿見町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会の付託を予定しております。質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　これは議案第１号と関連してくると思うんですけれども、この２条では具体的に対策本部を設けるということだと思うんですが、この対策本部はどういうときに設けるのか、恒常的に設けるのか、それが１つですね。

それから、２つ目は、第３条に、「法第28条第６項に基づき、国の職員、その他町の職員以外のものを会議に出席させるときは、当該出席に対し意見を求めることができる」というふうにありますけれども、国の職員、町の職員以外のものを会議に出席させるというのは、どういう例なのか、質問いたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　この対策本部につきましては、武力攻撃等が受けるとき、受けたとき、あるいは受ける予測の事態があるときに国の方から指示があって、そのときに本部を設けるということでございますので、通常は設ける予定ではありません。

それから、町以外の職員の要請ということでは、具体的にはどういう事態になるのか、実際のところわからないというのが実情かと思いますけれども、例えば防災会議等では、国の霞ヶ浦工事事務所の職員を会議に出ていただい

て、専門的な指導をいただく、そういうふうなことになります。この武力攻撃の場合は、やはり自衛隊関係者の出席とはそういうことになるのかなというふうに感じております。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第３号　阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第７、議案第３号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第３号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について申し上げます。

本年４月からの障害者自立支援法の施行により、障害者福祉サービスを申請された方の程度区分の審査及び判定に係る審査会を設置することとなり、それに伴う審査会の委員の定数等について条例で定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会の付託を予定しております。質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第３号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を運審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

ただいま20番岡崎明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は21名です。

議案第４号　阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第６号　阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第７号　阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第８号　阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第９号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第８、議案第４号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第５号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第６号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第７号、阿見町火災予防条例の一部改正について、議案第８号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第９号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第４号から第９号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第４号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、昨年８月に行われた人事院勧告による給与改定等の取り扱いが政府で閣議決定・公布されたことに伴い、県市町村課の指導に基づき提案するものであります。

この条例改正は50年ぶりの給与構造改革の給与制度の改正であり、主なものは給料表の改定、昇給制度の見直し及びそれに伴う関係条例の一部改正であります。

まず、給料表の改定でありますが、給料表の水準全体の引き下げで、若年層の給与については引き下げは行わず、中高年層で７％、平均では4.8％の引き下げとなっております。

また、現行の給料表の級の統合により、行政職では１級、２級及び４級、５級の統合により８級制から６級制へ、消防職では４級、５級の統合により８級制から７級制へ移行、さらに現在の号給を４分割し、号給数について増

設したものとなっております。

なお、平成18年４月１日から新給料表への切りかえとなりますが、切りかえ前の給料月額との差額を保障する経過措置を設けております。

次に、昇給制度の見直しでありますが、これまでの特別昇給と普通昇給の統合により、勤務成績に応じた昇給区分、昇給号数を設定して昇給させる査定昇給制度の導入であります。

この昇給制度は、勤務成績が普通の場合、４号給を基準として年１回昇給させるものですが、管理職層については昇給号数を３号給、55歳以上の職員については２号給を基準とし、中高齢層の昇給抑制措置を設け、さらに職務の級の最高の号級を超えての枠外昇給制度を廃止しております。

なお、職務給の切りかえ等に伴う関係条例の一部改正につきましては、附則により改正するものであります。

次に、議案第５号、阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険料率が事業運営期間である３年間を通じての支出及び収入等の状況を勘案して設定することとされているため、平成18年度から平成20年度までの介護保険料率について、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算出した額に改正すること、及び介護保険法施行令の規定の一部改正に伴い、保険料に関する第１号被保険者の区分を改正するものであります。

また、税制改正に伴う激変緩和措置対象者の保険料率の算定基準について、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例を附則に定めるものであります。

次に、議案第６号、阿見町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、障害者自立支援法が平成18年４月１日から施行されることに伴い、町国民健康保険条例について所要の改正をするものであります。

内容としましては、精神障害者の通院医療について、現行法では精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律第32条第１項の規定により、精神障害の医療を受けた場合には、医療費の５％が自己負担となっておりますが、この自己負担分を国民健康保険条例により任意給付として国保が負担しており、法令どおりの自己負担となっている社会保険等の医療保険制度加入者との格差が生じている状態であります。

同様に、結核の通院医療についても、結核予防法第34条第１項に規定されている５％の自己負担分を任意給付として国保が負担している状態であります。

このたびの障害者自立支援法の施行により、精神通院医療についても、更生医療や育成医療とともに原則１割の自己負担となること、また、この任意給付が茨城県内においてのみ実施されていることなどから、医療保険制度相互の整合性を考慮し、国保による任意給付を廃止するものであります。

なお、本案は、阿見町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第７号、阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

本案は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が制定されたことに伴い、町火災予防条例について当該制定の内容を反映させるため、一部改正するものであります。

主な改正内容としまして、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等に関する規定を加え、住宅に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を義務づけることに改正するものであります。

なお、当該改正の新築住宅への適用は平成18年６月から、既存住宅への適用は平成23年６月１日からとなります。

次に、議案第８号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

本案は、地方公共団の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、阿見町手数料徴収条例について当該制定の内容を反映させるため一部改正するものであります。

改正内容としまして、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所による船舶への給油が認められたことから、同貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を加えたものであります。

次に、議案第９号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、学校教育指導員につきましては、教育相談という特殊な業務・専門性を有するため、現在の勤務条件では相談者のニーズに十分こたえることが難しく、相談者の希望する時間に相談を行うことには、勤務時間を弾力的にすることが望ましいと考えられます。よって、月額であった報酬額を時間額による報酬に改正するものであります。

次に、国民保護協議会委員についてであります。

国民保護協議会委員については、第１号議案で御説明しました阿見町国民保護協議会を設置するに当たり、国民保護協議会委員を非常勤特別職として任用するため、別表に加えるものであります。

次に、ティームティーチング講師についてであります。

ティームティーチング講師について、茨城県の給与改定に伴い、１時間あり1,750円から1,740円に報酬単価を改定するものであります。

次に、介護保険制度普及推進員についてであります。

介護保険制度普及推進員は、介護保険料の新たな滞納者を未然に防ぐため、保険料の納付義務が発生する65歳到達者宅を中心に訪問し、制度の説明を行うとともに、保険料の徴収を行うために設置するものであり、非常勤特別職として任用するため、別表に加えるものであります。

次に、障害者自立支援審査会委員についてであります。

障害者自立支援審査会委員については、第３号議案で御説明しました阿見

町障害者自立支援審査会を設置するに当たり、障害者自立支援審査会委員を非常勤特別職として任用するため、別表に加えるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４号から議案第９号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第１０号　平成１７年度阿見町一般会計補正予算（第６号）

議案第１１号　平成１７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１２号　平成１７年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

議案第１３号　平成１７年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第

３号）

議案第１４号　平成１７年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１５号　平成１７年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１６号　平成１７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１７号　平成１７年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第９、議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）、議案第11号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、議案第12号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）、議案第13号、平成17年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）、議案第14号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）、議案第15号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）、議案第16号、平成17年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）、以上８件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、当壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第10号から議案第17号までの補正予算案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第10号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4,0294万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ128億9,610万8,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

２ページから第１表歳入歳出予算補正の歳入についてその主なものを申し

上げます。

第１款町税では、給与所得の伸びによる個人町民税所得割、設備投資の増による固定資産税償却資産を増額する一方、土地については減額。

第13款分担金及び負担金では、入所児童数の増に伴い、保育所入所児負担金を増額。

第15款国庫支出金では、障害者施設入所者数の減などに伴い、施設訓練等支援費負担金を減額。

第16款県支出金では、同じく施設訓練等支援費の県負担金及び医療費補助金を減額。

第19款繰入金では、事業費の確定などに伴い、その財源を調整するため、それぞれの基金繰入金を減額するものであります。

第21款諸収入では、市町村派遣職員負担金を計上する一方、事業繰り越しに伴い、荒川本郷地区都市再生機構負担金を減額。

第22款地方債では、事業費の減に伴い、近隣公園整備事業を減額するものであります。

次に、４ページからの歳出について主なものを申し上げます。

第２款総務費では、企画費で事業費の確定に伴い、住民情報ネットワークの電算システムの委託料、使賃料を減額する一方、徴収費で納期前納付額の確定に伴い、報償金を増額。

第３款民生費では、施設入所者数の減により、老人福祉費で老人保護措置事業、障害者福祉費で障害者施設訓練等支援費事業を減額する一方、老人医療給付費で医療費の増及び医療給付費国負担金の減に伴い、老人保健特別会計繰出金を増額するものであります。

第４款衛生費では、塵芥処理費で事業費の確定に伴い、霞クリーンセンター運営費の粗大ごみ処理施設運転管理委託料及び同センター維持管理費の維持補修工事を減額。

第５款農林水産業費では、事業費の確定などに伴い、農業振興費で買って

もらえる米づくり産地育成支援事業補助金、農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金を減額。

第７款土木費では、事業費の確定などに伴い、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金、公園費で廻戸地区近隣公園整備事業の公園整備工事を減額する一方、土地区画整理費で保留地処分金の減額などに伴い、岡崎、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第８款消防費では、非常備消防費で消防団退団者数の減に伴い、退職報奨金及び消防施設費で事業費の確定に伴い、消防施設整備事業を減額。

第９款教育費では、事業費の確定などに伴い、小・中学校管理費で学校施設整備事業、体育施設費で総合運動公園維持管理費を減額するものであります。

次に、６ページの第２表繰越明許費でありますが、荒川本郷地区都市計画街路整備事業につきましては、用地取得交渉に時間を要したことに伴う土地購入及び家屋等補償などの遅延により、また廻戸地区近隣公園整備事業につきましては、平成17年度、18年度で施行する国庫補助事業と平行して事業を進める必要があること。本郷第一土地区画整理関連事業につきましては、補償交渉に時間を要したことに伴う排水路工事の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。

第３表地方債補正につきましては、事業費の減額により限度額を変更するものであります。

次に、議案第11号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に１億2,419万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億5,338万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、被保険者の伸びがないことなどにより国民健康保険税を減額する一方、確定により療養給付費等負担金、療養給付費交付金を増額。

一般会計繰入金につきましては、減額するものであります。

歳出では、保険給付費の一般及び退職者被保険者等の療養給付費を増額するものであります。

次に、議案第12号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から１億4,783万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億3,133万9,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容でありますが、分担金及び負担金で受益者負担金の一括納入により増額。

国庫支出金確定により下水道整備事業補助金を減額。

そのほか事業費の減に伴い、繰入金で一般会計繰入金及び基金繰入金、町債で事業債を減額するものであります。

歳出の主なものでは、管渠維持管理費で維持補修工事を減額。一方で、負担金確定に伴い、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担基金を増額。

公共下水道整備事業の補助及び単独事業につきましては、事業費の確定などに伴い、減額するものであります。

次に、４ページの繰越明許費でありますが、公共下水道整備事業、これは補助分でありますが、――につきましては、用地取得交渉に時間を要したことに伴う荒川本郷地区関連調整池整備工事などの遅延により、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の減額による限度額を変更するものであります。

次に、議案第13号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に8,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ30億2,307万6,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、医療費の増に伴い、支払基金交付金を増額。

そのほか確定により県医療費負担金を増額、国医療費負担金を減額。一般

会計繰入金につきましては、増額するものであります。

歳出では、医療給付費を増額するものであります。

次に、議案第14号、土地区画整理事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から１億1,647万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ９億1,176万2,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主なものとしまして、財産収入で岡崎及び本郷第一土地区画整理事業に係る保留地売払収入を減額。そのため繰入金については、増額。

町債では、本郷第一土地区画整理事業費の確定に伴い、臨時地方道整備事業債を減額するものであります。

歳出につきましては、事業費の確定により岡崎土地区画整理事業で計画策定委託料、本郷第一土地区画整理事業で家屋等補償費、同事業関連公共事業で、整地工事及び家屋等補償費を減額するものであります。

次に、３ページの繰越明許費でありますが、本郷第一土地区画整理事業及び関連公共事業につきましては、補償交渉に時間を要したことに伴う道路工事等の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第15号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1,488万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ２億2,283万1,000円とするほか、地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、事業費の確定により福田地区の管渠工事を減額するもので、あわせて財源である一般会計繰入金及び事業債を減額するものであります。

３ページの地方債補正につきましては、事業費の減額により限度額を変更するものであります。

次に、議案第16号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3,574万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億3,156万4,000円とするものであります。

その主な内容としまして、歳入では、保険給付費の増に伴い、介護給付費国・県負担金、介護給付費交付金及び介護給付費繰入金を増額するほか、それに伴う財源調整のため、介護給付費準備基金繰入金を減額、繰越金については増額するものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費を増額するものであります。

次に、議案第17号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算、第３条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ4,689万2,000円を減額するものであります。

その内容としましては、上下水道料金一本化の延期に伴い、収入では下水道負担金、支出では委託料及び賃借料を減額、そのほか職員給与費の減額や追原配水場建設に伴い、企業債利息を増額、受水費については減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明を終わりました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時からといたします。

午前１１時５７分休憩

午後　１時００分再開

○議長（小松沢秀幸君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま11番久保谷実君、15番倉持松雄君が退席をいたしました。

20番岡崎明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は20名です。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第17号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第１８号　平成１８年度阿見町一般会計予算

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第10、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　それでは、平成18年度の当初予算案の御審議をお願いするに当たりまして、主な施策と予算の概要について申し上げます。

初めに、主な施策につきまして、第５次総合計画の施策の体系に基づき、

その概要を御説明いたします。

まず第１に、みんなの声が活きるまちについてであります。

ふれあいのまちづくりとして、町民参加につきましては、町民と行政が協働でまちづくりを推進するため、公募方式による各種審議会への町民参加やパブリックコメントの積極的な活用など、計画策定段階での町民参画を推進してまいります。

全町的な町民活動につきましては、エコミュニティのまちづくりを推進していくための機会として、従来から行っているクリーン作戦やまい・あみ・まつりなどを継続・発展させていただきます。

また、地域の環境づくり、景観形成などの役割も担う、花ひらくまち推進事業などを推進することにより、ふるさととして誇りをもてる地域づくりを推進します。

コミュニティ活動の支援については、地域における自主的なコミュニティ活動を推進するため、地域の集会施設等の整備に対する助成を引き続き実施いたします。

時代の変化に対応したまちづくりとして、人権と平和の尊重につきましては、同和問題を初め、子供のいじめ、高齢者の虐待、女性に対する差別、セクシュアル・ハラスメント、障害者や外国人に対する差別など、さまざまな人権問題がありますので、人権に対する認識と理解を深めることにより差別のない地域社会づくりを目指すため，人権教育及び人権相談を引き続き実施してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、女性も男性もそれぞれの考え方や意思が尊重され、ともに支え合い、ともに責任を担い、一人一人が個性や能力を最大限に発揮して、多様な生き方を選択できるような社会を実現するために「ともに生き、ともにつくるまち、阿見」を基本理念とした男女共同参画プランに基づき、さまざまな施策を推進してまいります。

国際化・国際交流事業につきましては、町国際交流協会が主体となり町民

主体の草の根交流を進めております。増加する在住外国人に対しては、日本語学習の支援を進めるとともに、外国人同士の交流、町民との交流の場を設けていきます。

また、今年はアメリカ・スーペリア市と中国・柳州市の両方からホームステイによる中高生の受け入れを行い、町内中学生とあわせ３カ国の学生による交流を計画しております。

大学・研究機関との連携につきましては、本町に立地する大学・研究機関を本町の知的財産と位置づけ、教育・文化・保健・医療・福祉・産業などさまざまな分野で連携を図ることにより、他市町村にない特徴あるまちづくりを推進し、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

特に町では農業者、消費者、関係機関、学識経験者、これは主として茨城大学農学部の先生等でありますが、――等で構成する農業対策推進会議で検討された地産地消等に係る事業を推進し、引き続き同会議の中でさまざまな観点からの意見を聴取し、町農業の課題等の解決に向けた農業振興策を図ってまいります。

次に、２番の環境を守り育むまちであります。

まず、地球環境を守るまちづくりとしまして、地球環境の保全につきましては、町民、行政がそれぞれの役割を認識し、私たち一人一人がみずからの責任として取り組むべき極めて重要な問題であり、積極的に環境保全活動に取り組む体制の整備を進めてまいります。

また、阿見町地球温暖化対策実行計画に基づき、町も一事業者としてみずからの事業・事務により排出される温暖化ガスを率先して抑制・削減し、地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、ごみの資源化・再利用に係る施策を実施し、住民・事業者に対してごみの排出抑制・有効利用・分別収集についての周知・啓発を行い、資源循環型社会を目指したリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

ごみ減量化対策事業につきましては、町内約1,000カ所を超える集積所を利用したステーション回収方式により、資源ごみの回収並びにリサイクル事業を推進し、より一層の分別対策の徹底を図ってまいります。

ごみ減量化対策事業の一環として実施しております町統一指定ごみ袋の使用につきましては、一般家庭から排出されるごみの抑制・分別徹底・ごみ集積所の美観配慮・収集作業員等の安全確保が図られており、今後も町民の理解と協力を得ながら実施してまいります。

生ごみの減量化対策につきましては、生ごみ処理容器の場合は購入価格の３分の２を、電気式生ごみ処理機の場合は３分の１を購入世帯に補助し、家庭における減量化対策を推進してまいります。

不法投棄対策事業につきましては、町環境美化推進員や不法投棄監視員が不法投棄の監視や通報を行うとともに、郵便局と連携し、町内での集配業務とあわせて不法投棄のチェックを行うなど、不法投棄の早期発見・早期対応に努めてまいります。

ごみの適正処理につきましては、ごみ焼却量、埋立量を極力減らすため、ごみの排出抑制、資源化、再利用促進を図ってまいります。

処理施設の適正な運営につきましては、焼却施設及び最終処分場の適正な維持管理を図るため、ごみの減量化、資源化が図られるよう施設の運営を行います。また、焼却施設等の延命化を図ることを目的とし、排出の抑制を図ってまいります。

地球環境を守るまちづくりとしまして、自然環境の保全につきましては、引き続き県の補助事業等を導入しながら、森林所有者やボランティアの協力のもとに、積極的に平地林の保全整備並びに造林事業を進めてまいります。あわせて河川・湖沼につきましても、周辺緑地を含めた一体的な保全を図ってまいります。

自然環境に配慮した農業の推進につきましては、土づくりや輪作等を通じて化学肥料や化学農薬の使用をできる限り軽減し、環境にやさしい農業と持

続性の高い農業生産方式の導入を推進してまいります。

公害対策事業につきましては、東部工業団地進出企業との公害防止協定の締結、公害防止法令の規制が適用される事業所等に対するさらなる指導監視を強化することにより、公害の未然防止に努めてまいります。また、霞ヶ浦に流入する河川の定期水質検査も継続して実施してまいります。

環境美化事業につきましては、阿見町環境美化条例に基づき、空き缶等や粗大ごみ等の投げ捨て、犬のフン害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美観を図る啓発事業に取り組むとともに、不法投棄対策事業とあわせて地域の環境保全の推進及び美観の保護を図ってまいります。

生活排水浄化につきましては、水質浄化に対する町民の意識高揚を図るため、霞ヶ浦浄化対策事業の一環として、町内に設置されている家庭排水浄化施設の視察見学会や霞ヶ浦湖上視察事業を実施し、水質浄化への啓蒙・啓発等を積極的に推進してまいります。

さらに、生活雑排水による公共水域への汚濁防止策としまして、下水道事業認可区域及び農業集落排水認可区域以外の地域で合併浄化槽を設置する世帯に対し、浄化槽設置補助事業を実施するとともに、霞ヶ浦水質汚濁の大きな原因であります生活排水に含まれる窒素と燐を除去するための高度処理型浄化槽の設置に対する補助制度についても引き続き実施してまいります。

次に、３番目の安全で安心に暮らせるまちであります。

まず、清潔で潤いのある生活環境づくりですが、上水道の整備につきましては、引き続き第三次拡張事業として、未整備地区への普及のため、阿見町水道事務所と上郷配水場とを連結する大環状管の整備を進めてまいります。

また、上郷配水場につきましては、老朽化した施設の改修を行い、安定した水道水の供給を図ってまいります。

下水道整備につきましては、既事業認可区域の一部を残し、ほぼ完了しております。また、現在進めている荒川本郷地区の整備促進、及び平成17年度

に新たに事業認可を拡大をした阿見吉原東土地区画整理事業は、認可計画に基づいた汚水及び雨水整備を今後積極的に図ってまいります。

さらに、本郷第一土地区画整理事業区域内など、新市街地や私道関連部分の整備促進を図ってまいります。

下水道整備が完了し、供用開始している区域につきましては、より高い投資効果の観点から水洗化促進を積極的に推進していくとともに、水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給制度のＰＲを行い、水洗化率の向上を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、福田地区において管路施設及び処理施設築造工事を進めるとともに、実穀・上長地区におていも平成18年度新規採択を受け、全体設計を実施し、事業を開始するなど、並行して集落排水事業を推進し、早期の完成を目指してまいります。

町民の生命と財産を守る地域づくりとして、地域防災につきましては、災害発生時に迅速に対応できるよう町民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災備品、備蓄品等の充実を図ってまいります。

消防防災対策につきましては、大規模化、複雑多様化する不時の災害に対処するため、資機材及び消防水利の整備、法改正に伴う知識、技術の向上のための職員教育を引き続き図ってまいります。また、年々増加するＣＰＡ、これは心肺停止でありますが、この患者の救命率向上のためＡＥＤ（自動体外式除細動器）トレーナーの設置を進め、救命法の普及啓発に努め、救命率向上を図ってまいります。

消防団につきましては、今後も引き続き消防団拠点の施設の充実及び団員の処遇改善を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、第７次阿見町交通安全計画に基づき、交通事故防止のために各行政区区長、地区交通安全協会、交通安全母の会、各学校ＰＴＡ、町民の方々から情報等をいただきながら、町による安全パトロールを行い、交通危険箇所等を把握し、改善してまいります。

また、歩行者・運転者の交通マナーの向上のため、交通安全関係機関と密接な連携を図りながら、年少者や高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、啓蒙、啓発運動を推進します。あわせて交通安全施設の整備を図るとともに、引き続きチャイルドシートの貸し出し事業を推進してまいります。

防犯につきましては、阿見町防犯連絡員の協力により、青色防犯パトロールを実施し、地域における犯罪及び事故の防止に努めてまいります。また、安全な地域づくりのために、防犯灯助成の実施や町民が自主的に実施する防犯活動の支援・相談体制の充実を図ってまいります。さらに牛久警察署及び移転拡充の上、４月１日に開設される阿見地区交番と連携し、治安維持の強化を図ってまいります。

消費生活につきましては、引き続き町消費生活センターの充実に努め、さまざまなトラブルによる消費生活相談の解消を目指します。また、広報、出前講座等により高齢者や若年者等への啓発に努め、町民の消費生活に関する意識の向上を図ってまいります。

次に、４番目の健やかで明るくやさしいまちであります。

まず、健康で元気なまちづくりですが、あみ健康づくりプラン21に基づ、、町民一人一人の健康づくりのための行動計画を広く周知し、行政、地域、職場、医療機関の連携により、生活習慣病を予防する各事業の推進に取り組んでまいります。

各種健診事業につきましては、健診内容の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療による二次予防を推進するとともに、活動的な90歳を目指して高齢者に対して運動・食事等の指導を通して生活習慣の改善を図る介護予防事業の展開に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠・出産・育児と一貫したフォロー体制をとっており、妊婦に対する健康教育や乳幼児に対する健康診査・育児相談を行うとともに、訪問活動により安心して子育てができるよう支援を強化し

てまいります。また、予防接種に関する正しい知識の啓発を図り、接種率の向上に努めてまいります。

地域医療につきましては、町民が休祝祭日や緊急時に町内の総合病院や各診療所等で速やかに治療が受けられるよう、在宅当番医制度・病院群輪番制において医療機関との連携を強化していくとともに、昨年から始まった小児救急輪番制を維持強化することにより、小児の救急についても引き続き拡充を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、みんなで支えるやさしいまちづくりとして、地域福祉につきましては、地域福祉協議会、社会福祉法人等の社会福祉事業者、ＮＰＯ法人や民生委員、児童委員、ボランティア団体等との連携を図りながら、だれもが健康で安心して、いきいきと暮らすことのできる地域社会づくりに努めてまいります。

また、これからの長寿社会に備えるため、今後、より多くのボランティアが参加でき、地域福祉にいつでも貢献できる体制づくりが必要となっており、その一環としまして地域福祉基金民間福祉活動補助金交付要綱を定め、在宅福祉の普及・向上及び健康・生きがいづくり推進、ボランティア活動の活性化対策など、先導的な事業を行う民間団体に対して支援を行い、地域福祉の向上に役立ててまいります。

高齢福祉につきましては、阿見町老人保健福祉計画に基づき、高齢者ができる限り要介護とならないよう、自立した生活を送ることができるようにするため、介護予防・地域支え合い事業、元気わくわく事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業及び地域ケアシステム推進事業を実施してまいります。

介護保険制度につきましては、介護保険法の改正に伴い、介護予防に重点を置いた新たなサービス体系が導入されたことにより、要介護状態になる前の方を対象とした地域支援事業や軽度者を対象しとた新予防給付を実施し、要介護者の発生や悪化を防止するとともに、生活機能の維持向上を図ってま

いります。

また、こうした介護予防事業のマネジメント等を行うため、地域包括支援センターを新たに設置し、高齢者が自立した生活が送れるよう支援するとともに、第３期介護保険事業計画に基づいた介護サービス基盤の確保と制度の円滑な運営に努めてまいります。

さらに、サービスの効果的な推進と介護需要の圧縮を図るため、引き続き介護情報のデータベース化の推進を図ってまいります。

児童福祉につきましては、少子化対策を推進するため、阿見町次世代育成支援対策行動計画に基づき、全保育所での延長保育や県内で最初に設置した要保護児童対策地域協議会を引き続き実施、未来を担う子供たちが健やかに成長していけるよう町全体で子供と子育てにやさしいまちづくりに取り組んでまいります。

少子化対策の一環として、昨年度開始した子供に恵まれない夫婦に対する不妊治療費補助制度を継続して実施いたします。

児童館事業につきましては、児童福祉の向上と児童の健全育成並びに保護者の子育て負担の軽減を図るため、放課後児童クラブや養護学校生等放課後児童対策事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者の自己決定を尊重し、障害者みずからサービス内容を選択できる障害者福祉サービスの推進及び啓発活動を行い、サービスの充実を図ってまいります。

また、阿見町障害者基本計画推進会議を開催し、障害者福祉事業の点検及び評価を行うとともに、平成18年４月から身体・知的・精神の３障害を統一した障害者自立支援法の施行に伴い、障害者やその家族に対して社会復帰及び地域における自立の促進を図り、サービスを提供するための市町村審査会の設置、相談支援事業等の地域生活支援事業の充実を図ると同時に、障害者が住みなれた地域で安心して生活が送ることができるよう、これまでの実施してきた障害者福祉サービスを引き続き提供してまいります。

次に、安定した生活を守るまちづくりとしまして、国民健康保険につきましては、加入者の健康の自己管理を促し、医療費支出の抑制及び適正化を図るために、人間ドック等の受診費用に係る助成の継続及びこれらの広報・啓蒙やドック受診者の事後指導など、総合保健福祉会館と連携を図り、予防医療の充実に努めます。また、国民健康保険事業の財政基盤の安定を図るため、国民健康保険税の賦課の適正化とその収納確保に努めます。

国民年金につきましては、町民の老後における生活基盤の安定を図るとともに、未加入者の加入促進を図り、被保険者の受給権の確保に努めます。

また、広報活動やイベントへの参加、年金相談等により、町民の制度への理解を促します。

老人保健につきましては、医療費の自己点検及び健康の自己管理を促進するため、多受診者、回数が非常に多い受診者ですね。多受診者などの訪問指導や医療費通知及び国民健康保険と連携した広報活動を行い、医療費支出の削減と適正化に努めます。

医療福祉につきましては、幼児の対象年齢拡大・自己負担金導入など制度改正の周知を図り、対象者の認定と適正な医療費助成に努めます。

次に、５番目のいきいき学びのまちであります。

まず、心豊かなひとづくりとしまして、幼児教育につきましては、引き続き国の就園奨励補助事業、町単独による保護者補助事業の推進により保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の充実を図るとともに、私立幼稚園・保育所等と連携を袴ってまいります。

学校教育につきましては、学習指導要領のもとで各学校において児童・生徒が生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、みずから学びみずから考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個に応じた教育の充実に努めてまいります。

心の教育の充実につきましては、ボランティア活動などの社会奉仕活動や

平地林の活用などによる自然体験活動、そして道徳や特別活動のより一層の充実を図ってまいります。

また、子供たちの不安や悩みを取り除くため、教育相談・不登校相談の一層の充実を図ってまいります。

多様な教育活動の充実につきましては、ティームティーチングや地域人材の導入、少人数学習や習熟度別学習など、多様な指導方法・学習方法の充実を図ってまいります。また、学校図書館につきましては、引き続き全小・中学校に司書等を配置するとともに、蔵書数の確保に努め、児童・生徒がいつでも読書できる環境整備の充実を図ってまいります。

情報教育の充実につきましては、コンピュータを活用した情報教育の推進を図るため、すべての教員がコンピュータを活用した授業の指導ができるよう情報教育の研修の充実を図ってまいります。

学校、家庭、地域との連携につきましては、学校評議員会を充実させるとともに、学校からの積極的な情報発信を行い、学校、家庭、地域社会とのコミュニケーションを密にしてまいります。また、授業だけでなく全教育活動の中で保護者や地域の人たちを活用した行事を計画し、実施してまいります。

児童・生徒の安全対策につきましては、老朽化した施設設備等に対して計画的に維持補修や施設整備を行い、安全で快適な学校運営がてできるよう施設環境の整備に努力してまいります。

また、登下校時、放課後、学校開放時等の安全につきましても、児童・生徒に危機回避能力の育成に力を入れるとともに、子どもを守る110番のさらなる充実を図り、保護者や地域社会の協力のもと、一体となって児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

さらに安全な通学路の指定と交通安全教育につきましても、関係各課と密接に協議しながらなお一層の充実を図ってまいります。

次に、いつでもどこでもだれでも学べるしくみづくりでありますが、生涯学習につきましては、町民の多様な学習ニーズにこたえられるよう専門委員

会、社会教育委員会、公民館運営審議会等の意見を参考にしながら、いきいき学ぶの町ＡＭＩ推進会議の充実を図ってまいります。

公民館等の事業につきましては、中央公民館は町全体を対象とした事業を、まだ君原・かすみ地区公民館及び本郷・舟島のふれあいセンターについては、地域の多様な学習課題に対応した学習活動を支援してまいります。

図書館につきましては、図書資料・視聴覚資料の充実を図るとともに、教養、調査研究、レクリエーション等町民のニーズに沿った図書館運営を進めてまいります。

ふれあい地区館活動につきましては、学習者の自主的な事業展開を通して生涯学習のすそ野の拡大を図りながら、学びを通した地域づくりを進めます。

また、学校週５日制対策事業と子どもの居場所づくり事業により、小・中学校区単位の地域実行委員会を中心に、地域の教育力を発揮し、体験活動や奉仕活動を通して子供たちがみずから考え判断し、行動できる資質や能力を身につけられるよう、子供たちの生きる力を育みます。

スポーツ・レクリエーション事業につきましては、心身ともに健康で活力力ある生活を営むために生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ教室や講習会・研修会を開催し、スポーツや健康保持に関する意識の高揚と技術の習得を図り、スポーツの振興を図ってまいります。

また、町民運動会やマラソン大会等、各種大会への積極的な参加を図りながら、競技スポーツの理解を深めてまいります。

青少年の健全育成事業につきましては、学校や地域、青少年育成団体等と緊密な連携を図りながら、社会問題となっている青少年の非行対策や健全育成のための事業を推進してまいります。また、子供たちの非行防止パトロールやあいさつ・声かけ運等を推進いたします。

次に、地域が育てる文化づくりとしまして、芸術・文化活動につきましては、町民が住んでよかったまちを実感し、未来に真の豊かさを引き継いでいくために、伝統芸能の保存や継承を図り、地域文化や歴史を大切にしながら

積極的に文化活動の振興を図ります。

（仮称）予科練平和記念館につきましては、今後とも必要な資料等の収集や記録映像等の保存を継続的に行い、開館に向けた作業を進めてまいります。

また、文化財の保護につきましては、文化財保護法の精神を尊重し、文化財保護計画により、補助要綱に沿った文化財の保護に努めてまいります。さらに公民館・ふれあいセンターのギャラリー等を活用し、これまでに発掘された埋蔵文化財を展示し、文化財に対する意識の啓発を図ってまいります。

次に、６番目の暮らしを支える活力あるまちであります。

まず、活力と賑わいの産業づくりですが、農業の振興につきましては、農業対策推進会議において、生産者、農協、町との話し合いを組織的に進め、農業改良普及センター等の関係機関と協力し、地域における実践的な取り組みを進めるとともに、国・県との農業政策の整合性を図りながら、地域の合意のもとに、幅広い担い手の確保・育成を進め、集落営農の確立に努めてまいります。

また、町独自の事業である新規就農者支援事業や集落活性化事業が一層の事業効果を得られるよう、内容の見直し等も含めて事業の充実に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、法定外公共物、水路等の施設の修繕、清掃等の維持管理及び土地改良区運営費の軽減を図るための補助を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、生産性の向上を図り、安全、安心かつ高品質で競争力のある畜産物を生産し得る畜産農家の育成策として、町単独事業である家畜改良増殖事業補助金を維持するとともに、地域社会と調和する畜産経営環境の改善指導に努めてまいります。

地域商業の振興につきましては、商業者みずからが主体となって実施しております阿見町商業振興会のポイントカード事業を引き続き支援育成に努めてまいります。

また、商工業に関する懇談会を定期的に開催することにより、商工業関係者と密接な連携を図りながら地域経済の発展に努めてまいります。

工業の振興につきましては、現在誘致活動を行っている阿見東部工業団地への進出企業が５社となり、うち３社が操業を開始いたしました。

圏央道が平成19年３月に開通する有利な状況を最大限生かしながら誘致活動を推進し、町の将来にわたる財政基盤の安定性確保と町民の就業機会確保のために、県と連携を図りながら優良企業の早期誘致を推進してまいります。

観光の振興につきましては、引き続き県の漫遊いばらき観光キャンペーンの一環として「ワンデープラン・イン・いばらき」を実施し、季節や場所等広域的な見地からも内容の充実さを図り、顧客ニーズにこたえていくとともに、町の再発見に結びつくような観光資源の掘り起こしと、体験型観光の組織づくりに向けた取り組みに努めます。

また、県及び霞ヶ浦周辺の市町村が参加する広域観光ネットワーク事業と連携を図りながら観光の振興に努めてまいります。

次に、７番目の快適で便利な美しいまちであります。

まずは、総合的・計画的なまちづくりでありますが、都市計画につきましては、秩序ある市街地の形成を図るために、都市計画に関する基礎調査を行い、地域の特性に応じた土地利用や建物の規制・誘導を行うとともに、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きでありますが、区域区分や用途地域の指定を行っております。

農地につきましては、食糧の生産場及び緑地として重要な役割を果たしていることから、阿見町農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全に努めてまいります。

土地区画整理事業のうち岡崎地区につきましては、本年度内に換地処分を行い、事業の完了を図ってまいります。

組合施行事業である中郷地区につきましては、残工事等を完了させ、換地処分作業に着手するよう指導するとともに、財政負担軽減にさまざまな対応

策を検討・実施し、適切な支援により速やかな事業収束へと導いてまいります。

また、岡崎・中郷地区の保留地処分につきましては、総合的かつ多角的な販売対策を行い、保留地の早期完売に向け努力してまいります。

本郷第一地区につきましては、前年度に引き続き工事・補償を推進し、使用収益区域の拡大を図ります。また、商業施設立地等のための事業計画並びに用途地域の変更を実施し、円滑な保留処分の展開を図ります。

圏央道インターチェンジ周辺のまちづくりである阿見吉原土地区画整理事業につきましては、３段階施行による整備方針が決まり、第１段階の55.2ヘクタールについて工事に着手しております。圏央道の町内区間が今年度に開通する予定であることから、町は事業主体である茨城県とともにインターチェンジ北側に計画される商業・業務型を中心とするまちづくりに向けて事業を推進してまいります。

荒川本郷地区につきましては、土地区画整理事業中止後の都市施設整備として、地区の骨格となる都市計画道路及び雨水対策施設を町が優先的に整備することとなり、まちづくり交付金制度や下水道補助制度を活用した事業を実施してまいります。

また、当地区全体の今後のまちづくりにつきましては、地区計画等の制度を活用した地域づくりを誘導していきたいと考えております。

次に、住みよい豊かなまちづくりとしまして、主な幹線道路の整備につきましては、ＪＲ荒川沖駅への利便性の向上を図るため、平成17年度末に一部開通する都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸と接続する南大通り線とセンター通り線の用地買収を引き続き行い、荒川本郷地区内の整備を進めてまいります。

生活関連道路の整備につきましては、舗装新設工事を実施するとともに、幹線道路の排水整備工事を年次計画で実施いたします。

また、安全な道路環境を確保するための維持・補修工事及び未登記処理等

を引き続き推進してまいります。

建築物の耐震改修に関する法律が改正されたことにより、該当する建物、とりあえず平成18年度50戸を対象ですが、――を対象に耐震診断を実施してまいります。

町営住宅の管理・建てかえにつきましては、既存住宅の適切な管理を行うとともに、老朽化した町営住宅の用途廃止及び除却を実施していきます。また、曙住宅につきましては、建てかえのための入居者移転を推進してまいります。

現存する町の貴重な自然資源である豊かな平地林を保全していくために、引き続き県の補助事業を導入しながら、森林所有者の協力をもとに積極的に平地林の保全整備並びに造林事業を進めてまいります。

自然を生かした町民憩いの場として、平成16年度に整備が完了したふれあいの森におきましては、森林ボランティアの養成に努めてまいります。

また、緑への親しみを通じてその大切さを認識する契機づくりの場として、森林ふれあい体験教室を開校してまいります。

公園緑地につきましては、地域住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの拠点、防災の忌避等の空間を確保するため整備を進めてまいります。

（仮称）霞ヶ浦平和記念公園の一部として整備する廻戸地区近隣公園整備事業につきましては、防衛庁の補助事業として今年度整備完了予定で工事を進めてまいります。

景観形成につきましては、街の美しい自然環境を守り育て、魅力ある景観づくりを目的とした阿見町景観条例に基づいて、町民の森の指定や生け垣の設置補助等の緑化助成事業を推進してまいります。

また、みどりの基金を活用し、町民の森や街区公園の里親制度を実施し、町民によるボランティア活動を支援してまいります。

景観形成道路につきましても、町の顔となり、みどり豊かな田園景観を保全するため、なお一層のＰＲを図り、沿道景観形成の啓蒙に努めてまいりま

す。

最後に、８番目の効率・効果・透明性を大切にするまちであります。

まず、住民サービスの視点にたった行財政運営の推進であります。

行政改革の推進につきましては、新たな行政改革大綱に基づき、積極的に取り組むとともに、行政改革の推進状況や成果を公表してまいります。

人材育成の充実強化につきましては、阿見町人材育成基本方針に基づき、職員の能力と質の向上を図るため、引き続き職員研修を実施してまいります。また、事務の効率化や適正な人事管理のため、人事給与システムの充実を図ってまいります。

町界町名地番整理事業につきましては、町民生活の利便性の向上を図るため、阿見町町界町名整理基本計画に基づき、引き続き岡崎土地区画整理区域の事業完了を目指すとともに、新たに中郷・西郷地区、これはいずれも中郷土地区画整理地内でありますが、――の事業に着手いたします。

財政の健全化につきましては、事業の優先的な選択により限られた財源の重点配分を図り、効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでまいります。また、将来にわたる町税等財源の的確な把握と財政需要を勘案した中長期的な財政計画の策定により計画的な財政運営を図るとともに、町税等自主財源の安定的な確保を図るため、収納対策の強化や課税客体の的確な把握などに努めてまいります。

行政評価と総合計画の進行管理につきましては、質の高い住民サービスと効率的・効果的な行政運営を行うため、的確な事務事業分析を行い、適正な行政評価を推進してまいります。また、阿見町第５次総合計画を着実に推進していくため、行政評価を活用し、施策の進捗状況のチェックを行うなど、計画の進行管理に努めてまいります。

住民への窓口サービスにつきましては、証明書交付の迅速化・効率化に向け、現在それぞれ専用機となっている住民記録端末と戸籍端末の共用化を実施するとともに、より快適な窓口対応の実現を目指し、一層の接遇改善に取

り組んでまいります。

窓口利用者の利便向上につきましては、用件把握や担当窓口への誘導を的確・円滑に行えるよう申請洋式や安定表示を適宜に見直し、負担軽減を量りってまいります。

また、既存の証明書休日交付予約サービスや電子申請制度につきましては、町民の認知度が低いため、広報紙や町ホームページによる周知を継続的に実施し、制度活用を促してまいります。

次に、情報化に対応した透明性の高いまちづくりについてでありますが、広報活動につきましては、行政情報の的確かつ迅速な提供と町民生活の利便性の向上を目指し、広報あみや週報あみ、町ホームページの充実を図ります。

広聴活動につきましては、町民参加による町政実現の重要な手段として位置づけ、まちづくり懇話会や町民と語る集い、町長への手紙などさまざまな機会と場において町民の皆さんの意見や要望、提案を伺い、町の方針や事業に反映させていきます。

情報公開・文書管理につきましては、行政情報公開の一層の推進と町民が利用しやすい情報公開制度の運用に努め、正確で適正な情報を迅速に公開できるよう文書管理の一層の充実を図ってまいります。

個人情報の保護につきましては、町民のプライバシーが確実に守られるよう個人情報の適切な管理を行っていくともに、本人の求めに応じ自己情報の開示を積極的に行うことで町民の監視と参加の充実を図ってまいります。

情報化につきましては、情報化の便益を最大限活用し、住民ニーズに即応した行政サービスの質的な向上を実現するため、電子自治体の構築を目指してまいります。そのために国・県・周辺市町村との総合行政ネットワークの活用、行政内部の情報化を推進してまいります。

また、住民と行政の間の活発な情報交換を推進するために、情報格差の解消と町民の情報を使いこなす能力の向上に向けた支援に努めてまいります。

広域行政に取り組むまちづくり。

広域行政につきましては、町民の日常生活圏が拡大する中で、人々の価値観や生活スタイルも多様化しており、効率的な行政運営が望まれております。そのため周辺の自治体と連携を強化し、行政サービスの向上を図るとともに、機能的で一体感のある広域行政の推進に努めてまいります。

これで主要施策の概要についての説明を終わりまして、引き続き議案第18号、平成18年度一般会計予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は127億2,200万円で、前年度と比較しますと2.2％の減になっております。

まず、歳入でありますが、歳入の大宗をなす町税につきましては、定率減税の見直しなどに伴う個人町民税の増や法人町民税の増がある一方で、評価替に伴う固定資産税の減などもあって、町税全体としては2.0％の増額で計上しております。

地方譲与税につきましては、三位一体の改革における税源移譲相当額としての所得譲与税の増などにより、54.8％の増額で計上しております。

地方消費税交付金、自動車取得税交付金などにつきましては、前年度決算見込みをもとに計上しております

地方交付税につきましては、平成16年度法人町民税の増収等に伴い、基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったことで、平成17年度普通交付税は不交付と決定されたわけでありますが、平成18年度は再び交付されるものと見込み、交付税全体では11.5％の増額で計上しております。しかし、その額は１億9,400万円と低額であります。

このように、平成18年度も町税や地方交付税の大幅な伸びは期待できず、一般財源の確保が非常に困難な状況であるため、基金を取り崩して所要の財源を確保したところであります。

また、歳出につきましては、扶助費等の増高や大規模事業による負担増が予測されていたことから、経常経費の見直しや事業延期等の行財政改革に取り組んできたところでありますが、今後、財政運営の硬直化を招かないため

にも、引き続き行財政改革を推進し、歳出の削減を図っていく必要があると考えております。

このような中、平成18年度の予算編成に当たりましては、町民生活の向上のため真に必要な事業を推進することを基本とし、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだものであります。

次に、７ページの債務負担行為につきましては、ＤＴＰ編集システムなど３件について、期間と限度額を設定するものであります。

８ページ、地方債につきましては、建設事業、減税補てん債及び臨時財政対策債など４件にかかわるものについて、目的、限度額、利率等を設定するものであります。

以上、一般会計予算の概要について申し上げましたが、予算案の具体的な内容につきましては、担当部長に説明させますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

引き続き担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　それでは、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算案の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成18年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の事項別明細書により、その主な内容について申し上げます。

12ページをお開きください。

多少ただいまの町長の説明とダブるところがありますけれども、お許しいただきたいと思います。

第１款町税から御説明いたします。

第１項第１目個人町民税では、所得割で定率減税の見直しや給与所得の伸びなどにより9.3％の増、現年課税分全体では前年度と比較しまして9.4％の

増額計上です。

第２目法人町民税では、法人税割で大規模法人の企業収益の増を見込み、14.9％の増、現年課税分全体では前年度と比較しまして12.6％の増額計上です。

第２項第１目固定資産税では、評価替に伴い土地で3.1％の減、家屋で9.8％の減を見込んでおりますが、一方、償却資産で設備投資の増加が見込まれ、6.8％の増、現年課税分全体では、前年度と比較しまして3.9％の減額計上です。町税全体では、前年度と比較しまして2.0％の増額計上となっております。

13ページの第２款地方譲与税の第１項所得譲与税では、三位一体の改革により住民税への税源移譲が平成19年度に実施されることから、平成18年度はその税源移譲相当額が重用されるため、112.8％の大幅増額計上です。

地方譲与税全体では、前年度と比較しまして54.8％の増額計上となっております。

14ページの第10款地方特例交付金は、前年度と比較しまして20.6％の減額計上です。

第11款地方交付税では、平成16年度法人町民税の増収などにより、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る結果となったため、平成17年度普通交付税は不交付と決定されております。

しかし、平成18年度においては、平成17年度法人町民税の減収を考慮して算定した結果、再び交付されることが見込まれ、22.2％の増額計上です。

地方交付税全体では、前年度と比較しまして11.5％の増額計上となっております。

15ページの第13款分担金及び負担金では、児童福祉費運営費市町村負担金の増などにより、前年度と比較しまして4.5％の増額計上となっております。

17ページの第15款国庫支出金の第１項国庫負担金では、施設訓練等支援費負担金や三位一体の改革に伴う国庫補助金負担金改革における児童手当の小

学校修了前特例給付負担金の減などにより、前年度と比較しまして18.1％の減額計上です。

第２項国庫補助金では、荒川本郷地区の都市計画街路整備事業のためのまちづくり交付金や廻戸地区近隣公園整備事業補助金の増などにより、前年度と比較しまして40.8％の増額計上です。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして12.7％の増額計上となっております。

18ページの第16款県支出金の第１項県負担金では、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金改革に連動して、国から県に負担変更となる小学校修了前特例給付負担金の増などにより、前年度と比較しまして22.0％の増額計上です。

18ページから20ページの第２項県補助金では、医療福祉該当者の医療費の増に伴う医療費補助金の増などがある一方、在宅介護支援センター運営事業費補助金や買ってもらえる米づくり産地育成支援事業補助金の皆減などにより、前年度と比較しまして9.2％の減額計上です。

20ページの第３項委託金では、県議会議員の選挙費委託金の新規計上などがある一方、県知事の選挙費委託金や国勢調査事務委託金の皆減などにより18.6％の減額計上です。

県支出金全体では、前年度と比較し1.0％の増額計上となっております。

21ページ、22ページの第19款繰入金の第２項基金繰入金では、各種事業の実施に当たり、事業債の抑制に努めるとともに、財源不足を補うため、財政調整基金を初め、各種特定目的基金を活用するものでありますが、前年度と比較しまして47.3％の減額計上となっております。

25ページの第22款町債では、国の地方財政計画に基づいた臨時財政対策債や減税補てん債の減がある一方、荒川本郷地区都市計画街路整備事業の事業債の増がありますので、町債全体では、前年度と比較しまして2.8％の増額計上となっております。

次に、26ページからの歳出について申し上げます。

第１款議会費では、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして9.7％の減額計上です。

28ページからの第２款総務費でありますが、第１項総務管理費の第１目一般管理費では、特別職及び職員の給与関係経費、臨時職員賃金、文書管理などに要する経費が主なもので、職員給与関係経費の減などにより前年度と比較しまして8.6％の減額計上です。

30ページから32ページの第２目秘書費では、職員給与関係経費、まちづくり懇話会、町民と語る集い、国際交流推進事業などに要する経費が主なもので、職員給与関係経費の減、合併50周年記念式典事業の皆減などにより、前年度と比較しまして20.9％の減額計上となっております。

32ページから33ページの第３目職員管理費では、職員厚生費、職員研修費、人事給与事務費に要する経費を計上しておりますが、市町村派遣職員負担金の皆減などにより、前年度と比較しまして39.3％の減額計上です。

43ページから35ページの第５目財政管理費では、財務会計電算システム使賃料を企画費から組みかえたことに伴う財政事務費の増により、前年度と比較しまして20.6％の増額計上です。

38ページから43ページの第８目企画費では、職員給与関係経費、行政情報及び住民情報ネットワーク運営、さわやかフェア、町民活動センターなどに要する経費が主なもので、職員給与関係経費及び住民情報ネットワーク運営事業などの減により、前年度と比較しまして17.5％の減額計上となっております。

51ページ、52ページの第２項町税費の第３目徴収費では、職員給与関係経費及び町税徴収に要する経費を計上しておりますが、前納報奨金の廃止により、前年度と比較しまして21.6％の減額計上です。

53ページから56ページの第４項選挙費では、県議会議員一般選挙費などの新規計上がある一方、県知事選挙費、阿見町長選挙費などが皆減により廃目。前年度と比較しまして36.2％の減額計上です。

56ページから58ページの第５項統計調査費では、平成17年度国勢調査に係る事業経費の皆減により、前年度と比較しまして86.4％の大幅減額計上となっております。

次に、第３款民生費について申し上げます。

58ページから61ページの第１項社会福祉費の第１目社会福祉総務費では、職員給与関係経費、民生委員協議会委託料、町社会福祉協議会補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金などに要する経費が主なもので、職員給与関係経費の減などがある一方、町地域福祉基金民間福祉活動補助金の新規計上や、高額療養費及び出産費資金貸し付け事業の目組みかえに伴う増などにより、前年度と比較しまして1.7％の増額計上となっております。

61ページから65ページの第２目老人福祉費では、老人保護措置、シルバー人材センター補助金、家族介護支援などに要する経費が主なもので、地域包括支援センター運営事業の新規計上などがある一方、特別養護老人ホームすだち、あじさいの新築事業補助金、在宅介護支援センター運営事業の皆減などにより、前年度と比較しまして26.3％の減額計上となっております。

65ページから69ページの第３目障害者福祉費では、居宅生活及び施設訓練等支援費、福祉作業所委託料などに要する経費が主なもので、障害者居宅生活支援費の増がある一方、障害者施設訓練等支援費の減により、前年度と比較しまして1.5％の減額計上です。

70ページ、71ページの第５目老人医療給付費では、職員給与関係経費の減がある一方、老人保健特別会計繰出金の増により、前年度と比較しまして3.0％の増額計上となっております。

71ページ、72ページの第６目医療福祉では、職員給与関係経費の減がある一方、医療給付費の増などにより、前年度と比較しまして11.2％の増額計上です。

72ページから74ページの第７目福祉センター費では、施設の運営及び維持管理に要する経費が主なもので、空調設備設置工事の新規計上により、前年

度と比較しまして69.4％の大幅増額計上です。

76ページの高額療養費貸付金及び出産費貸付金につきましては、社会福祉総務費に組みかえたことにより廃目となっております。

76ページから78ページの第２項児童福祉費の第１目児童福祉総務費では、職員給与関係経費の増により、前年度と比較しまして39.0％の増額計上です。

78ページ、第２目児童措置費では、支給対象年齢拡大に伴う児童手当の増により、前年度と比較しまして33.7％の増額計上。

78ページから83ページの第４目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所、管理運営に要する経費が主なもので、臨時保育士賃金の減などにより、前年度と比較しまして2.6％の減額計上となっております。

次に、第４款衛生費について申し上げます。

89ページから90ページの第１項保健衛生費、第２目予防費では、予防接種事業に要する経費が主なもので、予防接種委託料の増などにより、前年度と比較しまして24.0％の増額計上。

93ページから95ページの第２項清掃費の第２目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営費や維持管理費に要する経費を計上しておりますが、霞クリーンセンターの保守点検委託料、維持補修工事の減により、前年度と比較しまして3.7％の減額計上です。

95ページ、96ページの第３項環境衛生費の第１目環境総務費では、職員給与関係経費、竜ヶ崎地方衛生組合及びうしくあみ斎場組合の負担金などによ要する経費が主なもので、竜ヶ崎地方衛生組合負担金の減などにより、前年度と比較しまして4.9％の減額計上となっております。

次に、第５款農林水産業費について申し上げます。

102ページから106ページ、第１項農業費の第３目農業振興費では、農林水産業振興推進のための補助金、ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので、いばらきを食べよう学校給食推進事業の新規計上がある一方、買

ってもらえる米づくり産地育成支援事業補助金の減などにより、前年度と比較しまして30.0％の減額計上です。

106ページ、107ページの第５目農地費では、土地改良事業補助金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の減により、前年度と比較しまして26.9％の減額計上になっております。

次に、第６款商工費について申し上げます。

107ページから109ページの第１項商工費の第１目商工振興費では、商工業の振興、阿見東部工業団地への企業誘致、まい・あみ・まつり事業などに要する経費が主なもので、企業立地奨励金の増により、前年度と比較しまして64.8％の大幅増額計上となっております。

次に、第７款土木費について申し上げます。

112ページから113ページの第２項道路橋梁費の第２目道路維持費では、維持補修工事の減などにより、前年度と比較しまして14.7％の減額計上。

113ページの第３目道路新設改良費では、測量設計委託料、道路、排水路工事などの減により、前年度と比較しまして47.8％の減額計上となっております。

114ページ、115ページの第４項都市計画費の第１目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務費及び景観整備事業に要する経費を計上しておりますが、都市計画作成委託料の新規計上などにより、前年度と比較しまして32.3％の増額計上です。

116ページ、117ページの第２目街路事業費では、荒川本郷地区都市計画街路事業における補償金の減がある一方、土地購入費の増などにより前年度と比較しまして22.4％の増額計上です。

117ページの第３目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における単独分事業費の減により、繰出金が前年度と比較しまして6.8％の減額計上となっております。

117ページ、118ページの第４目公園費では、街区公園及び中央地区緑地整

備事業の皆減などがある一方、廻戸地区近隣公園整備事業の公園整備工事の増により、前年度と比較しまして16.3％の増額計上。

118ページ、119ページの第５目都市排水路費では、維持補修工事の減などにより、前年度と比較しまして38.3％の減額計上です。

119ページから121ページの第６目土地区画整理費では、事業費の増に伴う岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金の増などがある一方、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の減により、前年度と比較しまして20.8％の減額計上となっております。

122ページ、123ページの第５項住宅費の第１目住宅管理費では、木造住宅を対象とする耐震診断事業の新規計上がある一方、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして4.9％の減額計上。

次に、第８款消防費について申し上げます。

124ページから127ページの第１項消防費の第１目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理費などに要する経費が主なもので、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして5.2％の減額計上。

130ページ、第３目消防施設費では、消防車庫建築工事、消防ポンプ自動車等の購入、防火水槽新設工事などに要する経費が主なもので、移動式防火水槽の購入経費の皆減などにより、前年度と比較しまして38.4％の減額計上となっております。

続きまして、第９款教育費について申し上げます。

131ページから136ページの第１項教育総務費の第２目事務局費では、特別職及び職員の給与関係経費、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事業、語学指導事業などに要する経費が主なもので、職員給与関係経費の減などがある一方、幼稚園就園奨励事業を幼稚園費から組みかえたことに伴う増などにより、前年度と比較しまして42.5％の増額計上です。

136ページから143ページの第２項小学校費の第１目学校管理費では、学校

施設整備事業における施設等修繕料の減、門扉設置工事及び非常通報装置設置工事の皆減などにより、前年度と比較しまして11.3％の減額計上となっております。

144ページから147ページの第２目教育振興費では、教育設備教材用消耗品費の減などにより、前年度と比較しまして15.4％の減額計上。

155ページから158ページの第４項社会教育費の第１目社会総務費では、霞ヶ浦平和記念館整備事業における実施設計委託料の皆減などにより、前年度と比較しまして17.7％の減額計上です。

159ページから170ページの第３目公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しておりますが、職員給与関係経費の増、中央公民館の外壁補修工事の新規計上などにより、前年度と比較しまして15.4％の増額計上です。

180ページの幼稚園費につきましては、教育総務費の事務局費に組みかえたことから廃項しております。

180ページ、181ページの第11款公債費では、長期借入金の元利償還金に要する経費を計上しておりますが、前年度と比較しまして1.1％の減額計上となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しております。質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。９番千葉繁君。

○９番（千葉繁君）　123ページ土木費いいんですよね。

○議長（小松沢秀幸君）　はい。

○９番（千葉繁君）　123ページの土木費の中の耐震診断事業なんですけれども、これは新規事業ということで、先ほど町長の方の施策の方で、平成18

年度50戸というような、これは民間の住宅ということだと思うんですけれども、この辺の１戸当たり、全額負担ですかね、この辺のところお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君）　お答えいたします。

木造の住宅耐震診断の事業でございますけれども、全体で約50戸を予定しております。１戸当たり３万円費用がかかるということで、個人負担を2,000円いただきまして、その残りは国と県と町というふうなことで、補助で対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　耐震公共物、学校とか体育館、避難所になっている公共の建物の耐震診断、これはこの予算の中に入って、私、ちょっと読めないんですけれども、入っていないと思うんですけれども、これは入っていませんか、入っていますか。

それともう一つ、過去私の質問の中で、耐震診断の基本計画があるということをお伺いしたんですけれども、その中身を後で私見せていただきたいので、担当課に行きますのでよろしくお願いします。まず、その耐震診断が入っているかどうか。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君）　お答えいたします。

今の平成18年度に計画している耐震診断は、普通の一般住宅の耐震のあれだけでございまして、公共のものは入っておりません。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　そうすると、公共物の耐震診断はいずれやるとは思

うんですけれども、その中に計画はあるんですよね。どこをいつやるとかというのは。ちょっと内容……あとで見てわかるものだったら見せてください、基本計画。

○議長（小松沢秀幸君）　その基本計画の中に、公共の耐震診断は入っているのかどうかということが確認したいということですか。これはできれば関連ですので、もしその基本計画を見て確認ができるんだとすれば、それでよろしいかと思うんですが、いかがですか。

○８番（藤井孝幸君）　ことしは入っていなければ、来年入る……。

○議長（小松沢秀幸君）　総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　お答えいたします。

昨年の教育施設についてはそのような調査をした経過がありますが、町全体の公共施設について、耐震診断計画等については今のところ持っておりません。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　学校の基本計画、長期的に耐震診断をやるということをお答えいただいたんですけれども、その中に、ことしは入っていないんですけれども、耐震検査が。その計画の中に逐次入ってくるんですかということをお伺いしたい。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長大崎誠君。

○総務部長（大崎誠君）　お答えいたします。

昨年の学校施設については、調査をしたわけですけれども、実際に耐震診断の結果による改造・改修等につきましては、予算的なこともありますので、それらについては将来財政的な折り合いがついたところで診断をし、実施をしていくということになろうかと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　いずれにしても、学校の体育館とか何とかの耐震検

査はやるということで、年度別に計画をつくるというふうに私は一般質問でお答えいただいたんですけれども、その計画はないということなんですか。診断の計画ですよ。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　藤井議員の質問については、前回の一般質問の中にもありましたように、耐震の調査を既に終わっておりますので、それの対処の仕方につきましては、今総務部長が言いますように、財政的な負担もかなりかかりますので、計画的に財政の折り合いがついたらば、計画に乗せていくという答弁がしてあると思います。調査はしております。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに質疑ありませんか。９番千葉繁君。

○９番（千葉繁君）　134ページなんですけれども、教育相談センター運営事業、学校教育指導員報酬が昨年より100万円増額をされていると思うんです。その増額理由と、それから135ページ、学校図書館司書配置事業で、これまた160万円増額をされています。この２点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　学校図書の関係につきましては、従来４時間ということでありましたけれども、ことしから１日の勤務時間を１時間延長ということで、その分が増額となっているかと思います。

〔「指導員について」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　ページ数が134ページの教育相談センターの指導員の報酬の件ですね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　これについては、ちょっと今手元に資料がございませんので、至急調べて回答ということにしてください。すみません。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

議案第１９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第２１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第２２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第２３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第２４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第２５号　平成１８年度阿見町水道事業会計予算

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第11、議案第19号、阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別予算、議案第22号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算、以上７件を

一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第19号から議案第25号までの平成18年度特別会計及び企業会計予算案の概要について申し上げます。

特別会計予算総額は、６件で125億100万円となり、前年度と比較して12.0％の増になっております。

その内訳でありますが、議案第19号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計は39億4,300万円で、9.4％の増、議案第20号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算は24億6,800万円で、43.5％の増、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別会計予算は28億9,800万円で、1.3％の減、議案第22号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算は12億1,100万円で、17.5％の増、議案第23号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計は３億4,000万円で、44.1％の増、議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計は16億4,200万円で、0.7％の増になっております。また、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算は13億7,571万7,000円で、8.5％の増になっております。

以上、特別会計及び企業会計予算案の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長、水道事務所長に説明させますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　先ほど15番倉持松雄議員が出席されております。したがって、ただいまの出席議員は21名です。

以上で提案理由の説明が終わりました。

引き続き担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第19号についての説明をお願いをいたします。民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　それでは、議案第19号、平成18年度阿見町国民健

康保険特別会計予算案について御説明いたします。

193ページをお開き願います。

平成18年度の予算総額は39億4,300万円で、前年度当初予算と比較いたしまして9.4%の増となっております。これらは歳入歳出とも国保税調定、療養諸費及び老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金など、通年次の実績内容などにより算定を行い、それぞれに勘案、計上を行ったものであります。

次に、主な項目につきまして特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。

205ページをお開きください。

最初に、第１款総務費につきましては、前年度と比較し20.2%の減額計上となっており、主なものは退職者など人事異動に伴う職員関係経費の減及び郵便料、消耗品等の事務的経費を削減したことによるものです。

208ページをお開きください。

第２款保険給付費につきましては、医療費などの支払いで近年の医療費歳出状況などを勘案し、前年度予算と比較し14.4%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費は、出産育児一時金などに対処するものです。

210ページをお開きください。

第３款老人拠出金につきましては、老人保健制度を支える措置として各医療保険制度において共同拠出し、老人医療費の増高が激しい保険者の救済を図っているもので、医療費や加入者の伸び率などにより算定額を計上したもので、前年度と比較して0.8%の減額です。

次に、第４款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち介護保険制度、第２号被保険者となる40歳から64歳までの国保被保険者に対し、社会保険診療報酬支払基金より提示される拠出額を納付するもので、介護納付金計算書において伸び率などにより算定額を計上したもので、前年度と比較して

11.4％の増額です。

211ページをお開きください。

第５款共同事業拠出金につきましては、老人保健拠出金の趣旨と同じように、国保連合会より示された拠出費用額についての計上で、前年度と比較して22.0％の増額です。

第６款保険事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防策、無受診者世帯の報酬、医療費通知、さわやかフェア配布時の健康カレンダーなどの医療費抑制、制度啓蒙など継続的な諸経費の計上を行ったものです。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして、201ページをお開きください。

第１款国民健康保険税は、前年度と比較し0.1％の増額計上となっております。医療分、介護納付金分とも、歳入歳出全体状況などに伴い、必要措置額を勘案し、計上を行ったものです。

次に、第３款国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費等及び老人保健医療費拠出金、介護納付金に係る国からの補助金で、前年度と比較して4.6％の増額計上となっておりますが、これはそれぞれの歳出実績、補助率を参考として計上を行ったものです。

また、高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業費拠出金に係る負担金で、当初平成15年度より平成17年度までの措置として国庫負担及び県支出において４分の１が補助されることになっておりましたが、今後も継続されるため、その額について計上を行い、前年度当初比較22.0％増額したものでございます。

202ページをお開きください。

財政調整交付金における特別調整交付金については、市町村の国保運営努力に応じ、毎年度ごと国の予算範囲の中で申請を行った市町村を県及び国において評価査定し、その中で配分されるもので、不確定な性質から当初予算額は抑制措置の組み立てとなっております。この交付金につきましては、引

き続き積極的に歳入の確保に努めてまいります。

次に、第４款療養給付費等交付金につきましては、退職などにより国保加入者となる退職被保険者に係る被用者保険制度の保険者拠出による歳入で、退職被保険者歳出療養諸費の増大により、前年度と比較して29.0％の増額計上を行ったものです。

次に、第５款県支出金の高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫支出における高額医療費共同事業負担金と同様な趣旨により計上、財政調整交付金につきましては、国の三位一体の改革の中で国の補助金が税源移譲され、県から交付されることにより、平成17年度から新設されたもので、前年度と比較して59.6％の増額計上を行ったものです。

次に、第６款共同事業交付金につきましては、歳出の高額療養費に伴う共同事業拠出事業により国保連合会から配分される交付金で、拠出金の伸びなどを見込んで前年度と比較し56.4％の増額計上をしたものです。

203ページをごらんください。

第８款繰入金の一般会計繰入金につきましては、前年度と比較し0.6％の減額となっております。繰り入れの主なものは、保健基盤安定繰り入れや職員給与等及び町医療福祉制度による国保医療波及分、補てん経費などとなっております。

また、繰入金のうち財政安定化支援繰り入れについては、交付税措置の中で積算算定による廃目となっていることから、項目設計としております。

なお、当年度におきましても、支払準備基金繰入金として基金保有額より500万円の取り崩しを行い、歳出、医療費などへの対処を行っております。

総括いたしますと、国保財政は経済がやや回復傾向にあるとはいえ、低所得者層や高齢者の加入率が高い国保制度が抱える構造的な問題もあり、医療費給付は継続的に増加しており、非常に厳しい財政状況にあります。これらを踏まえ、生活習慣病予備軍や要医療者の増加を抑制するため、保険事業の推進、国庫補助金等の確保、全庁的な収納体制の強化、収納課との連携によ

る徴収など、さらなる向上のための収納対策や制度啓蒙などを行い、国民健康保険制度の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第20号についての説明を求めます。都市開発部長糸賀富士夫君。

○都市開発部長（糸賀富士夫君）　続きまして、平成18年度公共下水道事業特別会計案について御説明申し上げます。

予算書の219ページをお開き願いたいと思います。

平成18年度予算総額は24億6,800万円となり、前年度と比較いたしますと43.5％の増額計上となっております。

次に、225ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものについて申し上げます。

第１款第１項の負担金の受益者負担金につきましては、岡崎土地区画整理整理事業工事の完了に伴う受益者負担金が見込まれることにより、前年度と比較いたしますと621.3％の増となります。

第２款第１項の使用料につきましては、前年度と比較いたしますと2.7％の増額計上となっております。

第３款第１項の国庫補助金につきましては、荒川本郷地区整備事業及び吉原東土地区画整理関連整備事業により、前年度と比較いたしますと258.3％の増額計上となっております。

第５款第１項の他会計繰入金につきましては、前年度と比較いたしますと6.6％の減となります。

第６款繰越金につきましては、前年度と同額計上となっております。

第８款第１項の町債につきましては、下水道整備補助事業債の増額により前年度と比較いたしますと129.8％の増となります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

227ページをお開き願いたいと思います。

第１款第１項の一般管理費の主なものは、人件費、下水道事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金、賦課徴収事務費であります。前年度と比較いたしますと、28.1％の増額計上となっております。

次に、229ページになります。

第２目維持管理費でありますが、これは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び維持補修費並びに下水道処理に対する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理費の負担金であります。前年度と比較しますと、16.5％の減額計上となっております。

次に、230ページになります。

第２項下水道事業費ですが、主なものといたしましては、荒川本郷地区整備工事及び吉原東土地区画整理関連整備工事、並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。前年度と比較いたしますと、162.6％の増となります。

次に、232ページになります。

第２款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道債及び霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金償還費で、前年度と比較いたしますとほぼ同額となっております。

第３款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りますが、222ページをお開き願いたいと思います。

第２表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第21号についての説明を求めます。民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　続きまして、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別会計予算案について御説明いたします。

241ページをお開きください。

平成18年度老人保健特別会計は、歳入歳出予算総額18億9,800万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、1.3％の減となっております。これらは平成14年10月における医療保険制度改正により、老人保健制度該当者が70歳から75歳に引き上げられたことから、歳出においては対象者の減に伴い医療諸費が減額となり、また、歳入においては、改正に伴い費用負担割合の変更などの収入緩和を行ったことから、歳入歳出それぞれにおいて減額計上となったものです。

次に、主な項目につきまして、特別会計の予算措置に従い、歳出部門から説明いたします。

249ページをお開きください。

第１款医療諸費につきましては、医療給付費及び審査支払手数料においては、制度改正に沿った状況を踏まえ、また、医療支給費では、実績経過を考慮し、前年度と比較し1.3％の減額計上を行ったものです。

次に、歳入部門について御説明いたします。

戻りまして、247ページをお開きください。

第１款支払基金交付金は、前年度と比較して8.3％減となっております。これらは各医療保険制度における拠出金などにより交付されるもので、費用負担割合の配分措置により歳出医療給付費などを考慮し計上を行ったものです。

次に、第２款国庫支出金及び第３款県支出金につきましては、対象者が減少しているものの、支払基金同様費用負担割合の配分配置により、前年度と比較し、国庫支出金8.1％、県支出金8.1％それぞれ増額計上行ったものであります。

次に、第４款繰入金の一般会計繰入金につきましては、交付金と同様な措置に伴い増額を行うもので、町負担として一般会計より8.5％の増額計上を行ったものです。

次に、第５款繰越金につきましては、前年度と同額計上となっております。

248ページをお開きください。

第６款諸収入のうち第三者納付金は、交通事故などに係る医療費について第三者行為届けを通じ、町が代理取得権による請求処理に応じて収入される見込み額を計上したもので、その届け出に伴いレセプト請求内容に応じて計上を行ったものです。

総括いたしますと、老人保健は制度改正に伴い、受給者が減少しているものの、高齢者１人当たりの医療費につきましては、高い水準になっております。これらの対策として、生活習慣病や要医療者を抑制するため、あみ健康づくりプラン21に基づき、高齢者の健康維持増進や重複診療、頻回受診者の訪問など、総合保健福祉会館と連携しながら、適正医療や予防医療の推進方法、啓蒙などに努め、健康の自己管理や健康づくりを進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第22号についての説明を求めます。都市開発部長糸賀富士夫君。

○都市開発部長（糸賀富士夫君）　続きまして、平成18年度土地区画整理事業特別会計予算案について御説明申し上げます。

予算書の251ページをお開き願いたいと思います。

平成18年度の予算総額は12億1,100万円となり、前年度と比較しますと１億8,000万円の増額計上となっております。これは岡崎地区における下水道受益者負担金の計上と本郷第一地区の公共施設整備費の増によるものであります。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

257ページをお開き願います。

第１款第１項の国庫補助金につきましては、前年比22.8％の増額計上となっております。

第２款第１項の財産売払収入では、荒川沖寺子線の開通に伴い、本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の本格的な販売を予定しておりま

すので、前年比48.7％の増額計上となっております。

第３款第１項の他会計繰入金では、前年比30.4％の減額計上となっております。

第５款の町債につきましては、前年比9.5％の増額計上となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

258ページをお開き願います。

第１款の事業費、第１目岡崎土地区画整理事業の主なものは、人件費、委託料及び負担金で、前年度と比較しますと205.0％の増額計上となっております。増の主な内容といたしましては、委託料及び負担金であります。

次に、259ページをお開き願います。

本郷第一土地区画整理事業の主なものは、人件費、委託料、工事請負費及び家屋等補償費で、前年度と比較しますと17.9％の増額計上となっております。増の主な内容は、工事請負費及び広告料であります。

次に、262ページをお開き願います。

第２款の公債費でありますが、起債の元利償還に充てるもので、本郷第一土地区画整理事業債及び本郷第一土地区画事業関連公共事業債の元利償還費の増により、前年度と比較しますと2.5％の増額計上となっております。

次に、第３款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りますが、254ページをお開き願います。

第２表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第23号についての説明を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君）　議案第23号、平成18年度農業集落排水事業特別会計予算案について御説明いたします。

271ページをお開きください。

平成18年度の予算総額は３億4,000万円で、前年度と比較しまして44.1％の大幅増となっております。これは現在建設事業を進めております福田地区の処理施設建設に伴う事業費及び新規に実穀・上長地区の事業による大幅な増額となったものであります。

本年度の主な事業内容としましては、福田地区においては、引き続き管路築造工事及び処理場施設の土木工事を予定しており、実穀・上長地区においては、新規採択を受け全体設計、測量、調査及び処理場用地購入を、そのほか小池地区、君島・大形地区汚水処理施設等の維持管理費、地方債の元利償還金を計上しております。

それでは、歳入から御説明いたします。

227ページをお開きください。

第１款分担金及び負担金は、受益者分担金で福田地区及び実穀・上長地区につきまして、平成18年度に予定している事業費対応分を見込んでおります。

なお、小池地区は新規に追加で加入され、分納中の１件分、君島・大形地区は科目設定のみであります。

第２款使用料及び手数料は、小池地区、君島・大形地区の使用料と督促手数料、福田地区、実穀・上長地区の督促手数料を計上したものであります。

第３款県支出金は、福田地区及び実穀・上長地区事業に対する補助であり、補助率は国50％であります。

第４款繰入金は、一般会計から5,405万円を繰り入れ、それぞれの事業の財源調整を図ったものであります。

278ページをお開きください。

第５款繰越金は、各地区ごとの前年度繰越金を計上したものであります。

第６款諸収入は、雑入として消費税還付金を計上したものであります。

第７款町債は、福田地区及び実穀・上長地区事業に伴う起債であります。

次に、歳出について御説明いたします。

279ページをお開きください。

第１款事業費は、引き続き福田地区の建設事業を推進するための予算を計上いたしました。

主な内容としては、15節工事請負費であります。管渠工事として約950メートル及び処理場内土木工事を予定しております。

また、実穀・上長地区の事業予算を初年度につき13節委託料及び17節処理場用地購入費を計上いたしました。平成23年度事業完了を目標に事業を進めてまいります。

280ページの下段をごらんいただきたいと思います。

第２款管理費は、小池地区並びに君島・大形地区の処理施設等の維持管理に要する経費であります。引き続き委託内容の見直しを行いまして、経費の節減を図っていきます。

282ページをごらんください。

第３款公債費は、小池地区並びに君島・大形地区の長期借入金の償還金及び利子であります。また、福田地区は償還利子のみ計上しておりますが、元金償還は５年据え置きとなりますので、平成21年度からの償還開始を予定しております。

282ページの下段をごらんください。

第４款予備費は、30万円を計上させていただきました。

戻りまして、274ページをお開きください。

第２表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利子並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第24号についての説明を求めます。民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　続きまして議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算案について御説明いたします。

289ページをお開きください。

平成18年度の介護保険特別会計予算は、介護保険法の改正に伴い、予防重視型システムへの転換を図るべく新たなサービス体系が導入されたことにより、予算編成においても大幅な改正がなされております。

平成18年度の予算総額は16億4,100万円で、前年度と比較いたしまして0.7％の増となっております。ここ数年は要介護認定者数の増に伴い、数％の伸びを示しておりましたが、保険給付費において平成17年10月より施設サービス利用における居住費及び食費が全額利用者負担になったことにより、ほぼ横ばいとなったものであります。

歳出の約94％を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第１号被保険者の保険料により対処することになります。

次に、主な項目につきまして介護保険特別会計予算計上の順位に基づき歳出部門から御説明いたします。

300ページをお開きください。

最初に、第１款総務費につきまして御説明申し上げます。

第１項総務管理費第１目一般管理費につきましては、職員給与関係費及び介護保険事務費に要する経費を計上しておりますが、職員関係経費の減等により前年度と比較して10.4％の減額計上となっております。

301ページの第２項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、介護保険制度普及推進員の設置に係る費用の増加に伴い、前年度と比較して26.0％の増の計上をしております。

302ページの第３項介護認定審査会につきましては、介護認定審査会及び認定調査等に要する経費を計上しておりますが、要介護認定の申請件数の増加に伴い、認定調査員の増員及び主治医意見書の作成料等の増等により、前年度と比較して3.3％の増額を計上しております。

次に、第２款保険給付費につきまして御説明いたします。

保険給付費につきましては、平成17年度の保険給付の実績として把握可能な保険給付費の動向を考慮するとともに、制度改正を反映したサービス見込みを推計し予算額を計上しており、保険給付費全体では、冒頭で御説明しましたとおり、施設サービス利用における居住費及び食費が利用者負担になったことに伴い、前年度と比較し0.8％の減額計上になっております。

303ページから305ページの第１項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定区分の改正に伴い、現行の要介護１のうち状態の維持、改善の可能性の高い方については、要支援２に移行されることにより、要介護認定者が減少するため、前年度と比較し16.8％の減が計上となっております。

305ページから306ページの第２項介護予防サービス等諸費では、要介護認定区分の改正に伴い、要介護１のうち約７割が要支援に移行すると見込まれるため、要支援認定者数の増とサービス料の増により、前年度と比較し1,257％の増が計上となっております。

第３項その他諸費、第１目審査支払手数料では、審査件数の増に伴い、前年度と比較し4.6％と増額計上。

307ページの第４項高額介護サービス等諸費につきましては、施設サービス利用者の増及びサービス料に係る低所得者の自己負担額の上限額一部引き下げに伴い、前年度と比較して23.6％の増額計上となっております。

第５項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって加重な負担とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、居住費、食費の基準費用額等設定した負担限度額の差額について、公費負担することにより低所得者の負担軽減を図るため新たに計上したものであります。

次に、308ページから309ページの第４款地域支援事業費につきましては、介護保険法改正に伴い、新たなサービス体系の導入により創設されたものであります。

第１項介護予防事業費につきましては、要介護認定を受けていない高齢者

で要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、介護予防を目的として運動機能、機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の事業を実施するための経費を計上したものであります。

第２項包括支援事業につきましては、平成18年４月から新たに設置する地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント及び総合相談、権利養護事業並びに総括的、継続的、ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上しております。

次に、310ページから311ページの第５款基金積立金、第６款諸支出金、第７款予備費につきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入部門につきまして義胃説明いたします。

戻りまして297ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の１割負担のほか、50％を公費、残り50％を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国が25％、県12％、市町村12.5％であります。国の負担の25％のうち約５％は、市町村間の財政力の格差を調整するために調整交付金として利用されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第１款保険料につきましては、65歳以上の第１号被保険者数の増及び保険料率の改定等に伴い、前年度と比較して4.2％の増額計上となっております。

次に、第４款国庫支出金につきましては、保険給付費に要する費用の20％の国の法定負担分及び市町村間の財政力の格差を調整するために、第１号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに本年度新たに創設された地域支援事業に係る交付金であり、前年度と比較し7.2％の減額計上。

次に、298ページの第５款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る定率分が介護給付費交付金として社

会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、交付率が現行の32％から31％へ改正されたことに伴い、前年度と比較して3.6％の減額計上。

第６款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5％並びに地域支援事業の包括支援事業費の20.25％の県の法定負担分があり、地域支援事業費が新たに創設されたことにより、前年度と比較して19.9％の増額計上。

次に、299ページの第８款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目介護給付繰入金につきましては、保険給付費に対する12.5％の市町村の法定負担分であり、前年度と比較して0.8％の減額計上。

第２目地域支援事業繰入金、介護予防事業につきましては12.5％、第３目地域支援事業繰入金、包括的支援事業につきましては20.25％の市町村の法定負担分を新たに計上。

第４目事務費等一般会計繰入金につきましては、職員関係経費の減に伴い、前年度と比較して8.9％の減額計上となっております。

次に、第２項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金を保険給付費の財源に充てるものであり、前年度と比較して41.1％の増額計上となっております。

第９款繰越金、第10款諸収入につきましては、前年度と同額の計上になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、議案第25号についての説明を求めます。水道事務所長渡辺清一君。

○水道事務所長（渡辺清一君）　最後の説明になります。

317ページをお開き願います。

議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

まずは、第２条の業務の予定量でありますが、給水戸数を１万3,184戸、

年間総給水量、これを437万352立方メートルを見込みましたが、その給水量の内訳ですけれども、自己水源、これはおおむね追原浄水場が主になりますけれども、自己水源が59万1,352立方メートル、それから茨城県企業局からの受水量を377万9,000立方メートルを予定しております。

次に、第３条の収益的収入及び支出につきましては、前年度より2.5％減の９億186万4,000円を計上しております。

その主な収入でありますが、水道料金の８億9,283万3,000円で、2.1％増を見込んでおります。

主な支出ですが、茨城県企業局に支払う受水費３億7,035万5,000円と減価償却費１億6,679万5,000円、支払利息4,287万3,000円であります。

次のページ、318ページをお開きください。

第４条の資本的収入及び支出であります。

資本的収入は、茨城県からの工事負担金１億1,387万2,000円、これは吉原東土地区画整理事業区域内の配水管の布設工事、つまり受託工事として行うものですけれども、この負担金であります。加入分担金は2,692万5,000円を計上しております。

資本的支出では、建設改良費を前年度より44.4％増の４億1,713万9,000円計上しております。

その主なものは、上郷配水場の受返電設備、それから自家発電機等の更新工事、それから新設管の布設工事であります。

企業債償還金は平成４年度までに借り入れた企業債の元金を償還するものであります。そのほかに上郷配水場の耐震診断を平成18年度予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億3,305万5,000円あるわけですけれども、これについては減債積立金、それから建設改良積立金と過年度分損益勘定留保資金、これで補てんしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しております。質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第25号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２６号　町道路線の廃止について

議案第２７号　町道路線の認定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第12、議案第26号、町道路線の廃止について、議案第27号、町道路線の認定について、以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第26号及び議案第27号について申し上げます。

まず、議案第26号、町道認定の廃止でありますが、主に土浦江戸崎線バイ

パスの供用開始に伴う部分的な路線の廃止であります。

次に、議案第27号、町道路線の認定でありますが、主に本郷第一土地区画整理地内の供用開始に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しております。質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第27号については、会議規則第39条の第１項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２８号　茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第13、議案第28号、茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第28号について申し上げます。

本案は、平成18年１月１日から同年３月27日までの間の県内市町村の合併に伴い、茨城県市町村総合事務組合を組織する市町村の数が現象しますが、減少について構成市町村の議会の議決を経て行わなければならないことから、提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第２項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第２９号　茨城租税債権管理機構規約の一部改正について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第14、議案第29号、茨城租税債権管理機構規約の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第29号、茨城租税債権管理機構規約の一部改正について申し上げます。

本案は、市町村の合併に伴い茨城租税債権管理機構を組織する市町村に変更があるため、その規約の一部を改正するもので、構成市町村の議会の議決を経て行わなければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第２項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第３０号　土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について

議案第３１号　土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第15、議案第30号、土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少について、議案第31号、土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第30号及び議案第31号について申し上げます。

本案は、平成18年３月27日をもって小川町、美野里町及び玉里村が合併し、小美玉市となることに伴い、土浦石岡地方広域市町村圏協議会から小川町、美野里町及び玉里村を脱退させ、新たに小美玉市を同協議会に加入することとし、それに伴い規約を変更するもので、構成市町村の議会の議決を経て行わなければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第31号の２件については、会議規則第39条第２項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号、議案第31号の２件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第31号の２件については、原案とおり可決することに決しました。

議案第３２号　土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第16、議案第32号、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　議案第32号について申し上げます。

本案は、平成17年10月１日をもって石岡市、八郷町が合併し、石岡市となったこと、平成18年２月20日に土浦市、新治村が合併し、土浦市となったこと及び平成18年３月27日に小川町、美野里町及び玉里村が合併し、小美玉市になることに伴い、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合の規約を変更するもので、構成市町村の議会の議決を経て行わなければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第２項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第32号については、原案どおり可決することに決しました。

答弁漏れの答弁

○議長（小松沢秀幸君）　教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　先ほどの千葉議員の答弁漏れがございましたので、最後に大変申しわけないのですけれども。

先ほどの学校教育指導員の報酬の増額分につきましては、当初の人数につきましては６人分であります。現在も６人の人数は変わりございませんけれども、平成16年実績によりまして２人分の報酬の調整がございましたので、その分が本年度しなくてもいいということで、増額の、金額が上がりましたので、その分が当初から比べますと増額になっている内容でございます。

散会の宣告

○議長（小松沢秀幸君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後　３時３８分散会

第　２　号

〔３月７日〕

平成１８年第１回阿見町議会定例会会議録（第２号）

平成１８年３月７日（第２日）

○出席議員

１番	小松沢　秀　幸　君
２番	柴　原　成　一　君
３番	浅　野　栄　子　君
４番	難　波　千香子　君
５番	紙　井　和　美　君
６番	青　山　正　一　君
７番	石　井　早　苗　君
８番	藤　井　孝　幸　君
９番	千　葉　　繁　君
１０番	吉　田　光　男　君
１１番	久保谷　　実　君
１２番	吉　田　憲　市　君
１３番	滝　本　重　貞　君
１４番	天　田　富司男　君
１５番	倉　持　松　雄　君
１６番	大　野　孝　志　君
１７番	櫛　田　　豊　君
１８番	佐　藤　幸　明　君
１９番	諏訪原　　実　君
２０番	岡　崎　　明　君
２１番	荻　島　光　明　君
２２番	細　田　正　幸　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
教育長	大﨑治美君
町長公室長	木鉛　章君
総務部長	大﨑　誠君
民生部長	石井定夫君
経済建設部長	臼田計律君
都市開発部長	糸賀富士夫君
教育次長 兼学校教育課長	大竹利一君
消防長	神林柳司君
水道事務所長	渡辺清一君
都市開発部次長 兼都市計画課長	茂田義巳君
総務課長	瀬尾房雄君
企画課長	坪田匡弘君
財政課長	松本功志君
総合保健福祉会館長	大﨑　匠君
社会福祉課長	飯野利明君
児童福祉課長	大越智恵子君
国保年金課長	野口静男君
経済課長	湯原恒男君
区画整理課長	篠崎慎一君
生涯学習課長	北澤正一君

学 校 指 導 室 長　　松　本　義　哉　君

○議会事務局出席者

事　　務　　局　　長　　栗　原　繁　樹

書　　記　　青　山　公　雄

平成１８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第２号

　平成１８年３月７日　午前１０時開会

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

平成１８年第１回定例会

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．紙井　和美	１．学校における「情報化教育の推進」について	教　育　長
２．千葉　　繁	１．子供たちの安全確保と防犯対策について	教　育　長 町　　長
３．天田富司男	１．四期目に向けての所信の一端 ２．土地政策について	町　　長
４．藤井　孝幸	１．ボランティアの育成について	町　　長
５．細田　正幸	１．川田町政４期目の公約は何か、町民に明らかにすべきである	町　　長

その１

午前１０時００分開会

○議長（小松沢秀幸君）　定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（小松沢秀幸君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を１時間、再質問の回数を３回といたしますので、御協力のほどお願いをいたします。

初めに、５番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔５番紙井和美君登壇〕

○５番（紙井和美君）　皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

学校における情報化教育の推進について。

近年、我々を取り巻く情報ネットワークの環境は大きく変化し、今やパソコンか携帯電話があれば、いつでも、どこでも、だれとでも通信連絡や情報の収集を得られる大変便利な時代となってまいりました。そこで、高度情報通信ネットワーク社会を推進するＩＴ戦略本部が平成13年１月に設置されました。

総務省では、文部科学省の教育の情報化への取り組みに協力体制をとり、平成17年度をめどにすべての公立小・中・高等学校の高速インターネットの常時接続や１人１台のパソコンの使用環境、教育用コンピューターソフトの

整備、技術者の委託事業など、ｅ－Ｊａｐａｎ重点計画において推進してまいりました。また、昨年までに目標を達成できない地域においては、大臣が先頭となって地方公共団体への直接の働きかけをしながら教育の情報化の充実に向けて加速化をさせております。これらについては、執行部も十分御承知のとおりであります。

以前にも、ＩＴ戦略本部が設置される直前の平成12年９月議会において、阿見町のＩＴ革命についての質問をさせていただきました。そのときの答弁では、ＩＴ社会に対応できる児童・生徒の育成を図るとありましたけれども、そのとおり６年間でかなりの推進がされたのではないかと大変評価しているところであります。そこで、現在までの進捗状況もあわせ、学校でのインターネットの接続状況とその活用について、また、ＩＴ指導者の現状についてお伺いいたします。

次に、情報モラルの教育についてであります。

ＩＴ社会は大変便利な反面、その裏に潜む危険性について十分熟知していかなくてはなりません。しかし、実際には目まぐるしい普及拡大のスピードに危険性を回避するための学習が追いついていかないのが現状であります。大人はもちろんのこと、近年小・中学生によるネットにかかわる事件が多発しており、新聞紙上でも騒がれていることは、皆様御承知のとおりであります。

インターネットは、パソコンのみならず携帯電話でも簡単に取り出せ、親の知識をはるかに超えた活用をしている場合も多く、認識の違いが大きいのも特徴であります。私のもとにも保護者の方から、トラブルに巻き込まれないようにするにはどのように指導したらいいのか、また、被害に遭ったときにはどのように対処するのかなどとの不安の声が多く寄せられています。実際に有害サイトにアクセスした悩みも幾つか寄せられ、事件、事故に巻き込まれはしないかと大変危惧しているところであります。

水際で被害を食いとめるには一切持たせないという考えも一理はあります

が、例えば危険だからと子供にはさみや包丁を持たせないということが正しいやり方ではないのと同じように、やはり正しく活用するための学習をさせることは、将来的にも大変重要なことであります。そこで、文部科学省では、学校教育情報化推進総合プランの中で情報モラルの指導サポート事業を推進しており、県でも本格的に対策に乗り出しました。また、そのような現状を察知し、トラブルを未然に防ぐ教育に力をかす団体が県内でもふえ始めています。

そこで、学校の中では情報モラルの教育についてはどのように行っているのか。また、保護者もともに学ぶ機会を設けるため専門家を招いて講習会を行ってはどうか。これについては、たくさんの要望が寄せられております。

以上、情報化教育の推進と情報モラルについて４点にわたりお尋ねいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君、登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　おはようございます。

１つ目の学校インターネット接続の状況と活用についてお答えいたします。

現在、当町の小・中学校に設置されている教育用コンピューターの台数は554台で、うち小学校に350台、中学校に204台が設置されています。設置の状況は、小・中学校の普通教室にはすべての教室に各１台、コンピューター室には、小学校ではクラス人数分の２人に１台、中学校については、クラス人数分の台数を設置して活用しております。また、特別教室につきましてもＬＡＮ整備がされており、必要に応じてノート型パソコンが利用できるようになっております。

インターネットへの接続状況につきましては、これらすべてのコンピューターが接続されており、情報収集等の学習に利用されています。接続方法については、セキュリティーの確保や有害情報のフィルタリング等を行うため、

町のサーバー、県のいばらきブロードバンドネットワークを経由して、光ファイバーによる高速インターネットに接続しております。

その活用状況ですが、小学校では総合的な学習の時間に、中学校では技術科が中心で、コンピューターの操作やインターネットの利用の方法を学習しております。そして、普通教室からもインターネットへの接続ができるので、すべての教科・領域でその目的や内容に合わせて活用しております。

２つ目のＩＴ指導者の現状についてお答えいたします。

茨城県教育委員会では、ＩＴサポート指導者研修会を開催し、各小・中学校の情報教育担当者の研修に力を入れております。さらに、県教育委員会では、各学校にＩＴ指導者を派遣して、教職員のコンピューターに関する技術向上を図っております。また、茨城県の教育研修センターの講座を受講させると、また、阿見町教育委員会主催のコンピューター研修会により指導力の向上を図っております。そのために、阿見町の小・中学校では、すべての教職員がコンピューターを使っての授業は十分にできるという状態でございます。今後とも、より以上の指導力の向上や技術の向上に努めてまいりたいと、かように思っております。

次に、学校における情報モラル教育ですが、阿見町では平成15年４月１日から、学校情報通信ネットワーク利用に関するガイドライン、これを施行しております。それに従い学校では、教職員の研修と児童・生徒への指導を行っております。具体的には、インターネットを使用するときのエチケットであるネチケットと、自分自身の安全を守るための個人情報の保護に関する内容、さらにコンピューターを安全に使用するための情報モラルに関する内容になっております。

また、平成17年４月１日から個人情報保護法が施行されましたが、それにより個人の情報保護に関する取り扱いを一層厳格にしております。各学校では、個人情報の管理に対するマニュアルを作成し、教職員から児童・生徒に至るまで保護法の意義と対応について周知徹底させております。

最後に、保護者とともに学ぶための講習会開催ですが、このような情報モラルに関する講習会は、これからは大変有意義で重要であると、そういうふうに考えております。実際に本年、朝日中学校では、土浦市の消費生活センターの協力を得まして、ケータイ警報発令と題しての学習会を２年生を対象にして実施いたしました。携帯電話の便利さや怖さ、適切な使い方などを学習して情報モラルの大切さを生徒に訴えてきました。これからも各学校にこのような情報モラルに関する取り組みを奨励したり、またＰＴＡと連携したりして保護者への啓蒙を図っていきたいと、かように考えております。

○議長（小松沢秀幸君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

これからは本当にＩＴ社会で、非常にコンピューターを駆使したものが重要となってきますので、ぜひともＩＴ社会に向けての、特に子供の教育には力を入れていただきたいというふうに思っております。

文部科学省の方でもｅ－Ｊａｐａｎ戦略、17年で一応一担めどをつけて、また18年度から５年間ということで、情報化教育の推進ということに力を入れておりますが、先ほどもインターネット１人１台に向けてということで全国で推進しておりますが、なかなかそこまでまだいかないという状況の中で、指導者の徹底については、阿見町は非常に100％というふうな情報をいただいておりましたので、それについては力を注いでいらっしゃるということを感じました。

そういった中で、文部科学省でも本格的にもっと推進を広げていくという意味で、教育の情報化強化月間ということで、ことしの３月１日から３月31日までの１カ月間におきましてブロードバンドの接続、またＬＡＮの整備、１人１台のコンピューターを駆使する、また教員の指導力の向上をする、教育用コンテンツの活用を進めていく、そういったようなことで非常に力を注いでおります。

そういった中で、特に新たなインターネットを使っての取り組み、またそ

ういった教育方針、先生の授業の内容といいますか、どういうふうに行っているかというのをまず１点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校指導室長松本義哉君。
○学校指導室長（松本義哉君）　それでは、ただいまありました事業の内容につきましてお答えをいたします。
　基本的には、コンピューターというのは授業を助ける道具でございます。ただ大変便利なところもございまして、いろんな情報、それから資料等を即座にいろんなところを調べられるという利点がございまして、その使用につきましては、先ほど教育長が答弁しましたとおり、小学校では総合的な学習の時間、中学校では技術科でそういう基本的、基礎的な使い方、そういうモラルについて指導しますが、実際、各教科で、例えば社会科でどこどこ地方と、今までは教科書でとか、または資料集で出したもの、その中から読み取るものが、今度は、子供たちがグループに分かれて、このグループは関東地方とか、このグループは北海道とか、そこでどういうものがあるというようなそういう調べ方もできておりますし、それから、特別活動におきましても、いろんなアイデアを出すときにどういうところがあるかとか、そういうのを子供たち、いろんな選択をするときに資料が大変できますので、各教科、ここに書いてありましたけれども、各教科、そのときに応じてということで、具体的というとたくさんありましてなんですが、結論的にはそういう学習の手助けをする道具で活用するということで使っておりますので、その点で御了承いただければと思います。
○議長（小松沢秀幸君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　本当にインターネット、パソコンは、使い方によって物すごく有効利用ができるものでありますので、これからもどんどんアイデアを出しながら、特に調べ物学習なんかは本当に最適であります。上手に正しい情報を取り出せば、これほどすばらしいものはないというふうに思っ

ておりますので、どうかその辺の授業方法なんかも、また一考していただければ、さらに一考していただければというふうに思います。

また、先ほど申し上げました学校教育の情報化推進総合プランという中で、先ほど答弁がありましたように、本当にＩＴ環境は整備されつつありまして、なおかつ、そこに向けて今からの新ＩＴ戦略ということに向けて５年間、本当に充実させるという意味で、４項目にわたってまた力を注ぐというふうにありました。その中の一つが情報モラル等の指導のサポート事業ということで、これについては、文科省の方でも、また県の教育委員会の方でも非常に今力を入れているところであります。

先ほど申し上げましたように、携帯とかインターネット、それで事件に巻き込まれるケースが本当に今ふえておりまして、大人でも本当に殺人事件にまで及ぶようなそういった忌まわしい事故がたくさんふえておりますので、ここに来て、大変に便利なものでありますけれども、本当にその使い方を熟知するという意味で、文科省の方でも緊急に乗り出してまいりました。

牛久市のある中学校で、インターネットとか、あと携帯電話に対するアンケート調査を行いました。阿見町の方でもまたなさっているかどうかわかりませんけれども、もし実行される機会がありましたら、町内でもまたアンケート調査等をしながら実態を把握していただければと思っております。

これは168人の生徒、中学校１年生の生徒に向けて、あなたは携帯電話、パソコンのインターネットでどのようなことをしたことがありますかということで、そうすると、やっぱり調べ物とかいろんなものを検索する、またおいしいお店ですとかそういうものをやる。それと同等にゲームも同じように、133名が検索に利用して、124名がゲームを使っているというようなことで、遊びで使っている部分も多々あるかなということがありました。

また、携帯電話やパソコン、インターネットを使って迷惑と感じたことはあるかという問いに対しまして、168名中76名が「はい」というふうに答えています。その中でも一番多いのが、チェーンメールが来て、それに対する

対処、またそれをどんどん友だちに返してしまって非常に迷惑をこうむって仲たがいをしてしまったとか、そういったような報告を受けているということがありました。

また、友だちからメールを送ってこられて傷ついたり嫌な思いをしたことがあるかということに対して、31名の方があるというふうに答えているのが１年生であります。２年生に関しましては、迷惑と感じたりトラブルを感じたことがあるかという問いに対しては、１年生よりも数が少し多くなっておりまして、年代が上がっていくに従って駆使をする利用方法も非常にうまくなってくるのと同時に、いろんなトラブルに巻き込まれるというようなことも、このアンケートの結果の中からわかるかなということを思いました。

そういった中で、国の方でも東京の大手町で３月25日に、子供の携帯インターネットフォーラムというのが開催されるんですけれども、それに向けて単発的にいろんなところでそういった携帯に対する警告ですとか、インターネットの警告ですとか、正しい利用の仕方を学ぶ場所があるんですけれども、これ我が地域におきましては、県の方に問い合わせましたところ、県の方でもそれを非常に危惧していまして、それに力を入れているということで、青少年のための環境浄化フォーラムということが１月15日、つくば国際会議場で行われました。

このことを県の方に問い合わせてみましたところ、青少年育成茨城県民会議と県が一体となって、文部科学省から委託をされて行ったフォーラムということだったんですが、これ阿見町の方からも７人ぐらい参加されているということで、生涯学習課からも１人参加なさっているということで、非常にうれしく思いました。そのときの県のお話ですけれども、そういったところに参加をして、ぜひそれを地域に啓蒙して、地域の中でもどんどんそういったものをふやしてもらいたいというふうなお話がありました。

そこで、まずインターネットのセキュリティーについてなんですけれども、つくば市の方でインターネットのパソコンの専門家の方が教室を開いていら

っしゃいますが、その方が、先ほど申し上げた、そういったものを手助けする団体のお一人なんですけれども、非常に子供たちの携帯の使い方、またインターネットの使い方に危惧されまして、インターネットのマナーとセキュリティーについてということで情報モラル授業を開催しています。つくば市では全小・中学校、17年の５月からずっと行いまして、１年間かけて全部の小・中学校を回りまして、今、牛久市の方を回っております。

それは、まだまだこういったことの啓発活動が少ないので、予算化して動くということまで行かないのが現状なんですけれども、これは行く行くはこういうことは非常に大事なことで、ぜひこれは阿見町でもやっていただきたいと保護者の方から非常に大きな要望がありまして、その方にお聞きしましたところ、ぜひさせていただきたいと、牛久市が終わった後すぐ阿見町も、できることであれば授業の中に入れるですとか、あと保護者との勉強会に入れるですとか、そういうことをしてもらいたいというお話がありましたけれども、それについて当町で取り入れることができるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　モラルのことでございますので、一番大事な課題でありますので、教育委員会といたしましても、内容を十分精査しまして、時期とかそういうものを検討しながら導入していきたいと考えております。

○議長（小松沢秀幸君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　そのときにはぜひその方と一緒に話し合いを持っていただきたいというふうに思います。

今後ＩＴはますます普及いたしまして、ほとんどの用事が機械で済むようになってまいりますが、機械的な文字の行き来ということで、本当に感情が入らないということが一番懸念されるところであります。しかし、文明の利器も、先ほど申し上げたように、使いこなすのは人間でありまして、そうい

ったことで人間が一つのルールをつくるのであれば、こんな便利なものはないというふうに思っております。

今、全国に物すごいスピードで普及している今の時代に、とにかく大人がしっかりと基盤をつくって、未来の足がかりをつくっていかなくてはいけないというふうに感じまして今回この質問をさせていただきました。どうか当町でも、本当に本格的にＩＴが推進し、先進的な町となるように願っておりますので、今後ともどうか検討のほどよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（小松沢秀幸君）　これで５番紙井和美君の質問を終わります。

次に、９番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

〔９番千葉繁君登壇〕

○９番（千葉繁君）　通告に従いまして、今回は子供たちの安全確保と防犯対策について質問いたします。

近年、全国各地で子供を巻き込んだ悲惨な事件が多発し、子供たちの安全確保が大きな社会問題になっております。幸いにも当町におきましては、このような凶悪犯罪は起きていませんが、いつ発生するかわかりませんし、また、その可能性がないとは言い切れません。

茨城県警ホームページの子供に対する不審者情報につい最近掲載された事案として、当町住吉地区で２月11日土曜日午前11時ごろ、家族と店舗に買い物に来ていた小学校５年生男児が家族と離れ商品の玩具を見ていたところ、何のカードが欲しいの、買ってあげるからこっちへおいでと声をかけられ、腕を引っ張られたという事件も発生をしています。この男児は、その男を振り払い、逃げることができたと報告され、大事には至りませんでした。

このように、牛久警察署管内でも、ことしに入って小学生など子供をねらった事件が５件発生しております。時間帯も朝の登校時や15時から17時くらいの下校時間に起きております。全国的な事例でも、連れ去られたそのほとんどが午後３時から６時までの時間帯に集中し発生しているデータがあり、

また、集団下校のグループから離れて１人になったときに被害に遭うことが多く、１人になるのをねらって犯行に及んでいると思われます。

今、行政がすべきことは、このような事件が発生しないよう、また子供たちが犯罪の被害に遭わないよう、地域の特性を調査し、未然に防止するための施策が最重要課題になっております。また、そのために学校、地域、関係機関が連携し、子供の安全を地域社会全体で見守る体制を整備しなければなりません。

現在、当町におきましても、それぞれの学校を中心に教職員による見回りやＰＴＡ、地域ボランティアの方々の立哨指導などが行われておりますが、十分とは言えない現状があります。しかし、子供の安全が毎日のようにマスコミにも取り上げられ、地域住民の意識や機運が高まっていることも事実であります。今こそ学校に任せるだけではなく、町を挙げての大々的な取り組みが必要ではないでしょうか。

茨城県の各市町村でもそういった取り組みが報告されております。

例えば、水戸市では文部科学省の委託を受け、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業、スクールガード事業に取り組んでおります。市内６地区の幼稚園と小・中学校計15校をモデル地区に指定し、地域の60から70代の方々を中心に協力を呼びかけ、月曜日から金曜日まで毎日見守りに立ち、児童を１年生から３年生、４年生から６年生の下校時間ごとに７コースに分かれ、20人ほどの安全パトロール員が校門から分岐点まで付き添い、分岐点からは保護者にお願いするといった下校時の付き添い活動を活発に展開しております。

また、古河市においては、2006年度中に、市内の公立小・中学校18カ所と公立保育所５カ所に防犯カメラを設置する計画を打ち出しております。不審者の侵入を防ぐことがねらいで、予算は、23校で約6,076万円を計上しております。

また、常陸太田市では、行政や警察、市民が一体で地域の安全を守ろうと常陸太田市安全安心まちづくり推進協議会を立ち上げ、これまで行っていた

各団体の単独での防犯活動から、それぞれの団体、行政や警察、消防、商工会、ＰＴＡ、青少年健全育成団体、子供会、老人クラブ、自警団などの横のつながりを強化し、安全意識の高揚と犯罪防止を効果的に推進する市を挙げての取り組みを行っています。

やはり、まず行政が先頭に立ち、地域住民を巻き込み、みんなで支え合いながら住民が実行しやすい、また、あまり負担にならない環境をつくり上げることが今後の課題であり責務ではないでしょうか。このようなことから、以下６点について質問いたします。

まず、１つ目、通学路の安全対策についてということで、

①こだまの家は現在町内にどのくらいあり、その拡充はどのようにされていますか。

②登下校時の安全対策として安全パトロールなどを実施している団体は現在どのくらいあるのでしょうか。

③通学路の選定については、町としてどのように関与をしていますか。

④今後、通学路の安全対策をどのように進めていくのでしょうか。

２番目として、当町で犯罪が発生した場合、学校の緊急体制はどのようになっていますか。また、どのように指導をしているのでしょうか。

３番目として、学校での警備員などスクールガードの配置が要望されておりますが、将来に向けての整備計画はあるのでしょうか。

４番目、放課後児童クラブの高学年までの拡充については、今後どのように考えているのでしょうか。

５番目、自警団など防犯に関して町に登録しているボランティア団体は、現在町でどのくらいありますか。また、その支援や拡充については、どのようにされているんでしょうか。

６番目、青色灯つきパトロール車の活用については、一層拡充すべきと考えます。今後の計画についてご見解を伺います。

以上、大きい項目６点、よろしくお願いをいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君、登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　初めに、通学路の安全対策の中で、こだまの家についてお答えいたします。

阿見町内でのこだまの家の軒数は、現在418軒になっております。これは、各小学校でＰＴＡの協力を得て、地域の状況や通学路等を考慮して設置しております。さらに、こだまの家の情報を各中学校へも提供して、児童・生徒への安全確保に努めております。また、各小学校では、不審者等の対策の一つとして、ＰＴＡと協力してこだまの家の拡充を検討しております。具体的には、実穀小学校で61軒、舟島小学校では55軒、最近では阿見小学校で66軒の増加がありました。

次に、登下校時の安全パトロールを実施している団体ですが、阿見小２グループ、実穀小３グループ、吉原小１グループ、本郷小２グループ、君原小１グループ、舟島小１グループ、阿見第一小３グループ、阿見第二小２グループ、中学校では、それぞれ各１グループ、合計18の団体になっております。また、役場でも公用車に防犯パトロールのステッカーを張り、また青色灯つきのパトロール車を配置して巡回しております。

３番目の通学路の選定についての町の関与ですが、これと４番目の通学路の安全対策についての進め方と、この２つについては、通学路の選定につきましては、従来学校で決めたコース等について教育委員会に報告させております。その中で、特に交通量が多いとか、あるいは危険な箇所がある場合は、速やかに学校、関係各課と協議を行い、児童・生徒が安全に通学できるような安全看板、標識、信号機等の設置の要望を実施しております。また、内容によっては、各学校やＰＴＡ、区長さん等で対応できるものは直ちに対応するよう指導やお願いをしております。今後も児童・生徒が安全で安心できる通学、その都度、その対応を速やかにするということで実施して、考えてお

ります。

２つ目の緊急時の学校の体制ですが、各学校とも児童・生徒の安全を最優先に考えております。まず、防犯ベルや笛等で不審者の侵入を知らせ、すぐに児童・生徒を退避させると、そして、茨城県警と直結の非常通報装置で警察に通報します。同時に、教員等は防犯スプレーやさすまた、またはネットランチャー等の防犯用具で不審者を牽制しながら警察官の到着を待つなど、具体的な研修をしております。また、近隣で不審者等の情報があれば、直ちに各小・中学校や私立幼稚園・保育所等にも知らせております。

各学校では、内容によっては一斉に子供たちを下校させたり、または教職員が付き添ったりして、児童・生徒が被害に遭わないよう自宅まで帰れると、そういうような対応をしております。

３つ目の警備員、スクールガードの配置ですが、現在のところ有償の警備員、スクールガードを配置する予定はございません。特にスクールガードという名で呼んではいませんが、先ほど述べました18団体の方々や同様の活動をされている方々がスクールガードとして児童・生徒の安全に寄与されております。

町では、平成18年度、県で実施される地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、これは、地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用しながら、地域社会全体で学校安全に対応する体制を整備するためのいろいろの取り組みを行うもので、主なものは、スクールガード養成講座の開催、スクールガードリーダーによる学校の巡回指導、実践的な取り組み、そういうことを行う事業でございます。今後はこの事業を積極的に活用しながら、地域の子供たちが安全に安心して過ごせる体制づくりにより一層努めてまいりたいと、かように思っております。

次は町長に譲ります。

○議長（小松沢秀幸君）　町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　次に、放課後児童クラブの小学校高学年までの拡充についての質問にお答えいたします。

現在、保護者が就労などにより不在になる家庭の小学校１年生から３年生までの低学年の児童を対象に、放課後児童クラブを町内７カ所で実施しております。この７カ所を実施するについては、いろいろな経過があったわけですけれども、それぞれ調整しながら７カ所で実施しているという実態があるわけであります。

平成18年度の受け付けにつきましては、社会情勢の中での安全重視という状況を反映して、申込者が大変増加しております。阿見小学校区の学校区児童館が定員50名に対して希望者72名、本郷小学校区の二区児童館が定員50名に対して71名、阿見第一小学校区が定員40名に対して90名、阿見第二小学校区が定員35名に対して42名の申し込みがありました。全体としても昨年の288名から341名に増加しております。特に、阿見第一小学校区につきましては、新１年生の申し込みが昨年の19人から43人へと倍以上に増加し、全体でも定員の倍以上となりまして、現在これまでやってきた１教室では受け入れができない状況であります。

これにつきましては、２月に学校側と協議を重ねた結果、２教室を確保することができました。しかしながら、それでも平成18年４月からは、１年生から３年生までの受け入れで満員となってしまい、４年生以上を受け入れすることは困難な状況であります。ただし、夏休みにつきましては、保護者の要望も多くありますので、多少欠席児童がふえることも考慮し、４月以降の利用状況を確認しながら、夏休みの４年生以上の受け入れを検討し、準備を進めております。

また、阿見第二小学校区、舟島小学校区、実穀小学校区では、今までどおり定員に余裕のある場合は４年生以上の受け入れを行っていきます。

さらに、将来に向けては、実施場所などの問題を解消して、４年生以上の受け入れを検討したいと考えますので、御理解をいただきたいと思います。

特に、当面、第一小学校区では非常に希望が多いという実態があるわけで、この実施場所ということは、一方ではまた学校で少人数学級というそういうことが一方で進むと、この教室がまた、せっかくある空き教室が使えなくなる、そういう事態も考えられるので、場合によっては、例えばプレハブの専用の施設をつくるとか、そういうことも含めて検討することが必要かというふうに考えております。

次に、自警団等、防犯に関して、町に登録しているボランティア団体についてであります。ここ近年、全国的に子供を巻き込んだ犯罪が後を絶ちません。それを受け平成16年度から、地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進することを目的に、地域防犯活動支援事業を開始したところであります。

具体的には、行政区等で自主的な防犯活動を計画している組織を対象に、防犯パトロールなどを行う際に使用できるよう、たすき、腕章、マグネットステッカーなどの防犯活動用品を申請により貸与してまいりました。現在登録されている、町内で活動している自警団などの自主防犯組織は、この事業を始めた以前から活動している３団体を含め、合わせて現在12団体となっております。

町としましても、地域における犯罪等の発生の抑止には、自警団などの自主防犯組織による防犯ボランティア活動が大いに役立つと考えまして、この事業を実施したわけでありますが、まだ組織数については、当初予定した数よりもかなり少ないのが現状であり、一つの問題であります。

今後は、町内全地域での組織化を目標に、現在活動している自主防犯組織の意見を参考にしながら、活動に役立つ支援の内容を見直し、啓発などを行い、自主防犯組織の拡充を図っていきたいと考えております。

最後に、青色灯つきパトロール車の活用についてであります。これまで緊急自動車等を除き、一般の自動車に青色回転灯を装備することは法令によって禁止されておりました。しかし、平成16年12月から、県警察から自主防犯

パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、青色回転灯装備車両による防犯パトロール、いわゆる青色防犯パトロールができることになりました。

それを受け、町でも平成17年10月から町防犯連絡員協議会の協力を得ながら、小学生の下校時間帯に当たる午後３時から午後５時の間、週１回の巡回パトロール活動を実施しているところであります。本来であれば、全小学校を同時間帯に一斉に巡回できるのが理想でありますが、せめて各小学校地区週１回以上巡回できるような状況になればと考えております。

しかしながら、青色防犯パトロールを行う場合、県警が実施する青色防犯パトロール講習修了証の交付を受けた者が青色防犯パトロール車両に同乗しなければならないことになっており、現在、町総務課職員８名が講習を受けて、その中でローテーションを組み対応しているところであり、通常業務の中でのローテーションのため、週１回実施しているのがやっとというのが実態であります。

これからは、数多くの職員に講習を受講させ、また、関係機関とのさらなる連携を深め、青色防犯パトロール活動の回数を含めた充実を図っていきたいと考えております。

○議長（小松沢秀幸君）　９番千葉繁君。

○９番（千葉繁君）　ありがとうございました。

まず１点、確認なんですけれども、通学路の安全対策ということで、通学路の選定について町はどのような関与をしているかということで、これ何か答弁がなかったような気がするんですけれども、もしかしたら私が漏れているかもしれませんので、後でもう一度お聞きしたいと思います。

それでは、再質問の方をしたいと思います。

まず、こだまの家の拡充についてでありますけれども、先ほどの中では、実穀小学校で61軒、舟島小55軒、阿見小で66軒ふえたよというようなことでした。現在これは、ＰＴＡの方にお任せをしたり、学校の方にお任せをした

り何かしているところでございますけれども、私も実際、現場にいてふやす活動をしました。かなりふやすのにはいいチャンスではないかなというふうに思いますので、このほかの学校に関してもどんどんふやしていただいて、こだまの家の看板が通学路にどんどん設置ができるような、そういう体制をしなければいけないと思うんですけれども。

それから、歩いてみて、今まで登録をされていたところが、看板が設置されていないという、これはどこでチェックするのかなというふうに思います。こだまの家をお願いすると、教育委員会の方に住所、電話番号、きっと報告があると思いますので、その辺のところはどこら辺でチェックをしていくのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、大分前に設置したものですから、お店であれば店主等もかわって内容も熟知していないところもかなり多いと思います。それについて再度、いろんな面で今の現状を踏まえた通知文書等も出しておくといいんではないかというふうに思いますが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、スクールガードの件でございますけれども、先ほど、今のところ考えはないというようなことでございました。それはボランティアを使っていけばいい、これは一番費用もかからなくていいのかもしれませんけれども、なかなかそのボランティアというのは、費用がかからないのでボランティアというふうに言うんでしょうけれども、なかなか長続きしないと思います。そういった中で、このスクールガードというものは、今後予算をつけて検討していかなければいけない。

そうすると、人件費ということになると思うんですけれども、先ほど古河市の方でご説明をしたような防犯カメラの設置ということになりますと、先ほど23校で6,000万円と、うちは小学校、中学校、阿見合わせて11校ですから半分以下、3,000万円で済むのではないのかな。この辺のところを今後検討していただきたいということで、これは要望しておきます。

それから、先ほどの自警団等の、総務課で支援している防犯グッズの件で

ございます。これについては、去年に予算化をしてつくってくれたと思うんですけれども、その中で、防犯グッズにつきましては、腕章、のぼり旗、それから車載のマグネット式のものとかいろいろありますけれども、それ全部、グッズを合わせた中で１団体に20とか、のぼり旗は10本だと思いますけれども、それが合計で幾らぐらいかかっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、青色防犯パトロール車、運転するための講習というものをしなければならないということでございました。現在では総務課８名の方が研修を受けたということで、そういった意味で、仕事の都合上１週間に１回しかできないという現実があると。これは、できるだけ総務課だけではなくて、ほかの課の方にも研修を受けていただいて、できるだけ多く使っていくということが必要であるというふうに思います。そしてまた、町民ボランティアがその研修を受けたときには、その車を動かせるかどうか、その辺のところもお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　ただいまのこだまの家の内容につきましては、学校の方を通じまして通学路に面した家の協力を仰いでいるところでありますが、看板等の、それから実際に協力をいただいています家との通知等についても再度、教育委員会の方といたしましてもチェックしてもらうようにお願いしていこうと考えております。

実際に500近くの協力をいただいておりますので、看板等の方の設置も当初からの古いものもあるかと思います。再度見直しをしていただきまして、徹底していきたいと思っております。

それから、先ほどもう一点ありました安全関係の町の関与ということ、それからスクールガードについては要望ということで、まず、通学路のコース関係の教育委員会の関与ということにつきましては、学校の方からその通学路のコースにつきまして、設定されましたコースを教育委員会の方に報告を

させているということで、その中で協議をしているという内容でございます。
○議長（小松沢秀幸君）　答弁漏れがございます。グッズの腕章やのぼり旗の費用は幾らかかっているのか。総務部長大崎誠君。
○総務部長（大崎誠君）　お答えいたします。
　まず、防犯グッズ等の予算額が幾らであるかということでございますが、これにつきましては９万7,125円、一式で今申し上げたような金額になります。内容につきましては、反射用の腕章が限度額で20枚、それから車両用のマグネットステッカーも20枚が最高でございます。それからのぼり旗が10旗、それと防犯ベストが20枚、合図灯が５灯ということで、これら合わせたものが９万7,125円というような予算額になります。
　それから、パトロールを現在週１回時間を限ってやっているわけですけれども、これを拡大するためには、現在の総務課の職員だけでは限界がありますので、これらについては、関連する役場内の関係課の方にも拡大していくことを現在検討しております。
　それと、町民ボランティアによるパトロールが可能かどうかということでございますが、これらについても、ボランティアさんの事故等があった場合の補償とかそういう部分を整備すれば可能であろうというふうに考えております。
　以上です。
○議長（小松沢秀幸君）　９番千葉繁君。
○９番（千葉繁君）　まず、防犯グッズの方からお尋ねをします。
　先ほど１団体に全部支給した場合には、総額で９万7,125円ということでした。私がここで言いたいのは、のぼり旗等、それからベスト、これは余り必要ではないという声があります。できるならば腕章をしたい。それで、この９万7,125円を丸々腕章として使えるかどうか、それが振りかえて可能かどうか、のぼり旗は要らないよ、そのかわり腕章にしてくださいよというようなことが可能かどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、青色防犯パトロール車のことでございますけれども、何か宝の持ちぐされになってしまいますので、地域のボランティアの方々に乗れるようなそういう整備をしていっていただきたいなと。これ私の記憶では、交通指導隊などは使っているんではないでしょうか。だから恐らくできるのではないかな、指導隊の方々も、町からの委嘱でしょうけれども、職員ではないので、その辺のところを、同じようなことなのかなというふうに思いますので、そういった人たちが、研修を受けた職員なしでもできるような体制がとれれば、始終その青色灯のパトロール車が動いているという状況ができるのではないかなと思いますので、その辺のところできるかどうかお答えください。

それから、通学路の選定なんですけれども、これ私、今までちょっと思っていたことは、通学路選定というのは各学校に通学路選定委員会というものがあるのではないですか。何かそんな、そこで選定をしていくというような、前聞いたように記憶をしているんですけれども、それが今あるのかどうかお尋ねをしたいと思います。あれば、それは１年間にどのくらい会議をしているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、あと１点なんですけれども、私、通告書の中で、学校での緊急時の体制ということで、先ほど答弁いただきましたけれども、その中で私ちょっと聞きたいのは、今、学校に子供たちは行っていますよ。それで、今、不審者があらわれたと、凶悪犯罪が起きたといった場合には、学校ではどういうふうな体制をとるのかなと、こういうのが聞きたかったんです。それ答えられればお願いしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長瀬尾房雄君。

○総務課長（瀬尾房雄君）　それでは、１点目のグッズの方、現在の規定の中では数を決めて支給しているわけでございます。こういう形で各地区に浸透していけばいいのかなというふうにやっているんですが、先ほど答弁した

ように、まだ浸透していない状況です。

その９万7,000幾らのやつを一つのものだけに限定してということは、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今年度は、まだそれは考えてございません。決められた数の中でやっていきたいと。今後そういうことが、要望がどうしても多いというふうになれば考えていくと、町長も答弁したと思うんですけれども、そういう支給の方法についても18年度以降、そういう形がとれればというふうには考えておりますけれども、現在の17年度中は、まずこの規定の中でいきたい。今後変えていった方がいいというふうになれば、当然変更もありきというふうに考えております。

それと、青色パトロール車なんですけれども、この車の登録自体は陸運局の方への登録も必要になります。かつ同乗者、講習を受けた人の同乗が必要なんですけれども、そういう関係でなかなかだれでもできないという現状がございます。それと、今回阿見町で２台受けているんですけれども、これは阿見町が一つの団体として受けていますので、それを委嘱等でやればできるんですけれども、現在の中ではなかなか難しいということになります。ですから、例えばボランティアの方がやりたい場合には、その車自体の登録も必要になりますので、なかなか個人個人の車の許可ということが絡みますので、ある程度の団体に、今、登録しているのが現状のようでございます。役所関係が大半だと思うんですけれども、それか、役所等で委託したシルバーさんとかそういうもの、車がもう決まっちゃいますので、そういう関係がありますので、単なるボランティアがいるからすぐ乗れるかというと、今はなかなか難しい、その車の関係があると思います。

○議長（小松沢秀幸君）　教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　まず、１点目であります通学路の選定の委員会が設置されているかどうかということなんですけれども、これも実際、各学校によっては選定委員会という名前で設置されているかどうかは、今確認できませんけれども、各ＰＴＡの校外指導等の委員会等に相談しな

がら選定をしているという学校もあるようですので、その選定委員会という名称で開かれているかどうかについては、ちょっと今のところはっきりわかりませんので、これは現場に聞けばわかりますので、後日お答えしたいと思います。

それから、実際に学校の方に、現場の方へ不審者が入った場合の学校の対応ということなわけですけれども、先ほど答弁にありましたように、子供たちをまず最優先でありますので、先ほど答弁したとおりに誘導、そして警察の来るまでの間、職員が対応しているという説明がありましたように、実際にそういった危機を想定しての訓練をしながら体制をつくっていきたいということでありますので、実際に起きた場合には、そういったマニュアルに沿ったものがすぐにできるかどうかの研修を重ねていきたいと、そういう現状でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　９番千葉繁君。

○９番（千葉繁君）　通学路の選定委員会については、私はこれ聞いておりますので、間違いなく、なくなったということがないのであれば、今も存続しているんじゃないかと思いますよ。その辺は把握しておいた方がいいと思います。通学路の選定委員会の中で通学路を、子供たちの安全確保ができる、交通事故に遭わないようなそういう通学路を選定するだとかそういうことを選定する委員会がきっと今までもあったはずだと思います。その辺のところを把握していただきたい。確認して後で御報告をいただきたいと思います。

それから、今現在、凶悪犯罪が起きたよというようなときには、今の話では、学校側は何時でも保護者が来るまでは子供を預かってくれるというようなことでいいわけですね。その辺を確認をしたいと思います。最後の質問なので、それを確認させていただきたいと思います。

それから、青色灯つきパトロール車については、ボランティアを活用しなければ、これから毎日動くという体制はできないと思います。ですから、この辺のところを、いろんな制度上の都合もあるんでしょうけれども、できるだけ職員以外でも、ボランティアの方に協力をしていただいて、そのパトロ

ール車が運行できるようなそういった方策を見つけていただきたいというふうに思います。回答いただければ回答いただいて終わりたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長兼学校教育課長（大竹利一君）　子供たちの安全が第１でございますので、安全が確保するまでは学校指揮下の中で預かるというのが原則でありますので、それは確実だと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　これで９番千葉繁君の質問を終わります。

次に、14番天田富司男君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番天田富司男君登壇〕

○１４番（天田富司男君）　皆さん、おはようございます。

４期目、町長、無投票での当選おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。３期目にもこのような話で最初入ったと思いますが、３期目と４期目の心持ちは随分違うなと、そういう思いをしております。

町長は最初に登庁されたときに、４回目の当選、２回連続無投票という結果を重く受けとめている。決意を新たにこの難しい難局にある町政運営に取り組んでいきたい。そしてまた、町は大きな可能性を秘めている。圏央道の開通効果、地域特性を最大限に生かしたまちづくりをすることが重要。職員も町の力を信じ、住民サービス向上に努力してほしいと。

４期目、非常に重い責任がある、これはだれが見ても、私たち議会議員もそうだと思います。特に４期目は阿見町の命運がかかっているのではないかなと。それは、やはり合併等も考えていかなければならない、そういう状況のもと、やはりふるさと阿見町をどうしてつくっていくかというのが一番、町長の思いではないかなと。

１点目ですが、４期目に向けて、きのうも所信の一端を伺いましたが、特にこのことは町民に発信していかなければならない、そういう思いをここで、町長の思いを心から町民に発信していただきたいと思います。

２点目ですが、土地政策について。

これは、４期目最初に向けて、やはり何か明るい話を町長としたい、話題をやっぱり町民に向けて発信していただきたい、そういう思いで土地政策について４点ほど、私は質問させていただきます。

日本経済も徐々に上向きになり、こちらの北関東の地域も交通インフラも随分進んでまいりました。茨城県においても相当、企業の誘致がなされております。そういう中で、今後第一区区画整理事業の都市計画内容についてお尋ねしたいわけですが、皆様も御存じのように、３月のあみ広報に、荒川沖駅からの道路、荒川沖寺子線が開通しますということで、３月27日にこちらが開通されます。大体距離的に850メートルということでございます。

ここは、今ＪＲ東日本でも東京までの乗り入れ、または、ここ二、三年で何百億円かかけて新しい車両がこちらに配置されます。そういう中、やはり荒川沖の近い場所ということで、この都市計画内容は非常に大事な部分じゃないかなと、この点についてやはり夢のある都市計画を皆さんに発信していただきたい。

２点目ですが、東部工業団地の工業誘致策についてでございます。

圏央道は、来年の３月までには阿見東インターまで開通になります。そういう中、やはり今年度の予算にも企業立地奨励金として8,210万円、固定資産税相当分を援助するというそういう状況の予算がついております。この予算がどんどん多くなることによって企業誘致がどんどんなされていくということでございますから、やはりこの企業誘致は、阿見町の財政にとって非常に大事な部分になってきています。この誘致企画はどのようになされていかれるのか、この点もやはり積極的な企業誘致をなしていくためには、阿見町独自にやはり積極策をとらなければならないと思いますので、明るい展望のもと、そのようなやはり答弁を期待しております。

３点目ですが、大室ストックヤードの有効利用についてです。

これは、もう何年間も霞ヶ浦の汚泥を上げて、７ヘクタールほどそこにで

きております。今年度は、フラワーコリドール事業255万7,000円がここについております。これも長くなかなか続かないのではないかなと。この７ヘクタールをどのような形で、やはり平和公園とともに整合性を持った地域の活力を求めるような形のものをここに持ってくる、そういう事業を持ってくるのかというそういう１点も非常に大事なことでありますし、私たちの下の地域にとっても、この大室のストックヤードの有効利用は大事な点であります。どうかこの点においても、誠意ある明るいやはり答弁を期待しております。

もう一つは、ひたち野うしく区画整理事業に隣接する阿見地区の土地利用についてでございます。

皆さんも御存じのように、昨年12月26日に土浦江戸崎線ということで開通になりました。ようやく開通になり、非常にあの地域が大事な阿見町の地域になってきたのではないかな。町長も2010年以降には牛久との合併を考えてもいい、また、この間の出陣式に池邉市長が来られまして、あそこでも相当阿見町に対してのラブコールがなされておりました。

やはりそういう中、やはり牛久とどのような形で話し合いが持たれ、この阿見町の土地利用、ひたち野うしくに隣接する阿見町の土地利用をどのようにしていくのか、これも非常に入りの部分で、特に柴原議員がよく歳入の問題を質問されますが、この入りの部分が一番大事ではないかなと。この土地利用によって、やはり固定資産税の増等、そういうものがやはり町にとっての財政を豊かにする、そういう１点になりますので、この点においても誠意ある答弁を求めます。

今回の質問は、非常に明るい展望の中での質問でありますので、町長も明るい気持ちで答弁をお願いし、私の質問といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　天田議員の４期目に向けての所信の一端についてと

の御質問にお答えいたします。

昨日の本会議におきまして、私が４期目の町政運営に臨む基本的な考え方や所信を述べさせていただきましたが、そのうち特に重要と考えている施策について、当然重複する形にもなりますけれども、説明させていただきます。

今話にもありましたように、私は２度目の無投票当選という結果を重く受けとめまして、非常に難しい局面にある町政を託されたことは、大変光栄であると感ずると同時に、その責任の重さを改めて認識し、決意を新たにして全力でこれからの町政に取り組む所存であります。

ところで、国・県の財政は、我が国経済の複雑な状況、一方では長期的に景気が上向きと言いながら、なかなか地方までその結果が及んでこない、本当に景気がいいのかという現実感がない、そういう状況を反映しまして非常に厳しい状況にあります。特に、引き続き進められる今後の国のいわゆる三位一体改革の具体的な姿が不透明なために、当町におきましても、ここ数年というのが行財政改革を進める上で特に重要な時期であると考えているところであります。

また、当町における地域資源や地域特性を生かしながら、税増収のための具体的な手法を整えることが行財政改革を進める上で一番重要な課題であり、当町が次なる発展の基礎を築くためにも、ここ数年が特に重要な時期であると認識しているところであります。

そのため、行政の継続性とか、これまでの経験を生かすとともに、茨城県との連携を大切にしながら、これからの１期４年の間に財政基盤を強化することで行政課題に的確に対応できる財政体質を確立させ、この重要な時期を乗り切り、将来の見通しをつけたいと考えているところであります。

そのためにいろんなことを考えていかなければならないんですけれども、具体的な事業につきましては、まず圏央道が平成19年３月までに阿見地内で開通することを受け、関連のアクセス道路の整備が集中的に進む中、この開通効果というものを最大限に生かすことで、県がインターチェンジ周辺開発

として進めている阿見吉原東土地区画整理事業地区の土地利用の活性化、具体的に言いますと、県が今考えております大型施設を誘致して活性化させ、また人口増に対応できるような形をつくっていくというようなこととか、あるいは、東部工業団地への企業誘致を大幅に加速させることで、これからの阿見町の基盤づくりに結びつけていきたいと考えております。

私は、かねてから阿見町の地域特性というものを重視して、それをいろいろな形でまちづくりに生かす必要があるということを言っておりますけれども、その地域特性としていろいろなものがあるわけでありますが、その中での２つの大学が立地していることなどが重要なものとして挙げられるわけでありますが、このことを生かして、つい先ほど、先週３月３日に、茨城大学と地域連携の協定を締結したところでありまして、そういう中で茨城大学のさまざまな知的財産を地域の発展に結びつけていきたいと考えております。この点については、地元にあります茨大農学部と、これまでもいろんな形で連携を進めて、大きな役割を果たしていただいているわけですが、それをさらに幅広い形でこの協力関係を深め、広めていくということであります。

また、県立医療大学におきましても同様の連携を、これまでももちろん進めておりますが、さらに具体的な協定を結ぶというような形で推進するとともに、地域医療の中心である東京医科大学霞ヶ浦病院との関係についても具体的な連携を推進することで、健康対策あるいは福祉対策についての地域連携の効果は大いに期待できるような形を、また期待するだけでなくて現実のものにしていきたいと考えております。

さらに、きのうも触れましたけれども、（仮称）霞ヶ浦平和記念公園についても、予科練という歴史遺産を生かしながら、（仮称）予科練平和記念館の整備を推進することによって、単に、阿見には予科練という歴史があったんだというそういうことだけじゃなくて、さまざまな形態で日本全国に、あるいは世界にも情報発信できるような形のものにしていくことが、阿見町の新たな地域特性をつくることと結びつくと考えております。

このほか、阿見町という地域に住む人たちが、これまで営々と地域づくり、まちづくりに取り組んで、その経験の積み重ねの中で、例えば地域の福祉とか健康対策、生涯学習、その内容としてはスポーツ活動とか文化活動、環境保全等々あるわけでありますが、特にボランティア活動についての意識を向上させてきていること、こういうことを重視しまして、これまでも阿見町の特徴として既に認められている健康と福祉のまちづくりとか、あるいは生涯学習のまちづくりとか、そういうことをさらに発展させて、そのレベルアップを図っていくことも非常に重要だと考えております。

こういうことを進める上でも、先ほど触れました２つの大学、あるいは病院、あるいは医療大の附属病院、そういうものとの連携を進めるということが非常に大きな意味を持つわけであります。

また、これまでいろいろ問題を抱えながら進めてきまして、その効果がようやく具体的にあらわれてきた土地区画整理事業、特に本郷台地区の事業を効果的に進めるということは、当然この重点事項として挙げるべきことでありますが、これについては、次の土地政策との関連で話をさせていただきたいと思います。

以上、４期目の町政における重点施策、非常にはしょった形でありますが、申し上げましたが、いろんな面で明るい兆しが見えてきている中で、以上述べました阿見町の持つ特性や、これまでのまちづくりの成果を具体的に生かしながら推進していきたいと考えますので、これからも町民の皆さん方を初め議員各位の御協力をお願いしたいと思う次第であります。

次に、土地政策についてであります。

まず、本郷第一土地区画整理事業の都市計画内容についてお答えいたします。

本地区は、荒川沖駅近接の利便性を生かした阿見町の新しい玄関口としてのまちづくりを目的に、土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理事業として平成６年度、これは私がたまたま最初に町長に就任した年であります、

から事業に着手したものであります。あわせてそのアクセス道路となる都市計画道路荒川沖寺子線の整備にも着手いたしました。

その荒川沖寺子線がこのたび、部分的ではありますが、３月27日に開通する運びとなっております。本路線は、荒川沖駅から本郷第一土地区画整理事業地内を経て東部工業団地や県道竜ヶ崎阿見線バイパスに至る町の東西の骨格となる道路であり、また、２分されている阿見市街地と荒川沖市街地とを結ぶ基幹道路でもあります。今回開通するのは、土浦市町界から本郷ふれあいセンター入り口交差点に至る約850メートルの区間であります。これからは、さらに東側へ延伸すべく現在は用地買収等に取り組んでいるところでありまして、将来は、昨年末に開通した県道土浦江戸崎線バイパスや圏央道のアクセス道路である県道土浦竜ヶ崎線バイパス等を絡めた広域の道路ネットワークを形成することとなります。

町では、この道路開通と土地区画整理事業の効果を最大限に活用すべく、まず第１段階としまして、本地区内に荒川沖市街地の新たな商業の拠点整備を計画いたしました。具体的内容の発表まではもう少し時間が必要ですが、来年度にはその手続としまして、用途地域変更の都市計画決定を行い、さらに具体化していく予定であります。

第２段階としましては、沿道利用の活性化であります。地権者の土地活用を図り、本地区がにぎわいのある町になるように適切に誘導していきたいと考えております。そのためには、地域間のルールづくりである地区計画という都市計画の施策を用途地域変更とあわせて導入し、地域の良好な都市環境の保全と形成に努めてまいります。

以上申し上げましたように、当初の目的であった阿見町の新しい玄関口にふさわしいまちづくりに向け、都市計画の施策を適宜導入しながら着実に進めておりますので、御理解とさらなる御協力をお願いいたします。

いずれにしましても、今県南では昨年開通したつくばエクスプレス、この効果というものが非常に現実的にも大きいし、ＰＲもされておりますけれど

も、その効果もいろんな形で常磐線沿線にも及んでいるわけで、その辺の効果というものをうまく生かしながら、この地区のまちづくりを進めることが重要であると考えているわけであります。

次に、２点目の阿見東部工業団地の企業誘致策についてであります。

阿見東部工業団地は、議員御承知のとおり、茨城県企業局が事業主体となって分譲を行っておりまして、最初はなかなか立地が進まなかったんですが、現在は５社が既に進出し、うち３社が操業を開始しております。

これまでの企業誘致活動の状況でありますが、北関東３県、これは茨城、栃木、群馬の３県ですが、合同協議会が主催する立地説明会及び茨城県が主催する企業立地説明会等を東京、大阪を中心として各地で開催しております。また、町の工業懇談会を活用してのＰＲ活動や、町内に立地する企業の訪問等を実施しております。町としましても、このような企業立地説明会等を通して資料や情報の提供はもとより、各企業との情報交換を通じ誘致活動を引き続き行ってまいります。

次に、優遇措置や、さらなる拡充策についてであります。

茨城県は、新規立地等により工場等を新・増設した企業を対象に県税、具体的には法人事業税、不動産取得税でありますが、の課税免除を行っております。また、一括支払いに加え、割賦分譲や土地のリース制度を導入し、企業が立地しやすいように分譲等の条件を緩和しているところであります。さらに、県企業局は、阿見東部工業団地に新規に立地する企業に対し、工業用水道の給水料金を３年間半額で供給する優遇制度を設けております。

町独自の施策としましては、平成13年度に制定された阿見町工場誘致条例により、阿見東部工業団地に立地する企業に対し、操業開始後３年間固定資産税相当額を奨励金として交付しております。この点については天田議員から具体的な数字を挙げての話があったところであります。さらに、平成16年度に同条例の一部を改正し、リース制度を選択する立地企業にも適用できるよう制度の拡充を図ってきたところであります。

また、インターネットへの常時接続回線の整備がおくれている東部工業団地地区の情報通信基盤を改善するため、町役場庁舎まで接続のある、県のいばらきブロードバンドネットワークの光ファイバー回線を提供し、さらに光ファイバー整備の初期費用の２分の１を補助する情報通信基盤整備事業費補助を現在実施中であります。

以上のように、各種優遇施策の新設、拡充に努めているところであります。今後とも県企業局と連携を深め、優良企業の早期誘致に向けての施策を推進してまいります。

最近の企業局の話ですと、かなり引き合いも多くなってきているということで、できるだけ早い時期に優良企業の立地がさらに進むことを期待したいと考えております。

次に、３点目の大室ストックヤードの有効利用についてであります。

町は平成10年３月に、大室ストックヤードを含めた約40ヘクタールについて、霞ヶ浦の自然環境の保全とレクリエーションの場としての活用を考えた湖岸公園的な整備と、町の歴史的遺産の伝承と平和について考える場としての（仮称）霞ヶ浦平和記念公園、さらには茨城県の環境科学センターの誘致を視野に置いた計画となる構想としまして霞ヶ浦湖岸公園構想を策定いたしました。

大室ストックヤードについては、湖岸公園構想の中では県の環境科学センターの誘致の場所と位置づけしまして、町としても茨城県並びに地権者等との協議を進め検討してまいりましたが、残念ながら、結果的には土浦市とかすみがうら市の間に行ってしまって、誘致には至らなかった経緯があるわけであります。

現在ストックヤードの土地利用につきましては、公園整備または湖岸公園構想に位置づけられた施設、特に環境的な関係の施設の整備が図られるまでの間、その代替案として平成14年10月から水田農業経営確立対策事業、これは平成16年度からは水田農業構造改革対策事業という名称変更になっており

ますが、を取り入れまして、転作事業を行っております。また、平成15年度からは転作事業とともに、霞ヶ浦水辺交流空間事業として、花の回廊による景観の創出を図ることにより、霞ヶ浦のイメージアップや貴重な地域資源としての意識の高揚を図る目的で、大室地区の転作組合の協力を得て、町単独のフラワーコリドール事業を実施し、菜の花を咲かせ、地域活性化のためにストックヤードを活用しております。

町は現在（仮称）霞ヶ浦平和記念公園事業を優先して整備しておりますが、その中の記念館整備については、もろもろの事情から計画を２年ほど先延ばししておりまして、このような状況の中で、今すぐその大室ストックヤード地区について取り組むことは非常に困難だというふうに判断しております。このことは地権者の方々にも説明し、土地の有効利用やこれからの方針について話し合いを始めております。ストックヤード利用や取り扱いについては、これからも地権者の方々と継続的に話し合いを進めてまいりたいと考えます。

いずれにしましても、霞ヶ浦のあそこの湖岸に７ヘクタール以上の土地が、ああいう形でまとまった土地があるということは、非常に大きな意味があるわけで、この霞ヶ浦湖岸公園構想も非常に長期的な見通しのもとにつくられたものでありますので、そういう長期的な考え方の中で、あそこの土地の有効活用、そういうものを考えていく必要があるのではないか、そう考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、ひたち野うしく土地区画整理事業に隣接している阿見地内の地区の土地利用についてであります。

具体的には中根地区ということになりますが、まず、この中根地区の開発を検討した経緯について御説明をいたします。

中根地区は、平成２年に策定した第４次総合計画の中で、住宅・都市整備公団、現在は都市再生機構という組織になっておりますが、を事業主体とする土地区画整理事業を実施する地区としております。平成２年度から茨城県、公団と事業化に向けて協議を行い、また地権者に対して意向調査などを実施

しましたが、平成４年に本郷第２地区、現在は荒川本郷地区ということになっておりますが、この荒川本郷地区を中根地区に優先して整備するという方針の変更があったのであります。その後、景気の停滞、地価の下落など社会経済情勢が変化し、さらに政府が進めた構造改革により公団の組織が変わり、新たな土地区画整理事業を実施できなくなったために、平成10年に中根地区の事業を進めることを断念いたしました。

また、荒川本郷地区につきましても、公団による土地区画整理事業が困難になり、現在主要な都市計画道路等を整備していることは、御承知のとおりであります。

平成16年に策定した第５次総合計画の基本構想では、町の土地利用の考え方として、かつて非常に大きかった開発指向、開発に対する圧力が終息に向かい、新たな大規模開発は望めない状況であるという見通しの中で、長期的な視点に立った土地利用の推進や、自然資源を保全・活用する土地利用の推進という基本方針を立てております。

中根地区につきましては、残された農地の保全、自然との調和と生活環境の向上を図り、無秩序な市街地を抑制するという土地利用方針を定めております。中根地区の今後の考え方として、既に市街地が形成されつつある牛久市のひたち野地区と町の本郷第一地区、荒川本郷地区との間に位置していることから、長期的には道路整備計画などについて３地区の土地利用と整合を図らなければならないと考えております。

いずれにしても、具体的には阿見のインターチェンジから125号バイパスを抜けるバイパスがこの地区を通るということに県計画が決まっておりますし、この前部分開通した土浦江戸崎線県道のバイパス、あれも通るということになってきまして、部分的にはこの土浦江戸崎線バイパスがインターチェンジからのアクセス道路とぶつかる部分まではかなり早く整備するというそういうことにもなりますので、いずれにしても、あそこにあれだけのまとまった土地があるということ、これから非常に大きな意味があるだろうと思い

ます。

そういうことで、現時点での土地利用の考え方はそういうことですけれども、そういう状況の中で、道路整備とかそういうものが進む中でいろんな形が出てくるんじゃないだろうか、そういうことが期待されますが、いずれにしましても、この地域の望ましい土地利用について、当面は地元の地権者など関係者と十分協議をしながら、さらに周辺地区の整備の進捗を見ながら、長期的な視点で方針を決定していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいま19番諏訪原実君が出席をいたしました。

したがって、ただいまの出席議員は21名です。

14番天田富司男君。

○１４番（天田富司男君）　ありがとうございます。

町長、３期12年、非常に町民力というか、町民が行政に参画するというそういう意識、そういうものがすごく旺盛になってきたと、５次総合計画等はやはり町民参画で５次総合計画がきちんとした形で作成できたと。そういう意味では今後やっぱり町民を信じて、やはり決断と実行、やっぱり素早い動きでやはり町政を、この４期目、厳しいでしょうがリーダーシップをとってやはりやっていってもらいたい、そのことをまずお願いを申し上げます。

２点目の土地政策、本郷第一土地区画整理の都市計画内容ということで、なかなかまだ具体的にはなっていないと、用途地域等も商業地域をつくるとかいう話になります。非常に荒川沖からの駅が近いということで、やっぱり土地政策はやはり高度な土地政策ができるような用途地域の選定というものが望まれるんじゃないかなと、この点に関してどのような考えを持っておられるのか。用途地域にはまだ具体的にはなっていないと言いながら、やはりその点に関してはどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

あと東部工業団地の企業誘致策ですが、これもやっぱり企業局が中心になっているということであります。３社が操業していて２社が今工事をしてい

るというそのような状況のもと、この５社に対して一番指導権を持ってこの誘致をなされてきたのはだれなのか。民なのか県なのか、阿見町がそこに携わってきたのかというこの点をお尋ねいたします。

もう１点、大室ストックヤードの有効利用、やはり平和公園構想の中、霞ヶ浦公園構想の中で一つの位置づけはしてありますが、ただ、やはり、じゃ町長が言うように長期でということでありますが、なかなか長期においても非常に厳しい状況だと思います。そういう面でやはり民間活用をしていくというそういうことにもやはり町が努力していかなければならないのかなと、この点に関して、また町としてはどのような考えを持っておられるのか、３点お願いします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画次長茂田義巳君。

○都市開発部次長兼都市計画課長（茂田義巳君）　１点目の本郷第一地区内の商業系の部分の都市計画上の用途についてお答えいたします。

現在、荒川沖寺子線沿線が第２種住居地域に指定されております。あそこの周辺に隣接した部分を同じ用途で区域を広げまして、その地区を商業系のこの地区の中心地としたいというふうに考えております。

第２種住居地域といいます地域は、いわゆる店舗であれば面積制限がなく、大体のものは3,000平米を超えても建つというような状況ですので、通常のスーパーマーケットとか店舗関係であればほとんどのものが建つという状況です。ですので、この上の用途といいますと近隣商業地域とか商業地域というものがございます。こういうところは、どちらかというと町の中の中心部のいわゆる飲み屋さんとか風営法関係のものに絡むようなものも建てられるというところですので、一般的な商業地区の中心とすれば、２種住居地域のままで、この区域を広げるという形で十分ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君）　お答えしたいと思います。

阿見東部工業団地の立地企業につきましては、先ほど５社が決まっているということで御説明をしたわけでございますけれども、その５社の決まった経緯ということで説明をしたいと思います。

まず、１つ目の小川香料株式会社でございますけれども、これは、小川香料直接に、東京にあります企業立地東京本部に工業団地の情報の提供の依頼があったという経緯がございます。その後、現地案内ということで小川香料の社長以下15名が阿見東部の現地を見にきた経緯がございます。そのときに町長から町の概要や施設の内容などの説明、立地についての働きかけを行っておるというような状況にございます。

次に、エリート印刷でございますけれども、これは、企業局に町内のある業者から情報提供があって、企業局の方で進めたというような経緯がございます。

それから、３つ目のホンダ産業でございますが、これは、町長がホンダ産業の情報を入手しまして企業局に情報提供をしたという経緯がございます。

それから、４つ目のキシダ化学でございますけれども、これは、総合建設業が仲介業者となっていたわけで、その総合建設業が情報収集のために県の企業誘致推進室並びに企業局の方へ来て、そこからいろんな交渉が始まったというような経緯がございます。

それから、最後に株式会社アズマヤでございますが、これは、アズマヤの方から直接、東京の企業立地推進本部の方への情報提供が、依頼を受けて、その後、東京本部企業局が交渉に当たったというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　ちょっと補足しますと、エリート印刷の場合、直接、企業局という話がありましたが、その前はやっぱりある程度こちらであそこ

の工業団地の話についてエリート印刷に情報を提供したり、そうした結果で向こうへ行ったというそういう経過があります。

○議長（小松沢秀幸君）　町長公室長木鉛章君。

○町長公室長（木鉛章君）　それでは、ストックヤードの件についてお答えをいたします。

民間活用をしてはどうかという話でございますけれども、先ほどの答弁の中にもありましたように、現在、地権者37名の方と今後のあそこの利用について協議を進めているところでございます。その中でいろいろ御要望が出ておりますけれども、もしそういう民間活用の話等を交えながら、一番何が地権者にとっていいのか、その辺を十分勘案しながら話し合いを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　14番天田富司男君。

○１４番（天田富司男君）　本郷第一土地区画整理の方は、本当に高度な土地利用によって固定資産税が少しでも多く上がるようなそういう状況をやっぱりつくっていくということが大事かなと、そう思っています。

東部工業団地は、今おっしゃられたとおり、阿見が主導だったり業者が主導だったり県が主導だったり、非常にバラエティーに富んでいるなという感じがします。どうにしろ人がやることですから、やっぱり阿見町も積極的な形でこれに携わっていく、それにはやっぱり中心的になる人が必要なのかなと。一つの部署をつくって、やはりきちんとした人をそこに据えて、この土地利用に、土地政策に対してはやっぱり積極的にこちらからしかけていくような状況をつくっていくことが大事だと思いますが、そういう点でやはりどういう人を入れていくというそういう考えは町にあるのかどうか。

あと大室ストックヤードの有効利用については、やはり地権者等の考え方、地権者の意思をやはりある程度勘案して、民間でできるものがきたらやっぱりそういう形のものをつくっていく、それは整合性も求めなければいけませ

んけれども、そういう点でやっぱりきちんと地権者との話し合いの中で決めていっていただきたいなと。

あと、ひたち野うしく区画整理事業に隣接する阿見地区の土地利用について、私はあくまでも中根を全部、今、網をかける必要もないし、そういう状況にはないと思います。そんな大きな土地利用をする必要はない。やはりあくまでもひたち野うしくの区画整理事業に本当に隣接しているその地域を、地区計画としてどうその地域を有効利用していくかというこういうことは、余り長い将来じゃなくて、近い将来の考え方としてやっぱり持っていかなければならないのじゃないのかなと。大きな網じゃなくて、その地区を限定してやるということは、これは大事なことではないかなと思うんですよ。

今後、牛久と阿見というのは非常に、町長もこの間の新聞にも書かれたとおり、2010年以降に牛久との合併というような感じのものが書かれておりました。牛久の市長もそういう考えを相当持っておられるような状況なので、そういう面では牛久と阿見と整合性を持ってこの土地利用をやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと、この点についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長木鉛章君。

○町長公室長（木鉛章君）　先ほど町長の方から現時点での土地利用の考え方というような話がございましたけれども、当然、今、話が議員さんからありましたように、将来的には広域的な合併の問題も当然このままでは終わらないと思います。ただ、今、第５次総合計画の中では、先ほど申し上げましたように、中根地区については、隣接部も全体としても土地利用の方針がこのままの状態で置くというふうな方針に決まっておりますので、そういう見直しも考えないと、当然ここで正式に述べるわけにはいきませんので。

ただ、要素としては、そういう合併の問題とか、ひたち野うしく地区があれだけすばらしい市街化になる、阿見町の方も荒川沖・本郷一地区で、また

荒・本地区の道路に、調整に伴う地区計画等でどんどん町ができ上がってきますと、あのままでいいのかなという方向は考えられると思いますので、その辺十分勘案しないと、この先の土地利用については軽々には申し上げられないと思いますので、その辺でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　14番天田富司男君。

○１４番（天田富司男君）　最後になります。

人的なことは答弁なかったんですけれども、どうにしろこの土地政策は、やはり人がやることですから、相当、特命というかそういうものをやっぱり専門的にやる人がそこの位置づけにいてやっていくということは非常に、企業誘致にとっても、あとそれぞれの土地有効利用にとっても大事な点かなと思うんです。このことを御要望いたしまして、時間もちょうど大体12時ということでいい時間になりました。私の質問を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は、午後１時からといたします。

午後１１時５７分休憩

午後　１時００分再開

○議長（小松沢秀幸君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま11番久保谷実君が退席し、12番吉田憲市君が出席いたしました。

したがって、ただいまの出席議員は21名です。

それでは、８番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔８番藤井孝幸君登壇〕

○８番（藤井孝幸君）　では、通告に基づき質問をいたします。

私の質問は、阿見町のボランティアの育成のあり方についてであります。

質問のねらいは、阿見町のボランティアの育成に行政としてどうかかわってきたか。行政のパートナーとしてどれだけサポートしてきたか。また、これからどうボランティアを育成するか。このことを知りたくて本日質問に立

ちました。つまり、ボランティアの育成のあり方が現状のままでよいのか、また将来どうあるべきか執行部の御見解をお尋ねするわけであります。

まず、阿見町のボランティア活動の実態についてであります。

質問の第１は、現在行政のボランティアの育成指導の窓口、担当部署はどこかであります。

これからのまちづくりは、いろんな分野でボランティアを行政のパートナーとして協力していただくことが必要であろうかと思います。阿見町の各種計画の随所にボランティアとの連携、協働、支援がうたわれております。例えば、主なものを挙げますと、第５次総合計画には、第１章の町民参加の項に、より多くの町民が気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりを進める。また、老人保健福祉計画には、ボランティア活動への参加を支援する。介護保険事業計画には、ボランティア等の民間団体を積極的に支援していきます。また、防災計画には、被災者の救助、介護などボランティアに多くの任務を付与し、その役割を期待しています。

このように町は、ボランティアに対し大いに期待し、その役割を求め、協働、連携、支援をする意思をあらわしています。この町の意思を実現するためには、ボランティア個人及び既存のサークル、また新しく生まれるボランティアをどう育成指導していくのかがかぎになります。そのかなめである育成指導の担当部署はどこですかということをお尋ねします。これが第１の質問であります。

そして、これまでにもボランティアとの連携は、行政の各部署で個々に行っているようです。また、既に町の事業に組み込まれているボランティア団体もあります。現在、執行部に、真にボランティアを大切にし、育成指導する体制が整備されているのでしょうか。また、協力を依頼し、人、物、金を投入し効果的に育成指導しているのか、甚だしく疑問な点があります。ボランティアはただ無償で働いてくれるからの貧しい発想では、ボランティアは育ちません。ボランティアに協力を得るには、当然と思うことなく関係職員

はそれぞれのボランティアに対しそれなりの心遣い、気配りが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、阿見町は、教育長以下職員の皆様の御努力により生涯学習の町として有名になりましたが、その根幹となるのがいきいき学びの町ＡＭＩ推進会議であろうかと思います。その推進会議の専門委員会の中にボランティア委員会が組織されています。第２の質問は、このボランティア委員会の開催状況と、その役割は何かについてお尋ねいたします。

次に、阿見町は、マルエツの３階に、平成15年10月に町民活動センターを開設いたしました。このセンターの設立準備委員会には、平成14年当時の役場のほぼすべての課の課長が設立準備委員として参加しています。私も委員として参加し、１年がかりでボランティアセンターはどうあるべきかを検討してまいりました。この委員会では、各委員がほぼ納得いくようなセンター構想ができ上がったわけですが、いざ15年10月にオープンしたセンターの機能を知り、私はちょっぴりがっかりをしました。その気持ちは今でも思い出すことができます。それは、委員会で検討した組織、役割とは全く違うセンターが立ち上がったからであります。そこでお尋ねします。現在の町民活動センターの役割は何かであります。どこにその目標を置いているのかをお尋ねいたします。

次の質問です。町民のボランティア意識を促進し、また、町政のあらゆる分野で連携協働するため、ボランティアの受け入れ窓口を一つにし、ボランティア団体、ボランティア活動を一元的に把握する必要があるのではないかと思うのですが、そのような機能を有するボランティアセンターなるものがあるのか、その機能を果たしているところはどこなのかをお尋ねいたします。

現在ボランティアの受け付け窓口は、町民活動センター、社会福祉協議会、生涯学習課、環境課、秘書課、国際交流事務局ですが、行政各課に分かれており、その他にもありますが、横の連携も少なく、それぞれの分野でばらばらに活動しているのが現状であろうかと思います。

次に、ボランティアの育成と行政のかかわりについてお尋ねいたします。

現在阿見町のボランティアは、10分野、約１万人の方々が活動しています。さきにも述べましたが、それぞれの分野で連携も少なく個々に活動していることが、果たして町全体としてボランティアの力を結集しているということが言えるのでしょうか。

言い古された話ですが、阪神・淡路大震災のとき、また新潟地震、そして茨城、新潟の重油流出事故、全国各地の災害時には、数多くのボランティアの力が発揮され、人命救助、災害復旧に貢献しております。我が町に災害が発生した場合は、近隣各地から多くのボランティアが協力にはせ参じてくれます。そのとき、受け皿となる窓口、組織、機能もなければ場所もなく、まして訓練もしていないでは、せっかく応援に来たボランティアの力を活用できない結果となり、お粗末な現状を露呈するのではないでしょうか。

このような現状にかんがみ、平素より行政がボランティアの力を結集できるよう、組織、機能を明確にし、ボランティアの育成にかかわっていくべきであると思いますが、いかがお考えなのかお尋ねします。

現在のように、町職員の生活給と言われる給与まで削減される昨今、金のない時代には知恵と汗を流し、いかにすれば効果的にボランティア力を活用できるか真剣に考え、前向きな御答弁を御期待いたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　まず、阿見町のボランティアの実態についての御質問にお答えします。

１点目の現在、行政ボランティア育成指導の窓口についてであります。

町が行う施策や事業にかかわるボランティアは多岐にわたり、事業を担当する課も数多くなっております。例えば、防災、防犯や交通安全対策、福祉関係の施策や事業、町民運動会、町民マラソン大会やふれあい地区館などの

生涯学習事業、みどりを保全する事業など、数多くの施策や事業についてボランティアの協力を得て進めております。こうした事業は、担当する課等がそれぞれボランティアの方々と連携し、協力をいただいております。したがいまして、それぞれの担当課が窓口となり、ボランティアと協働して事業を進めております。言ってみれば、ボランティア一般があるわけではなくて、具体的な個々の事業と対応する形でのボランティアというものがあって活動して、それぞれ窓口として対応しているということでございます。

２点目の教育委員会所属のボランティア委員会の開催状況とその役割についてであります。

阿見町は、平成２年に町長を会長とする、いきいき学びの町ＡＭＩ推進会議を設置し、生涯学習によるまちづくりを推進しております。ボランティア委員会は、いきいき学びの町ＡＭＩ推進会議の専門委員会の一つとして設置されており、本年度は８回の会議の開催と、先進地として日立市塙山地区を視察しております。

ボランティア委員会の役割は、ボランティアの普及奨励や、まちづくりに必要なことを社会奉仕活動の視点から検討し、阿見町の生涯学習推進体制の一部分を担っている委員会であります。

３点目の町民活動センターの阿見町における役割についての質問であります。

町民活動センターは、「町民活動、はじめの一歩のために」をキャッチフレーズに、何か地域で活動を始めたい人のために相談や情報の提供を行っているほか、会議室やパソコンなど施設、備品が利用できるようになっています。また、ボランティアやＮＰＯなどの情報交換など、中間支援の役割を行っております。今後は、既に活動しているボランティアなどのネットワークを広げて、さまざまな支援を行うとともに、高齢化社会を迎えて第二の人生を社会貢献活動に従事したいと考えている人たちに対して支援を行っていきたいと考えております。

次に、ボランティアセンターの機能を果たしているところはどこかという質問であります。

前の質問でお答えしましたように、町民活動センターが町民のさまざまな活動を支援する組織であります。また、行政にかかわるボランティアは多岐にわたり、担当する部署も多いことから、行政と町民活動センターが連携し、ボランティア等の支援を行うとともに、町民がさまざまな活動に参加していくための環境づくりを進めていきたいと考えております。

次に、町民活動センターとボランティアセンターとの関連性という質問であります。

これまでの質問にお答えしましたように、町にはボランティアセンターはありませんが、町民活動センターと町の各担当課が連携して町民の活動を支援しております。町民活動センターも設立以来２年半ぐらいを経過しているわけですが、その間の活動状況、こういうものを評価して、その上で、これからのあり方等についても十分検討する必要があるだろうと、そういう点は考えております。

次に、ボランティアの育成に行政はどうかかわるべきかについてであります。

ボランティアやＮＰＯが行う活動の目的は、高齢者の生活支援や子供の防犯対策、環境保全の活動など、さまざまな社会問題に対してみずから行動し解決を図ることなどであると考えております。このようなボランティアの活動と行政が担う役割がうまく連携でき、かみ合っていくことが住みよい地域社会をつくっていく上で極めて重要であると考えます。このような観点から、ボランティア等の活動に対して町民活動センターを中心として支援し、行政との連携を強めていくことが重要だと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そういう意味で、先ほども言いましたように、本来、町民活動センターというのは、藤井議員言われるように、ある意味ではボランティアセンター的

な役割を果たす、そういうことを期待してつくったものでありますけれども、今の点からいうと、藤井議員が認識されているようなボランティアセンターとは大分違う点がある。そういう点で、やはりボランティアは、基本というのはあくまで自主的に、主体的に行動するということで、行政が命令するようなそういうようなものではありませんので、行政との連携というものは十分に考える、そういう形はつくっていかなきゃならないんですけれども、その辺について、無理やり組織化して、行政が言えば何でもそのとおりに動く、そういう形をつくるものではないんだということ、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　８番、藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　まず、ボランティアの実態についての現在、行政のボランティアの育成指導窓口はどこかということは、担当する各課が個々にやっていると、こういうことでございますね。それでは、この質問はちょっとまた後にさせていただきまして、まず、ボランティア委員会、教育委員会にありますね、ボランティア委員会開催状況はわかりました。目的は、ボランティア活動の普及推奨ということで、まちづくりに協力してもらうということでしょうけれども、このボランティア委員会が過去平成８年ぐらいからずっと毎年提言を出しているんですよ。その提言の内容と、その提言をいただいた担当者がその提言をどのように町民にアピールしたか、もしくはどこかの関係機関に相談に行ったか。まず、これ一つお答えをいただきたいと思います。いいですか、提言の内容、過去15、16でもいいです。その提言の内容がどこにどのテーブルに乗せて、だれといつ話し合って、実現しなかったとか、そこのところをお聞かせください。

　それと、町民活動センターの、これは確かに平成15年10月にでき上がって、それなりの活動はしておると思います。それで、町長が、藤井議員の言うボランティアセンターとは違うという、今お話をしました。ところで、紙井議員が14年３月にボランティアセンターの質問をしているんですよ。そして、

ここに、町として住民がお互いに助け合うことにより、これ町長の答弁ですからね、高齢者や障害者の方も安心して暮らせるまちづくりを目指して、現在のところ各担当部署に分散しているボランティア活動を一元化して、町民の方々が利用しやすい組織をつくる必要性を認識しておりますと、これ各担当者ばらばらにしていることを一元化するということを町長が答えているんですよ。一元化することが必要であるということを認識していますと。

それでまた、議員も御指摘のように、ボランティア活動は福祉関係ばかりではなく、災害にも欠かせないものでありますと。ということは全部、一元的に把握しましょうというふうに、その必要性がありますというふうに書いているんですよ。

そして、町としてもこうした多方面のボランティア活動に対する要望にこたえ、ボランティア活動の相談、紹介、情報の一元化をした組織であるボランティアセンターをつくらなければならないと考えておりますと、こういうふうに町長、答えているわけですよ。

そして、今後なるべく早く、いい時期にボランティアセンターを設立し、町民の方々の要望にこたえていきたいと考えておりますと、こういうふうに考えているセンターができ上がってみたら、１年間各課長が全部集まって、こういうセンターがいいという理想的なセンターを、これは社会福祉協議会が２年かけてボランティアの設立検討委員会、町長もこれは会長ですからよく知っていると思います。答申をしているんですよ。こういうセンターがいいんじゃないですかという。これは、平成14年３月19日に担当の部署に、こういうボランティアセンターが必要ですということを提言しているんですよ。これは社会福祉協議会としてね、それを受けて設立準備委員会、受けてというか、これは紙井議員の質問だったんでしょうけれども、設立準備委員会がその提言書をもとに案をつくって、各課長と検討したんですよ。それでできあがったのがこの町民活動センターということなんで、この町長が答えたこととでき上がったことが違うということに、私はちょっと疑問を持っている

と、こういうことなんですよ。

それで、なおかつ……

〔発言する者あり〕

○８番（藤井孝幸君）　今ちょっと変なところから言葉が出ましたから、ということで、そういうことで、少なくとも私が役場の各課長と検討した設立準備委員会との中身が違うということなんですよ。そこの点をどういうふうにお考えになっているのか、今２つ、教育委員会の分と、違う点をお答えいただきます。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長北澤正一君。

○生涯学習課長（北澤正一君）　ボランティア委員会の提言につきましては、いきいき学びのまち推進会議におきまして毎年提言をしております。まず、14年度では、町として奨励策、それからサポート策の実施とか、あとＰＲの実施、それから町として小さな親切運動の展開というようなこと。それから、15年度におきましては、自治会を主体とした活性化を図る、これは多くの人々に呼びかけ、気軽に参加の場をできるように工夫を凝らすというようなことでございます。それから日常で時間に余裕のある人たちを取り込むというようなこと、それから情報が乏しい面があるので、情報提供の重要施策が必要であるというようなことです。それから、16年度におきましては、町民一人一人の意識の醸成、それからやはりＰＲの充実、それから活動する場の提供ということで、毎年いろいろ提言されております。

推進委員会の中で提言されまして、その後、生涯学習課の方では、公民館活動とか、それからふれあい地区館活動におきましてこのような話をしております。先ほど町長が申しましたように、行政としてもなかなかボランティアですので強制できるものではありませんので、なかなか広がりにくい面があります。

以上でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　一連のボランティアセンターについての設立をめぐるいろんな検討のいきさつ、経緯等であります。

やっぱりこのいわゆるボランティアセンターの必要性というのは、随分古くから議論されていたものです。当然ボランティアをできるだけ結集しようという基本的な考え方は必要だと思います。ただ、この一元化ということについての理解の問題、いろいろあると思うんです。やっぱりボランティアの活動そのものを見ると、さっきも言ったように、ボランティア一般があるんじゃなくてボランティアというのは個々の具体的な事柄に対する対応をするものとしてあるわけで、先ほど福祉関係、防災関係という事例が出ましたけれども、防災関係と福祉関係に取り組んでいる人のつながりというのは、ある意味ではいろいろあるかと思いますが、この多様なボランティア活動、そこに参加している人たちをとにかく一本にまとめて、例えば年に何回か集まりをやって、お互いに連携を図りながらやるというそういう具体的な形、ボランティア一人一人に即してそういう形をつくるということは、現実問題として非常に難しい話です。

問題は、やっぱりボランティアに関する適切な情報というものをきちんと、例えば具体的にいろんなところで、全国各所でいろんなボランティア活動があって、効果を上げているところ、問題を感じながらやっているところ、いろいろあるんだけれども、そういう中で非常にうまくいっているところ、例えば阿見町内の組織でも、ボランティア活動としてうまくやっていて発展しているところもあるし、始めたけれどもなかなかうまくいかずに消滅に近くなっているようなそういう組織もある。そういう情報というものをきちんと適切に供給して、ボランティア活動そのもの、それぞれの個々のボランティア活動がうまくいくようなアドバイスをしたりするということが、これがやっぱり非常に重要な機能だと思います。

そういう意味で、一元化という意味をどう理解するか、この辺の点に非常

に難しさがあって、ボランティア組織をとにかくまとめて、ボランティアの重要性、意義というものを一般論として話すということじゃなくて、個々のそれぞれの役割をどう、できるだけうまく果たしていくか、そういう形をつくることが一番重要なことだと。そういう意味で、先ほど私もせっかくつくった町民活動センターが必ずしも十分に機能していないと言ったのは、その辺についてまだ、もちろんボランティアを引きつけるだけの魅力がないというようなこともあるだろうし、それから、来た人に対して本当に適切なアドバイス、情報提供ができているか、そういう点についても必ずしも問題がないとは言えない。

そういう点で、やっぱり今一番重要なのは、いずれにしても町民活動センターができたというのは、ボランティアセンターが必要だという意識のもとに、その役割を果たさせようということでああいうものをつくったわけです。だから、そういう点でボランティアセンターというのはどういうものであるべきか、それから、そういうことをきちんと踏まえた上で、現在の町民活動センターの機能が不十分であれば、その機能についてどういうふうな形で強化していくべきか、そういうことをやっぱり今問われている時期じゃないか、そう思うわけで、だから藤井議員がボランティアセンターということでどういうイメージを持っておられるか。私は、聞いた限りでは、ボランティア組織をとにかく一堂に集めて、考え方を、行政がこうしてくださいというようなことをお願いして、それがぴっと話が通る、そういう組織というものを意識されているんじゃないかという感じがするんだけれども、そういう形というのは、これはやっぱり相手がボランティアであるわけですから。

だから、そういう点ではそういうことが通りやすいボランティア組織もあるだろうし、いろんなボランティア組織というのがあるわけですから、そのボランティア団体の性格というものをやっぱりこれまでの経過を踏まえてきちんと理解しながら、私の考えとしては、町民活動センターの機能というものをもうちょっと、もうちょっとならず、かなり強化する形で対応するのが

いいんじゃないだろうか、そういうふうに考えます。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　まず、初めの教育委員会の方のお答えなんですが、提言の内容は言っていましたけれども、こういうことがあるんですよ。提言をずっとやっていますよね。それで、提言をやって受けた担当者が、こういうことを言われたけれども、こういうこともボランティア委員会から提言があったんだけれども、じゃ関係のあるところに行って、例えば福祉なら社会福祉協議会、それから全般をというのであれば町民活動センターの係のところに行って、こんな提言があったんですが、どうお考えですかというそういうテーブルに乗せたかということを私は聞いているんです。

ただ、みんなのおる前で、こんなことがありましたと言って発表する。それで中身は、表現は悪いんですけれども、担当者の机の中に入れていると。それでは提言が実現しないんですよ。だから提言があったら、例えば16年度にこういう提言がされているじゃないですか。現在ある公民館、ふれあいセンター内の１室を月に一、二回、曜日を決めて、ボランティアと称して開放するという提言が来ているんですよ。この話行きましたか、この公民館とかふれあいセンターに。

それでね、こう言っては悪いんですけれども、お亡くなりになった海野典也さんという、長い間ボランティア委員会の委員長をやっていたんですよ。そして、その人がよく私なんかに言っていましたよ。私たちのボランティアの社協の設立ボランティアセンターのあり方の検討委員会にも入っていましたからね、彼は。我々委員は、教育委員会の委員ですよ、我々のボランティア委員会の委員は提言するだけで、どこにも話が行っていないと、ただ言いっぱなしで終わり、担当者は聞きっぱなしで終わり、情けないですよと言っていたんですよ。

だからそういうことを各担当者が、せっかくあなた、年に８回と言いましたっけ、研修をして、ただ言いっぱなし、聞きっぱなしで生きないじゃない

ですか、その提言が。それを私は言っているんですよ。何でそういう提言を受けたら担当者はそれぞれの担当のところに行って、こういう話があるんですがどうですか、意見聞かせてくださいと、社協にでも町民活動センターにでも行けばいいじゃないですか。行ったんですか。行ってないんですよ。私は確認しているんだから。それでは委員会が意味ないわけ、言いっぱなし、聞きっぱなしでは。だからそれはぜひ今後、せっかく、ないんだったらやめた方がいいですよ、そんなもの。しないんだったら。ただ聞きっぱなしだったら。むだでしょう、時間の。

私ちょっと怒って言っているようで、ごめんなさい。怒って言っているわけじゃない、そういう口調になってしまって、ごめんなさい。ということで、今後そういうむだなことをしないように、やらないんだったらもうやめる。そういう委員会はやめるという方向で検討してください。

それで、２番目に町長のお答えは、非常に私としては苦しいようなお答えにしか聞こえませんでした。というのは、町長、この第５次総合計画、ここには、過去ボランティア団体の把握は、社会福祉協議会や役場内各課が独自で行っております。ボランティア団体の体系化や一元的な把握がされていなかったため、的確な情報提供をすることが困難でした。一元的に把握していないから。だから、このような状況に対応するため、ボランティア活動に関する一元化な把握やあらゆる分野の町民活動をサポートする拠点として平成15年10月１日に町民活動センターを設置したところですというふうに書いているんですよ。

だから、やっぱり一元化の認識が違うといえば違うんでしょうけれども、じゃ町長の言う一元化はどういう内容が一元化なのかをお聞かせいただきたいです。

ただ、ここに情報のというふうに書いている、情報の一元化というふうに。ただ、活動も把握するというのは情報だけじゃ困るんですよ。各サークルがどのような活動をしているのか。それで次のページに、今後は町民活動セン

ターの安定的な効果的な運営を行うことにより、ボランティア団体、ボランティア活動の一元的把握に努め、より多くの町民が気軽に活動ができるようにするという、これ町民活動センターの役目なんですよ。だけど現在は、物と場所を提供しているだけです。物と場所。だから情報は各サークルに回して、それで、あなたのところの名前はどうですか、何月何日に設立しましたかと、そんな程度を集めている。それをファイルしている。だから各クラブの中には入ってはいく立場ではないんです、今の町民活動センターは。

だから、このように一元的という名前は違うんですけれども、今町長言われたように、あそこですべて把握をして、そして指導するべきところは指導するような一元的なセンターをつくってくださいというのが、私のねらいなんですよ。町長も大体そういうふうに考えておるようですけれども、当初それをするべきだったんです。今じゃなくて。そのために町民活動センターをつくったんですから。議会の答弁からずっとしてみて。

そういうことで若干違ったんですけれども、今後そういうところを強化して、ぜひやっていただきたい。その意思をまず確認させていただきます。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　だから、さっきも私の話の中で言ったように、この一元化ということの基本的な理解について、やっぱり一元的に情報をきちんと把握して、的確なアドバイスをしたり、また、それぞれの実態というものをそこへ行けばわかるような形できちっと情報をとらえる。だから一元化というと、何となく組織をできるだけ一緒に集めて、そういうような認識もあったんだろうと思うんですよ。

そういう意味で、こういう議論を通じて、じゃ本当の意味で、このいわゆるボランティアセンター的な役割というのが一番大事な点は何なのか、そういう点についての理解をきちんと深めて、それぞれのボランティア団体も、だから結局、町民活動センターで、あそこにいる人がボランティア活動その

ものについての理解も十分し、情報についてもきちんととらえる、そういう形をつくっていくということが大事で、そういう意味で、言ってみれば私自身も、この町民活動センターがどこまで突っ込んだ形でそういうことをやっているかについて、言ってみれば大まかな把握しかしていなかった。

だから、さっき言ったように、機能強化をきちんとしなきゃならないだろう、こういう認識になってきていますので、その点については、例えば何カ月に１回か、半年に１回か、あそこの活動状況をきちんととらえて、言ってみれば活動状況の評価、こういうことをきちんとやる必要があるだろうと、そういうふうに考えています。したがって、そういうものに基づいてあそこの本来の役割が果たせるような形にしていくことが重要だろうと考えます。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　町長は、やはり細かいところまではきっと目が届かないことはよくわかります。それは私も十分承知しています。ただ、たまたま町長がこういうふうに書いて、第５次総にもそういうセンターをつくったんだということを書いていますので、私は確認をして、それは落ちているところはいっぱいありますよ。

もう一つ言わせていただければ、国会みたいに大きくすればいいんでしょうけれども、私どもが、社協がつくったボランティアセンターのセンター構想、これと町のつくったセンター構想があるんですよ。その検討委員会で検討したセンター構想ですよ。これどういうことになっていますかというと、センター長がおって、その横に事務局があって、その下にいろんな活動の、スポーツから災害から生涯学習から全部ボランティアがぶら下がっている組織なんですよ、これ。こういうことで検討をして、こういうセンターができ上がると私は思っていたんですよ。だけど、でき上がったら今の町民活動センター、人と物だけを提供するというセンターになっていたんで、これはおかしいですねと思っただけの話です。だから今、町長が言われたように、一元化というのは、私の一元化というのはこういうところにあるんですよ。そ

れで、災害のときにこういうボランティアを全部結集をして、人命救助なり災害復旧をやるという、そういう機能はない。

災害の話で、さっきボランティアセンターはないと言いましたね。あるんですよ。防災計画に、ボランティアセンターイコール社会福祉協議会と書いてあるじゃないですか。平成８年９月にでき上がった災害派遣計画見ましたか。そこに、ボランティアセンターに多くの、ボランティアセンターイコール社会福祉協議会の多くの任務を与えているんですよ。これセンターがないと言ったら、あるんだけれども機能していないと言うならわかるんだけれども、ボランティアセンターはないと言ったらいかんですよ。

そういうことで、要は、教育委員会のああいう提言をせっかく受けて、何も生かされていないということも反省していただきたいし、今の町民活動センターがどうしても今のままでは、町長のお話では機能がしていない弱い部分もあるということで、よくボランティアセンターとはどうあるべきか、町民活動センターとはどうあるべきかということをもう一度考えていただいて、ボランティア活動が本当に盛んになるように、一元的に把握をしてほしいというふうに思います。

それで、要はいつからやるかです。いつごろから。そんなことを今、町長がおっしゃいましたように、何カ月に１回かは評価をするということでしたので、その検討の過程を、今お話しされた町長が理想とするボランティアセンター、町民活動センター、いつごろからおやりになるか、今の話ですから急に言われても仕方ないと言うでしょうけれども、大体どれぐらいの時間をかけておやりになるのかを聞かせていただきたいと思います。これは一つの質問ですね。

それで、私の提案です。ボランティア構想を今どういうふうにすれば、今ある組織を生かすためにはどういうふうにすればいいかという提案でございますが、要は、人、物、金をどうするかという話なんですよ。そういう一元化した組織をつくるためには、今の町民活動センターの人では多分できない

と思います。だから、それに人を充当する、強化する。それは先ほど町長もおっしゃいましたけれども、物については非常にあそこは使いづらいんですよ、３階というのは。３階まで上がるには、３階までエレベーターがないから２階で階段を上がって、駐車場は向こうにある。

この物としても、中に入ってみればわかりますけれども、レイアウトがまずい。だって会議するにしても、行ってみればわかるんですけれども、縦にセパレートに区切りがあって、そのこっち側に事務局の職員がおって常時見ているんですよ。それで、こっちの方では印刷機がかちゃかちゃ、あの狭い部屋で。あれでは会議にはならない。ああいうところも改善をする、その物を。それは狭くて今の状態ではあれしかできないんですよ。レイアウトはちょっと変えればいいかもしれませんけれども、あれはできないので個々に、先ほど提言が出ましたね、教育委員会のボランティア委員会から提言が出たように、公民館に、これは物の部分ですよ、場所の部分、公民館に合併協議会が使った事務所がありますね。あそこを町民活動センターの事務所にして、町民活動センターに図書室というのがあるんですよ。あそこに何で図書室があるのかよくわかりません。中央公民館が裏にあるのに、名前は図書室なんですよ。そして古い本がいっぱい並んでいますよ。ああいうところを部屋を常時開放してボランティアに使わせる。

そうするとマルエツで百何十万かの賃貸料が要らないんですよ。今、町民活動センターには850万円ぐらいのお金を投入していますよ。だけど、その場所の賃貸料が要らないんですよ。それで、しかもこっちにおれば、中央公民館に行けば使い勝手もいいし、金もかからないとこういう話なんです。これは提案しておきます。ぜひそのように実現してください。ボランティア委員会からも中央公民館に、もしくはふれあい地区館にそういう部屋をつくったらどうですかという提言が行っているんだもの。

ぜひそのような御検討をお願いしまして、質問の金の面では、先ほど言いましたように、あそこの隣に、もっと金が出せるんだったらですよ、今の町

民活動センターの隣があいているんですよ。あれはマルエツ職員の休憩場所なんですよ。あれは使う人もおれば使わないときもあるし、だから、それをだっと、広いから開放して会議場にする。そうしたらそれはまた100万円ぐらい取られるかもしれない。その金がむだであれば、あの狭いところに、かちゃかちゃいって会議にもならないような場所であれば、中央公民館のさっき言ったところを２カ所使えば、金もかからないしボランティアも非常に便利がいいと、こういうことを提案をします。提案すると、藤井が言うから聞くめいかみたいな話になっちゃってもまずいんですけれども、ぜひ前向きに検討してください。

それで、町長、３期12年の町長の行政手腕というのは本当によくわかります。だけど、やはり個々の問題になると、やっぱり影と光と言ったらおかしいんですけれども、光の当たらない部分も、影の部分も出てくるんです。それは、皆さん方の役場の職員が町長をフォローしてあげないと、町長が全部できないんですよ。だから、その影の部分をただすために私たちがあるんでしょうけれども、それはやっぱり皆さんが盛り立ててあげないと。これはよろしくお願いをします。それで、さっきの質問で答えられる部分は答えてください。そんなことはできないよと。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　いろいろ具体的な提案があったので、ただ、今ここで私の一存で決めるというわけにはいきませんから、そういう点で。ただ、一番大事なのは、やっぱり本来の町民活動センターの機能が発揮できるような形をつくるということが一番大事で、あそこのマルエツの３階に町民活動センターを持っていったというのもいろんな背景があるわけですから、その辺のことも十分検討の上であれしてみたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　最後に要望、質問ではありません。

ということで、あるべき姿を追求するということは非常に大切なことだと思うんです。すべての事業にあるべき姿を追求するのは非常に大切なことなんですよ。だから、これとこれとこれがそろわないからできないというんじゃなくて、長期的な視野に立ってもいいですけれども、やるべきことを一つ一つ片づけていくような行動を今後、行政の執行部の方もとっていただくようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　これで８番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、22番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔２２番細田正幸君登壇〕

○２２番（細田正幸君）　私は、提出しました１点について質問したいと思います。川田町政４期目の公約は何か、町民に明らかにすべきであるという点について質問したいと思います。

先月２月26日投票で町長選挙が行われる予定でしたが、対抗者がなかったために川田町長が無競争当選いたしました。阿見町で３期以上町政を担うことになる町長は初めてのことだと思います。しかし、残念ながら、今後４年間どのような公約で町政を運営していくのか、また、川田町政16年間をどのようにまとめていくのか、町民の前に明らかにはなっておりません。

それで、以下３点について、川田町政４期目の最初の議会である当３月定例会で明らかにしていただきたいと思います。

１つ目は、町民の生活、健康と福祉をどう守り、増進させていくのか。

２つ目には、財政赤字の最大要因になる本郷区画整理事業をどう終息させるのか。

３つ目は、阿見町の行財政改革をどう進め、今後４年間でどう黒字にしていくのか。

この３つの問題は、阿見町が今後単独でまちづくりを進めていく上で避けては通れない問題だと思います。町政において議会と執行部との関係は何かと問われれば、車の両輪のようなものだと一口に言われております。また、

議会と執行部は同等という自治法のもとに成り立っております。

今後、阿見町の発展、前進にとって何が必要かといえば、議員と町長との町政についての自由で闊達な議論と建設的な意見交換、対話が必要ではないのかなと思っております。対話を成立させるのには、町政に対する知識の共有と町を少しでもよくするという熱い思い、相手の話をよく聞いて適切に対応するという態度が必要になってくるのではないかと思います。今までの町長との対話で不足してきたのは、このことではなかったのではないかと思っております。

この問題については、質問要旨には書きませんでしたが、町長自身の問題ですので、今後、川田町長はどう議員、議会と対応していくのか、川田町長の考えをあわせて聞きたいと思います。

以上、３点と川田町長の対話の姿勢について質問いたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　町政４期目の公約は何か、それを明らかにすべきだという質問で、３点の具体的な問題が挙げられておりますが、最初に、この公約の問題についてちょっと触れたいと思います。

公約につきましては、基本的な町政についての所信表明の中で、きのう基本的なことについて、かなりはしょった形ではありますけれども説明しております。それから、昨年９月、４選出馬についての考え方を一般質問の中で受けましたけれども、その中でも４選に出馬する私の考え方というものを皆さんの前で、ということは町民に対してということだと思いますけれども、説明しております。

基本的なことは、現在の厳しい状況の中で、３期12年の経験、そういうものを生かして、この厳しい行財政改革を進めて、この４年の間にできるだけ財政基盤の強化を図り、それから一方では、いろいろ出てきている阿見町の

可能性、そういうものを生かしながら、当然、行財政改革ともつながる話でありますけれども、プラス要因というものを最大限に活用した形で将来展望を、完全にというのはなかなか難しいかと思いますが、できるだけそういう将来展望を明らかにしていきたいと、そういうことです。

言葉で言うとそういうことですけれども、具体的には、やっぱり町民の皆さん方の意見も取り入れながらつくった第５次総合計画、これを着実に進める、進められるような条件づくりをしていく、これが私の公約だと理解していただきたいと思います。

それでは、３点出ている３つの質問についてお答えいたします。

まず、１点目の質問、町民の健康の保持・増進についてでありますが、この点については、健やかで明るく優しいまちづくりを目指して、町政の柱の一つとして位置づけておりまして、平成15年の健康増進法の施行に伴い、翌年には阿見町独自の行動計画として、あみ健康づくりプラン21を策定しております。この健康づくりプランに基づいて具体的な健康対策を進めるというのが基本的な考え方です。

この計画では、急速な高齢化に伴う生活習慣病の増加及び要介護高齢者の増加による社会負担の軽減のために、町民一人一人の行動計画を示すとともに、地域ぐるみでの健康づくりへの取り組みを推進することとしております。

具体的には、病気の早期発見、早期治療を目的とする２次予防の強化のために、町民のニーズに合った検診メニューを提供できるよう、基本健康診査の項目と合わせて、希望者に対して前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診等の検診項目をふやしたり、総合健診についても日程及び大腸がん検診等の項目の拡充を図っております。また、同時に結果説明会及び健康相談、訪問指導を一体的に指導することにより一層の事業効果の向上を目指しております。これにあわせて、国保におきましても人間ドック、脳ドック受診のための助成を行うことで疾病の早期発見を促し、さらに受診結果を町保健師に提供し、必要に応じて訪問指導を行うなど、健康維持、医療費抑制を目的とした予防

医療の推進を図っているところであります。

また、医療機関からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトでありますけれども、の点検により、一月の間に同じ病名で多数の医療機関で診療を受け、重複して薬を処方されている方などを抽出し、こちらにしましても町保健師による訪問を行い、適正な受診の指導を実施しております。

そして、生活習慣を改善することによって病気になることを未然に防ぐ１次予防のための施策として、高血圧、肥満、糖尿病といった病態別に各種の健康教育事業を実施しております。これらの事業では、生活習慣病のうち重点的に対策を講ずることが必要な疾患を予防するために、個人の生活習慣を具体的に把握しながら継続的な指導を個別に実施する個別健康教育と、生活習慣病及び要介護状態になることを予防するために広報誌等で参加者を募集し、正しい知識の普及を図りながら適切な指導と支援を行うヘルスアップ教室を開催しております。

各事業には、町保健師、理学療法士、栄養士だけでなく、おのおの臨時の専門職及びボランティアを積極的に活用して、栄養面と運動面の両面にわたる指導を行い、生活習慣行動の改善を支援することによって、生活習慣病予防のための取り組みを推進しております。

また、高齢者の介護予防事業としまして、各地区の老人クラブを巡回して、健康相談、運動指導、レクリエーション等を行う、つるかめ教室を実施しております。健康相談では、健康に関する悩みを気軽に相談できる場となっており、運動指導は、寝たきりの原因となりやすい転倒予防を目的に、日ごろから自宅にいながら簡単にできる体操を普及しております。レクリエーションは単なる遊びでなく、楽しみながら認知症の予防、体力の向上を図れるように実施しております。

さらに、介護保険制度においても、介護保険法の改正に伴い新年度から介護予防に重点を置いた新たなサービス体系が導入されることにより、要介護状態になる前の方を対象とした地域支援事業を実施し、要介護者の発生を未

然に防止し、高齢者の皆さんが自立した生活が送れるよう支援するとともに、介護需要の圧縮を図る取り組みを行ってまいります。

次に、２点目の本郷第一土地区画整理事業についてであります。

まず、本事業の目的並びに経緯について簡単に触れさせていただきます。

本事業は、阿見町の新しい玄関口としたまちづくりを目的に、平成６年10月に認可を受け事業に着手いたしました。その後４回の事業計画変更を行い、現在の事業計画では、施行期間が平成21年３月31日までを予定しております。総事業費は約93億円で、その主な内訳としては、国庫補助金が17億9,000万円、その補助裏となる町費が19億4,000万円です。また保留地処分金が40億7,000万円で、町単独費は起債事業等を含めて14億8,000万円となっております。

ここで問題となりますのが、議員御指摘の保留地の処分価額であります。現在の事業計画では、処分面積約４万4,000平方メートルに対し、平均処分単価が平方メートル当たり９万3,000円、坪当たりにすると30万5,000円になっておりますが、現在の実勢単価は坪当たり20万円で、平方メートル当たり６万500円が相場と考えられます。したがいまして、実勢の処分価格は26億6,000万円となり、現在の事業計画との差額は14億1,000万円のマイナスと想定されます。

これが不足額となって町の将来の財政を圧迫するということですが、議員御承知のとおり、この原因はバブル崩壊による地価下落の影響と、地価は絶対に下がらないということを前提とした区画整理事業の制度上の欠陥がもたらしたものであります。

このような全国的な経済現象と事業そのものの仕組みから生じている問題に対して一つだけの市町村で対応し切れるものではありません。しかし、現実に地価が下落し問題となってきておりますので、何らかの対策が必要でありますし、既に講じているものもあるのであります。

その対策は、歳出を減らして歳入をふやすという単純明快なものでありま

す。具体的には、道路や調整池といった公共施設の配置を見直してその整備面積を縮小し、その整備費や、それに伴う移転費を削減いたします。その縮小した公共施設面積を保留地面積に転換することで処分金を増額します。また、地価下落を抑えるために、ショッピングセンター等の利便施設の誘致や、来年度から新規施策の市民農園の特典等、さまざまな施策を展開して地区の付加価値向上を図ります。

この施策により、現在準備を進めている第５回の事業計画変更では、約１万平方メートルの公共用地が縮小されるとともに、約４億円の事業費の削減が見込まれます。また、歳入では、保留地面積が約１万平方メートルふえ、実勢単価の平方メートル当たり６万500円で想定しますと約６億円の増額となります。この結果、トータルで約10億円の不足額を解消できることになります。

このように、本地区は地価下落による歳入不足が深刻化した時点での事業の進捗が比較的遅かったために、工事補償等の歳出の見直しによる軌道修正が可能となったのであります。これからは、さらなる事業の見直しを行って不足額の解消に努め、早期の事業収束を目指すとともに、土地活用を促進して人口や税収等の面でも事業の効果があらわれるよう営々努力してまいる所存でありますので、議員各位にもどうぞ御理解をお願いしたいと思います。

最後に、行財政改革をどう進め、今後４年間でどう黒字にしていくかの御質問でありますが、基本的にはこれまで進めてきた行政改革の成果を土台に、現在策定を進めている新行革大綱を柱に引き続き行革を推進することとあわせ、阿見町の地域特性や圏央道の整備など地域発展に結びつく要素を最大限生かし、財政基盤の改善につなげていくということであります。

御承知のとおり、これまでは財源不足を基金で補うことができる状況にあったわけですが、その基金も減少の一途をたどっており、依然厳しい財政状況にあります。議員御指摘のとおり、実質的な黒字体制にしなければ今後の未来は開けないわけでありまして、行革の目標とするところもまさに収支を

黒字に変え、将来に向けて基金を積み立てていけるような形に変えていくことであると考えております。

交付税や補助金が激減するなど、財源確保が難しい中で、財政立て直しのポイントとなるのは、歳入面では自主財源である町税をどう確保するかという点でありますが、これ以外にも先の読めない不安要素がありますし、一方で期待の持てる要素もあると考えております。

幾つか例を申し上げますと、不安要素としては、国の三位一体改革の第２段階がどのように進められるのかという点。中でも補助金については、国において投資的な補助金を削減している関係から、荒川本郷地区や吉原地区の道路、下水道整備などの大規模事業に影響が出てこないか。さらに、県の財政状況が厳しいことも補助事業に影響を与えることが懸念されます。このほか、団塊の世代の一斉退職や、19年に計画されているキャノンの工場再編による税収への影響はどうか、先ほどもお話しした区画整理事業の保留地処分の進捗はどうかといった点がある一方、歳出面では行革の成果が少子高齢化による医療・福祉の増大などにのみ込まれてしまう状況をどう改善していくかが大きな課題であります。

今後の見通しについては、昨年８月に広報あみにも掲載しましたが、平成16年度末時点の推計では、財源不足に充てられる財政調整基金及び減債基金は平成19年度で底をつくと予想しておりました。しかし、その後の行革の取り組み等により、昨年10月に策定した３カ年実施計画段階での推計では、これが平成21年に延びる形となりました。今回の18年度予算でもほぼこれに近い数字となる見込みでありますが、依然財源不足を基金の取り崩しでしのぐ形になっております。

一般会計における基金残高は18年度末では35億円、このうち財政調整基金と減債基金を合わせて12億円にまで落ち込むと予測しております。行革による人件費や物件費の削減とあわせ、道路予算などの単独費や新規事業を抑えても、少子高齢化対策や継続中の事業を進めるために基金の取り崩しが続い

ている現状、そして、先ほど申し上げた不確定要素などを考えますと、高いハードルが幾つも存在していると言わざるを得ない状況であります。

しかし、一方では、阿見町の持つ特性や可能性というものを生かし、財政基盤の改善強化につなげていける要素もあるわけであります。

昨年暮れに開通した荒川沖木田余線、本郷第一区画整理地内で今月開通予定の荒川沖寺子線、そして阿見地内における圏央道の開通といった利便性の向上により、阿見吉原東や本郷第一区の区画整理、東部工業団地、霞ヶ浦平和記念公園などへの投資効果を引き出す要素が整いつつあるとも言えます。さらには、茨城大学、県立医療大学、東京医科大学霞ヶ浦病院の３つの大学施設を有することや、みどりのまちづくり、福祉、生涯学習など多方面で多くのボランティアや町民の参加による活動が活発であるといった阿見町の特性をさらに生かしていけば、そうした点も財政へ好影響を与える要素となり得ると考えます。

以上申し上げましたように、阿見町の特性と発展の可能性を生かしつつ、新行革大綱の推進を柱に一つ一つハードルを越え、将来の見通しをつけていくということが財政運営の基本の考え方であります。難しい局面にあることは確かでありますが、議員の御意見を激励と受けとめ、鋭意努力していく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、４期目に入った私と議会との関係という最後のお話がありました。この点については、そういう問題を出された真意が私もよくわからない点があるんですが、基本的に私は一貫して清潔、公正、公平という形での町政を運営してきたつもりであります。また、町民との対話の政治というその基本精神、当然これは議員皆さんも重要な町民の一人一人でありますので、皆さんとできるだけお話し合いをし、皆さんの御意見というものを十分お聞きしながらやってきたというつもりであります。

したがって、４期になったから今までの考え方がこう変わるとか急に変わるとかそういうことはありませんで、従来の基本的な姿勢というものは変わ

らずに、私は、前から言っておりますように、この町政についてのきちんとした前向きの議論というのは十分にやる必要があるということで、具体的な個々の問題について意見の違いがあるというのは当然であります。そういう点について率直に自分の考え方というものを打ち出して、それでお互いに意見交換をし、その中で先入観を持たずに、また自分、いわゆる私心を持たずに本当の意味で町政というもの、町の将来というものを考えて議論すれば、必ずいい方法が出てくるんだと私は考えております。

いろいろ一般質問あるいは委員会の審議の中でもいろいろ御意見をいただくことがありますけれども、私は、そういう点で皆さんの考え方に、あの人がこういうことを言っているからそれには答えないとか、そういうつもりは全然ございません。そういう意味で、これからも議会の皆さん方と十分に議論し、やっぱりできるならば、基本的なことについては皆さんと同じ共通の認識に立って、お互いに理解して、この非常に難しい時期でありますから将来に向けて難しい問題を解決し、ただ、一方では明るい見通しも出つつあるわけですから、そういうものを十分お互いに理解しながら、できるだけいい要素というものを引き合わせるような形で、皆さんと一緒にこれからの町政の展望を切り開いていきたい、こう考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　今、町長から３点と、後から対話の姿勢についての４点の答弁がございました。私は、例えば１点目の町民の暮らし、生活、健康を守るという点では、その方向、それは間違いではないと思うんですよ。しかし、それを具体的に町民が認識して、いわゆる町全体の運動にしていくかと、そこが成果の分かれ目かなというふうに私は思っております。

いわゆる町民の生活、健康を守るというのは、町民が健康に暮らすという大前提、そのためにはどうするのかと、その健康に暮らせるという手だてがあって初めて国民健康保険税の値下げも、今、町では値上げですけれども、

値上げしないで値下げも獲得できるし、介護保険も値上げしないで済むというふうに結果としてなるわけです。そうすれば、町民が健康であることによって町民の負担が軽くなるわけですよ。そのためには、やはり私は、この前、西会津町を民教で視察しましたけれども、それはやはり町長を先頭とした町を挙げての町民の健康づくり、そういうものを行っていくと。当然阿見町には、先ほど町長が言ったように県立医療大学もあるわけですから、もっともっとその先生の知名度を活用すると。

例えば、これは西会津町の話ですけれども、人口たった9,000人で、予算が56億円ぐらいしかない町で、大学を活用するのに調査費だけで2,000万円ぽんと、定例議会でなくて臨時議会で出すと、そういう思い切ったことをするわけですよ。それは町長のやっぱりリーダーシップでできたと。そういう町全体の思いを町民に理解させる、そのことがやはり健康づくりの一つのポイントになってくるんじゃないかなと。そういう点では町長自身の声というのが余り聞こえないわけですよ。各課に任せるのではなしに、やはり町長が先頭に立ってそういう運動に入っていくということの姿勢が私は大事なのかなというふうに思います。

あと、それから、２点目の本郷区画整理については、きょう初めて聞く数字があるわけですけれども、私は分譲地、当然地価が下がって、その差額分は巨大になるというふうに思っていたわけですけれども、きょうの町長の話で、道路の幅の縮小とか利用地の拡大ということで14億円の赤字分が10億円カバーできて、最後は、今の時点で４億円ぐらいの見通しになったと。これは、我々にとっても非常にいい展望だと思うんですよ。

しかし、それは区画整理地、当初は個人の住宅地にすれば300区画ぐらいになるという話は聞いておりますけれども、それが全部坪20万円なら20万円で売れての話なわけですから、それが本郷とか岡崎みたいに何年かかっても売れ残るというふうになると、当然その負担分が町に返ってくるわけですから、そういう点ではやはり早く売ると。今後４年間に完売するぐらいの計画

とＰＲの仕方、それから、当然あそこの位置は常磐線の駅から１キロ以内になるわけですから、そういう有利な地点のＰＲ、それをどんどんやって早く完売するということが赤字を少しでも少なくする原因ではないのかなというふうに思っております。

あと、それから、３番目飛ばして４つ目の町長の姿勢で、私の意図がわからないというふうに言っておりますけれども、議会側、私どもから見れば、いわゆる町長との対話の中で、例えば一つの具体的な問題で町長と論議しますよね。そうすると町長の頭の中に入っていないと、町長は時計を見たり横を向いたりということで、これ本当なんですよ、議論にならないんですよ。それでは私は困るということなんです。

そのことがあるために、恐らく今の状態では、町長室へ議員が入っていってフランクに論議を交わすということは、私はほとんどないと思うんだよ。町長の側からは何で来ないんだろうと思うかもしれないけれども、基本的にはそういう町長の態度が影響しているわけですよ。それは、一つには町政に対する知識の共有がないから町長は返事ができないのかなというふうに私は理解しているわけですけれども、それは町長としてあってはならないことだというふうに私は思うんですよ。

町長は執行部の最高責任者ですから、基本的にはすべてにおいてきちんと方向性を理解していると、そういうふうに思って私らは話し合いをするんですけれども、自分が理解していないと論議にならない、これは私は不幸なことだというふうに思うんです。私はそういう意味で町長にこの問題を、今後４年間やるわけですからそれでは困ると思うので、問うているわけですよ。

だからそういう意味なんです。本人がわからないということならば、私以外の議員に、細田はこういうことを言うけれども、おれに対してどうなんだということを聞いてみてくださいよ。恐らくそういう感想が返ってくるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、そういう点は対話の方向として改めてもらいたい。

あと、答弁については、特に本郷区画整理については、そういう事務当局の努力だと思うんですけれども、14億円が４億円に減るというのは大いに結構なことですから、そういう方向で、完売するためにはＰＲを考えて、私どもも提案をしますし、それを実行に移して赤字を少なくしてもらいたいなということで私の質問は終わりたいんですけれども、その町長がわからないと言った、最後の４点目についてだけ回答をお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　今、何か話しているとき時計見たりするや、そういう具体的な話がありましたが、ちょっとそういう点については、私はそういうことをしたという覚えはないし、ただ、そういう形で何かの問題について議場とか委員会室でお互いにやりとりするのは、これは当たり前の話ですからあれだけれども、今言った話はあれですか、例えば細田議員が私のところへ来て、話をしようとしたらそういうことがあったということですか。そういうことについて、私はそういうことを特に……

〔「私だけじゃなくて、一般的にそういうふうに言われております」と呼ぶ者あり〕

○町長（川田弘二君）　そうですか。じゃこれがどうだったという議論は避けまして、私はいつでも皆さんの話を十分に聞く用意がありますので、もし私が意識しない点でそういうことがあったとしたら、これからそういうことがないようにしますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（小松沢秀幸君）　これで22番細田正幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小松沢秀幸君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後　２時２９分散会

第　３　号

〔３月８日〕

平成１８年第１回阿見町議会定例会会議録（第３号）

平成１８年３月８日（第３日）

○出席議員

１番	小松沢　秀　幸　君
２番	柴　原　成　一　君
３番	浅　野　栄　子　君
４番	難　波　千香子　君
５番	紙　井　和　美　君
６番	青　山　正　一　君
７番	石　井　早　苗　君
８番	藤　井　孝　幸　君
９番	千　葉　　繁　君
１０番	吉　田　光　男　君
１１番	久保谷　　実　君
１２番	吉　田　憲　市　君
１３番	滝　本　重　貞　君
１４番	天　田　富司男　君
１６番	大　野　孝　志　君
１７番	櫛　田　　豊　君
１８番	佐　藤　幸　明　君
１９番	諏訪原　　実　君
２０番	岡　崎　　明　君
２１番	荻　島　光　明　君
２２番	細　田　正　幸　君

○欠席議員

１５番　　倉　持　松　雄　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
教育長	大﨑治美君
町長公室長	木鉛　章君
総務部長	大﨑　誠君
民生部長	石井定夫君
経済建設部長	臼田計律君
都市開発部長	糸賀富士夫君
教育次長 兼学校教育課長	大竹利一君
消防長	神林柳司君
水道事務所長	渡辺清一君
都市開発部次長 兼都市計画課長	茂田義巳君
総務課長	瀬尾房雄君
企画課長	坪田匡弘君
財政課長	松本功志君
総合保健福祉会館長	大﨑　匠君
児童福祉課長	大越智恵子君
環境課長	菅谷幹夫君
建設課長	黒井　寛君
学校指導室長	松本義哉君
副参事兼霞クリーンセンター所長	浅野耕一君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹

書　　記　青山公雄

平成１８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第３号

　平成１８年３月８日　午前１０時開会

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

平成１８年第１回定例会

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．石井　早苗	１．本町の地球温暖化防止対策について	町　　長
２．難波千香子	１．町民の健康増進・疾病予防対策について	町　　長
３．浅野　栄子	１．放課後児童健全育成事業について（放課後児童クラブ） ２．みんなの声が活きるまちを推進するための提案	町　　長 〃
４．柴原　成一	１．小・中学校の校庭及び、保育所の所庭を芝生に出来ないか？	教　育　長
５．荻島　光明	１．引き続き、霞クリーンセンターの維持管理費削減を質す ２．町道管理について	町　　長 〃

その２

午前１０時００分開会

○議長（小松沢秀幸君）　定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（小松沢秀幸君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を１時間、再質問の回数を３回といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

初めに、７番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔７番石井早苗君登壇〕

○７番（石井早苗君）　皆さん、おはようございます。

まず、町長の４期目の無投票御当選おめでとうございます。

これからも議会ともども頑張って新しいまちづくりに挑戦していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、当町の地球温暖化防止対策について、「思考はグローバルに、行動はローカルから」をモットーに活動している一人として質問いたします。

先日、町長も所信表明で、平成18年度の主な施策の概要の中でも環境を守るまちづくりとして、「積極的に環境保全に取り組む体制を進めてまいります」とおっしゃっておられましたので、私は大変心強く感じました。行政の前向きな取り組みを期待いたします。

さて、近年、地球規模での天変地異が多発していることは皆さんがよく御存じのことと存じます。一説によりますと、地球温暖化によるさまざまな現象、そしてオゾンホールの拡大など、私たちの目に見えないところで確実に何かが変化しているのです。

そこで、我が国でも平成20年、京都議定書に基づき、温室効果ガスの排出削減の義務が具体的に生じます。また、２月27日の新聞発表で、アメリカ商務省の世界人口時計によると、世界の総人口が日本時間で２月26日午前９時19分に65億人に達し、食料やエネルギーの消費が拡大する要因となり、今後、貧困や地球環境問題への取り組みが一段と迫られることになるだろうと言われています。

こうした中、茨城県の環境問題を論ずるある会議で、茨城県地球温暖化防止行動計画の改定案が提示され、議会での承認を待つばかりとされております。この計画の中で、県は、実現可能な数値として平成12年の基準年比で平成22年に4.6％の削減目標を掲げていて、「市町村の協力がなければ」と言っております。また、県民への取り組みは、７項目50の取り組みと効果を例示するようになっております。

そして、平成17年、京都議定書発効に伴い、地球温暖化対策推進法が全国施行され、地域推進計画の策定・実施が義務化されるなど、より一層の対策が必要となっております。

当町では、地球温暖化対策実行計画が平成14年３月に立てられて、ごみの分別収集のステーション方式が町民に浸透し、環境課の御努力が評価されてもよいと私は思っております。

以上を踏まえ、さきの平成17年６月会議で難波議員の環境問題の質問に答えておられましたが、環境対策につき、以下７点を質問させていただきます。

１．町の地球温暖化対策実行計画は、平成14年に立てられ、本年が最終年になりますが、毎年チェックして報告しなければならない義務があると思われますが、どこにどのようにされているのでしょうか。

２．来年度の策定に向けて、ことしから取りかからねば来年度から動けないと思いますが、これに関して町は骨子をどのようにお考えですか。具体的にお答えください。

３．平成12年を基準年として、平成14年の調査で町は$CO_2$1,455万2,075キログラム、平成15年は1,507万850キログラムで、５％の増となっていて、この要因は君島大形農業集落排水処理施設、本郷ふれあいセンター、南平台保育所などの増設により、排出量がふえたと言っていますが、平成17年までに毎年チェックして報告されているのでしょうか。また、個々の削減率はどのぐらいなのでしょうか。

４．町の第５次総合計画はことしで丸３年となり、約３分の１が経過しますが、この計画の中で掲げている役場のＩＳＯ取得に対する取り組みはどうなっているのでしょうか。もうそろそろ姿が見えてきてもいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

５．グリーン購入が大切とされております。私もこのたび車の買いかえに際しハイブリッドカーを購入し、わずかながらも環境に配慮しているところですが、グリーン購入について広く一般町民に啓蒙啓発をしているのでしょうか。また、役場の物品調達はどうなっているのでしょうか。

６．次世代への環境教育はぜひとも必要と考えますが、私が県のふるさと女性のつばさで訪ねたドイツでは、幼児教育の場で環境教育が取り入れられておりました。

そこで、当町でも茨城県の主催するエコ・カレッジの修了生を、幸い修了生は平成17年度までに14名の方がおられます。この修了生を幼稚園や保育園などに派遣して、環境教育に生かすことは有意義であり、またカレッジ修了生にとっても励みになると思われます。今後、このような環境教育の場をつくってもらう働きかけをするお考えはありますか。

７．地球温暖化対策については、平成17年６月議会で「環境家計簿の導入を視野に入れながら」と御答弁なさっておりましたが、私自身が環境家計簿

をつけてみて、町内の一般家庭への導入は費用対効果を考えてみてもとても無理と感じました。

そこで、もしどうしても調査が必要ならば、モニター方式をとり、食の安全と環境が密接につながりを持つ食生活改善推進委員が、意識の上でも数の上でも十分に満たすと思われますので、依頼してみるとか、６番の質問とあわせて役所の縦割り行政を取り払った対応を求めたいのですが、可能でしょうか。

以上、７点をまとめてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいま19番諏訪原実君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は21名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　石井議員の本町の地球温暖化防止対策についての質問にお答えします。

現在、町、具体的には役場庁舎、各出先機関でありますが、におきましては、阿見町地球温暖化対策実行計画に基づき、2000年、平成12年度を基準年に定め、７％の削減を目標に、2002年から2006年、平成14年度から平成18年度の５カ年間を第１期調査期間として調査を行っております。

調査方法につきましては、毎年６月以降に町関係各課に対し地球温暖化調査票を配付し、各調査項目、内容としましては、燃料使用量、電気使用量、ガス使用量、ガソリン購入量等の前年度に関する実績の記入報告をもとに、担当課において結果の集計を行っております。

そこで、１点目の調査結果の報告方法及び義務でありますが、本来であれば、調査結果の報告につきましては、町の温暖化対策実行計画で定めたように、部長会議の中で結果についての検討を行うべきではありますが、平成14年以降の町施設の増設や閉鎖に伴い、基準年に定めた数値に対し、当初、基準年に排出量の設定がされていない施設の二酸化炭素の排出量が算出されて

おり、全体として純粋な二酸化炭素排出量の結果判断が難しい状況にあることから、環境課での考察結果のみにより把握をしている状況であります。

これからは、2008年、これは平成20年度ですけれども、2008年から2012年の５カ年間を第２期調査期間として、施設等の現状に見合った基準値の設定を改めて算出した上で、新たに地球温暖化防止対策の調査を行う予定であります。

第２期調査期間、今言いましたように、平成20年度から平成24年度におきましては、地球温暖化実行計画で定めた部長会議での正確な結果検討を踏まえた上で、最終的な結果報告を行うよう徹底していくようにいたします。

次に、２点目の来年度の策定に向けての考え方であります。

第２期調査、先ほども触れました平成20年度から平成24年度の期間の策定計画に向けては、第１に、町の新規施設の増設に伴い、基準年を何年に設定するか、第２に、これは平成14年度から18年度でありますが、第１期調査の結果から新たに削減重点項目を定め、どのように徹底し実行していくか、第３に、削減率を京都議定書に準じて６％に設定していくのか、町独自の削減率を設定するのか等の課題を踏まえた上で、実行可能な推進計画を策定し、新たな目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、３点目の、これは平成17年度ですけれども、2005年までの削減率ですが、2005年の調査につきましては、本年、実際は18年度になるわけですが、の６月以降に調査票を配付し、取りまとめを行う予定でありますので、2004年までの結果についてお答えいたします。

町施設全体の結果で見ますと、2000年の基準値1,425万3,346キログラムCO_2、二酸化炭素量に対しまして、2002年には1,455万2,075キログラムCO_2で２％の増、2003年は1,507万8,505キログラムCO_2で５％の増、2004年は1,337万1,971キログラムCO_2で６％の減という結果で推移しております。

2002年、2003年の増加した根拠を分析しますと、町施設の新設による電気使用量等が増加したにもかかわらず、既設の部所において電気量や燃料代の

削減率がわずかにしか伸びなかったことが理由と考えられます。

2004年につきましては、小・中学校すべてにおいて燃料使用量等の削減がされており、特にさくらクリーンセンター、本郷第一区画整理事務所等は40ないし50％の電気量の削減が図られたことに加え、全体的に削減傾向にあったため６％の削減が実現できたものと考えられます。

次の４点目のＩＳＯ取得に対する取り組みでありますが、ＩＳＯ14001は環境マネジメントに関する国際規格であります。

この規格におきましては、企業などが企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ軽減することを目指し、企業の環境に対する取り組みを世界共通のマネジメントに関する物差しではかった結果として社会に公表するものであります。

しかしながら、現時点におきまして、町の第１期調査結果、繰り返しになりますが、平成14年度から平成16年度までの分ですけれども、この結果では基準年に定めた数値に対し、当初、基準年に排出量の設定がされていない施設のCO_2排出量が算出されて集計されていること。

また、削減率に関しては、2002年が２％の増、2003年が５％の増と増加傾向となっている一方、2004年が６％の減と不安定な結果を示しております。

これらの結果を踏まえ判断しますと、ＩＳＯ取得を目標にする以前に、今後の第２期調査期間において正確な基準値の設定のもと、安定的で確実な二酸化炭素の削減に取り組むことが先決であると考えております。

したがいまして、ＩＳＯ取得に関しては、第２期調査期間の結果内容を考慮しつつ、地球温暖化防止対策の一つの取り組み手段として判断してまいりたいと考えております。

次に、第５点目のグリーン購入に対する取り組みについてであります。

グリーン購入とは、環境負荷の少ない製品等、具体的には資源を再利用した環境エコ商品、再生商品等でありますが、を優先して購入することでありまして、平成12年６月に、国の定める循環型社会形成推進基本法の個別法と

してグリーン購入法が制定されております。

その趣旨は、議員からもお話がありましたように、循環型社会を実現すべく再生品など環境負荷の低減に有効な物品、法律ではこれを環境物品と称しておりますが、その普及を供給、需要両面から促進するためのもので、国・地方公共団体、事業者及び国民の責務などについて定めております。

グリーン購入に関してのＰＲはどうしているかという御質問でありますが、グリーン購入の促進は、購入する側、製造する側双方の取り組みが必要であります。

そのため、事業者や国民に対する教育、広報活動は、国において行うことの必要性がこの法律の第３条にもうたわれているところでありますが、現在、町ではグリーン購入に関するＰＲについては、正直なところ余り行われていないというのが実態であります。

これからは国の広報活動に依存することなく、地球温暖化対策の重要な取り組みと位置づけまして、町広報紙等へ掲示により幅広く周知をしていきたいと考えております。

しかし、グリーン購入の定着に伴い、まだ使用できる物品等がごみとして排出されるとごみ排出量の増加を招き、逆にCO_2の増加に寄与してしまうことも懸念されることから、慎重に対応したいと考えております。

これに関するもう一つの御質問は、役場における物品の調達についてであります。

法律では、地方公共団体は予算や事業の予定などを勘案し、環境物品の調達を図るための方針、目標を定め、調達量の増加を招かないよう留意しつつ、環境物品への転換を図るよう努めるものとされております。

役場での環境物品購入の方針・目標について明文化しているわけではありませんが、法の趣旨を尊重し、できる限り環境物品を購入するという方針のもとに調達に当たっております。

具体的に申しますと、消耗品の購入に当たっては、コピー用紙などは古紙

率100％の再生紙を、レーザープリンターのトナーについてもリサイクル品を購入しているほか、公用車の購入に当たっては低排出ガス認定車を購入するようにしております。

財政再建や契約制度上の関係から、価格条件を満たす中での選択になることもあり、すべての物品について対象とすることは難しい面もありますが、今後、環境物品は種類、量ともに増加し、選択肢が広がると思いますので、そうした動向を注視しながらグリーン購入を引き続き進めていきたいと考えます。

次に、６点目の保育所等の環境教育に、茨城県エコ・カレッジ卒業生の活用は視野に入っているかとの御質問ですが、エコ・カレッジとは、茨城県が環境学習や環境保全活動に関する地域、職域におけるリーダーを育成するために環境講座を開設しているもので、平成17年度で９期目となり、今年度は町から２名の方が受講しております。

実際のところ、保育所ではこの講座の受講者の方々を活用しての環境教育は実施しておりません。しかし、保育士が日々の保育を通して子供たちに環境についての意識づけを行っております。例えばお絵かきをするときは再生紙を利用したり、使用済み用紙・カレンダー・広告紙の裏面を使ったりしております。工作をするときは、牛乳パック、段ボール箱、ペットボトルを再利用してのいす、テーブル、物入れや玩具づくりに使っております。

また、むだに給食を残さない等の幼児が理解し、実行できる範囲での節約、再利用やごみの減量化を実施しております。

このように改めて環境教育という行事としては設けておりませんが、日常生活の中で実践しておりますので、現状での環境教育につながっているという点、御理解をいただきたいと思います。

次に、７点目の環境家計簿の導入についてでありますが、議員のお話のとおり、各世帯に対して環境家計簿を配布して協力を依頼しても、地球温暖化対策の緊急性及び重要性を理解し、速やかに調査に協力をいただける世帯は

ごくわずかに限られるものと予想されます。また、調査に協力していただいた世帯の結果をどのように集計し、結果としてどう判断していくか等、検討課題はたくさんあるわけであります。

これらの問題から判断すれば、先ほどから申し上げるとおり、まずは町の第２期調査、何回も繰り返しになりますが、平成20年度から24年度まで、を予定どおりに行い、確実に削減に向けて取り組むことを前提にしながら、温暖化対策を推進していくことが重要と考えます。

しかしながら、一方で町の第２期調査のみにとどまらず、一般世帯を視野に入れ調査検討する方法については、町内で活動されているさまざまな町関係団体に対して、モデル事業的に温暖化調査の協力を依頼し、協力を得ることが必要であると考えております。

そこで、協力を得られた際には、団体の責任者等に報告書の取りまとめをお願いし、具体的にどのような手法により削減を図ったのか、またはなぜ削減できなかったか等の点を町側で調査検討しながら、その活動内容を広報紙等によって広く町民に周知することにより、町民一人一人が環境問題を含め、環境家計簿の役割を理解し、各家庭での取り組みに積極的に参加していただけるよう取り組むとともに、第２期調査開始に合わせて各団体の協力要請を検討してまいりたいと思います。

以上、次なる第２期調査期間にいろいろやると、こういう形での話が多くなったわけでありますが、やはり第１期調査期間ではきちんと前提が整理されていない、整理しづらい点があったと、こういう点もありまして、正直言いまして、調査内容その他、不十分な点もありますので、その辺の反省を踏まえて第２期調査期間については、本当の意味できちんとやっていく、そういうことで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　７番石井早苗君。

○７番（石井早苗君）　御答弁ありがとうございました。

町の対応というのはおおよそここの御答弁で知れました。

町の庁舎関係では非常に一生懸命やっているということがよくわかりますが、環境問題というのは、役場だけがやっていてもだめだといつも思っております。一般住民の協力がなくては達成ができないという、世界的に見てもＣＯ$_2$削減、と思っておりますので、なお一層の情報の伝達の方法を町当局としては考えていただきたいと思います。

そして、せっかく役場でそのように努力をしているんだよということを部長級だけの報告でなく、広報紙の一端にでも、町もこのように努力しているということを書いていただければ、広報紙を読んだ方が環境ってやっぱりやらなければいけないんだと思って、それこそだんだん広がっていくことになっていくと思いますので、ぜひそれも載せていただきたいと要望いたします。

それから、６番のお答えで、保育所では今のところ保育士の方が一生懸命環境教育を子供にしているとおっしゃっておられましたが、確かに牛乳パックとかペットボトルのリサイクルというのは、子供が作品をして公民館で発表したりしてくださっていまして、とても立派な作品ができてすごいなと思います。しかし、子供の側にしてみれば、再生紙を使われているとか、牛乳パックを持ってきなさい、ペットボトルを持ってきなさいみたいな方法の作品のつくり方では、環境教育をされているという感覚がなく、また環境に寄与しているという感覚がないわけです。ですから、改めて環境、例えばこの牛乳パック50枚でトイレットペーパーが２本つくれるんだよとか、そういうお話をしながらやることが子供に環境教育になると存じますので、そこで改めて環境教育ということをやっていただきたいと思います。

また、お子さんにごみをいっぱい見せて、このごみはどこへ分別したらいいのかなというような教育の仕方というのもとても大事なんですね。それを子供がやることによって、お母さんに子供が注意する。「ママ、そんなのそこへ捨てちゃいけないんだよ」とか。それが一番大事だと思いますので、ぜひぜひ保育士さんに頼るんじゃなくてエコ・カレッジの卒業生の活用という方向をもう少し、もう一度考え直していただきたいなと私は強く強く思いま

す。

これはまたお話が変わるかもしれませんが、県内のあるチェーン店では既にレジ袋を有料化して出しております。この町ではレジ袋は無料でございます。そして、ある大型ストアではレジ袋を要らないと言った人にはスタンプをくださいまして、スタンプが集まった時点で何百円かの対価として支払われることになっておりますが、実際にお金が出ないということは、一般町民にとっては何の痛みも感じないことなんです。ですから、そこでレジに「袋要りますか。10円ですけれど」ともし例えば言われたら、「じゃ要らないよ」と断るのが一般の人情なんですね。ですから、町としてぜひ大型スーパーとかそういうところに有料化を言っていただきたいと思います。というのは、町が一生懸命CO_2の出ない、排出の少ないごみ袋を選定してやっておりましても、そのごみ袋の中にスーパーのレジ袋がたんと入っていたら何もならないことになりますので、ぜひぜひマイバッグ運動をもう少し展開させるためにも、町の強力な働きかけを環境課でぜひぜひやっていただきたいと思います。

そして、マイバッグ運動の働きかけがこの阿見町では大変少ないと思いますが、それは消費者団体さんなどにまたお願いして、どんどん広げていただければと思っておりますが、この辺は担当部長さんいかがお考えでございましょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、県の方では環境家計簿よりももう少し簡単な環境チェックシートというのを今用意するそうでございますので、その活用も町の方で対応できるかどうか一応お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君）　お答えします。

スーパー等へのマイバッグの運動ですけれども、消費者団体とかそういう人たちに協力をいただきながら、町としても今後進めていきたいというふう

に考えております。もう一点の方も一緒に進めていくように検討していきたいと考えております。

○議長（小松沢秀幸君）　環境教育への答弁はどうしますか。

情報提供を広報紙でしてほしいということについては要望ですよね。

○７番（石井早苗君）　それは要望です。

○議長（小松沢秀幸君）　環境教育を考え直してほしいというのは質疑ですね。

○７番（石井早苗君）　エコ・カレッジ修了生。

○議長（小松沢秀幸君）　民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　それではお答えいたします。

エコ・カレッジの卒業生の利用ということなんですが、今の答弁の中では……。

○７番（石井早苗君）　利用ではありません。活用ですね。

○民生部長（石井定夫君）　活用ということで訂正したいと思います。

今答弁の中にありましたように、保育所においての環境教育の現状ということで説明しております。その内容につきましては、県の環境政策課の方に確認をいたしまして、現在、名簿については個人情報の問題がありますので公表していないということで、卒業生２名についての名前は確認しておりません。ですから……。

○７番（石井早苗君）　卒業生は14名おります。

○民生部長（石井定夫君）　17年度。

○７番（石井早苗君）　ことしね。はい、わかりました。

○民生部長（石井定夫君）　ということになっております。公表した段階で卒業生が確認できますので、その時点におきましては、保育所の中でその活用について考えていきたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　７番石井早苗君。

○７番（石井早苗君）　ありがとうございます。

前向きな御答弁をいただきましてよかったと思っております。

環境教育といいましても、保育園や幼稚園へ行って１時間も２時間も講演するわけじゃなくて、ほんの10分か20分の短い時間で済まされることでございますので、子供たちに飽きさせないでやってもらいたいなと思っております。

それから、あともう一つ、一般の人への伝達、それから子供たちへの啓蒙啓発という点で、もっと人の集まる場所で町はこの環境教育に関するものをやっていただければと思います。例えばまい・あみ・まつりだとかさわやかフェアだとか、この前の私の質問でそれをずっと続けていくとおっしゃっていただいたので、その場においてブースを設けて、クイズ形式で親子で楽しみながら環境について考えるものができればいいなと思いますので、ぜひお考えいただきたいと思います。

町長がおっしゃっておりましたように、この四、五年が正念場で、緊急財政を強いられているこの阿見町においては、ハードな大型なプロジェクトをつくるということはもうとても無理だと思いますので、この国の威信をかけた環境政策に町ぐるみで取り組むことによって、ソフト事業のことを取り組むということによって、本当に町長が常々おっしゃっていらっしゃるような「住んでよかったまち、みんなの声が活きるまちづくり」につながることと思っております。

この美しい地球を子々孫々に手渡すために、この美しい環境がなければ、それこそいろいろな町の計画も国の計画も何も存在し得ないことになってしまいますので、ぜひぜひ65億分の１の努力を一人でも多くの人が飽きることなく、あきらめることなく続けていくことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松沢秀幸君）　これで７番石井早苗君の質問を終わります。

次に、４番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔４番難波千香子君登壇〕

○４番（難波千香子君）　質問に入る前に一言申し上げます。

４期目の就任となりました川田町長には、ますます町政発展のためにリーダーシップを発揮されますことを心より御期待申し上げます。

そして、残すところ１カ月もなくなりました３月31日付をもって退職されます９名の町職員の皆様には、長い間町政発展のために御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。大変に御苦労さまでございました。今後、健康には十分に留意され、さらなる御活躍を御期待申し上げます。

では、通告に従いまして、町民の健康増進・疾病予防対策について御質問いたします。町長初め執行部の前向きなる御答弁を御期待申し上げます。

急速に超高齢社会に突き進んでいる我が国の状況は、医療制度や介護保険制度などの維持存続さえ危ぶまれるほど、まことに重要な局面に差しかかっています。これら諸制度における保険者である当町においても、今後の財政需要の増大はまさに憂慮すべきものがあります。

介護などにかからない元気なお年寄りをつくること、このことに私どもはあらゆる力と知恵を結集しなければなりません。健康で長寿の老後を実現するために、治療から予防を重視した対策へ転換することです。しかし、予防重視の歴史に転換するといっても、その効果があらわれるまでに時間がかかります。それだけに予防重視によって国民の健康寿命を延ばす健康フロンティア戦略など、国民的運動をどこまで高めていくかがポイントになります。

既に皆様も御存じのことと思いますが、健康フロンティア戦略には、生活習慣病予防対策が盛り込まれており、2005年から10年間で健康寿命を２年程度延ばすことを目指し、がんの５年生存率を20％改善など、４項目を数値目標として明記されております。

政策内容の４本柱の一つには、女性のがん緊急対策を掲げ、本格的に女性の生涯を通じた健康増進、ケアの推進を図ることも不可欠となります。

こうした視点から、介護予防、疾病予防、健康増進を一体的なものととらえた各事業の具体的な取り組みの推進が重要であります。

当町におきましては、あみ健康プラン21に基づき、現在、町民の健康づくりのために各事業に取り組んでおられますが、さらに積極的に関係機関との連携を強化し、充実を図っていくことを強く要望いたします。

そこで、３点御質問いたします。

１点目、生活習慣病対策の推進についてお伺いいたします。

生活習慣病は突然発病することから、別名サイレントキラーと言われているものもありますが、今では国民医療費の約３割、死因の約６割を占め、しかも生活習慣病の有病者740万人、予備軍880万人と推定され、対策が急務になっております。

町で行っている40歳以上を対象とした健診は、16年度実績では4,528名の方が受診されました。結果は、異常なしと判定された人の割合は6.13％にすぎません。残りの約94％の人が要指導、要医療と判定されていました。厚生労働省では、今後の生活習慣病の健診、保健指導のあり方として、「健診によって保健指導を必要とする、特に、予備軍をスクーリングして確実な行動変移を促す保健指導につなげることに再確認し、体系化することが必要である」と提言している。また、「糖尿病、高血圧症に代表されるメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目し、内臓脂肪の減量を目指した生活習慣改善の支援を充実、強化することが有効である」としている。

そこで、メタボリックシンドロームの当町の状況と今後の予防対策について、健診、保健指導の重点化と効率化の推進について、町長の御所見をお伺いいたします。

２点目、女性のがん対策についてお伺いいたします。

日本人の死亡原因の第１位はがんで、年間総死亡者数の約３人に１人ががんで亡くなっている計算になります。その中でも近年増加しているのが乳がんです。年間３万人発病し、全女性の30人に１人の割合、うち１万人死亡している。年齢別の罹患率につきましては、45歳から49歳が罹患率のピークに達し、50代以降も相当高いところということでございます。40代、50代とい

いますのは働き盛りの年代であるだけに、がんの進行も早い。またそれだけに、早期発見が生存率にそのまま大きく影響するということだと思っております。

そこで、当町の現在の乳がん、子宮がん検診の状況と今後の受診数値目標について、受診率向上のための町民への普及啓発の推進について、女性の相談窓口の充実について、町長の御所見をお伺いいたします。

３点目、女性専門外来の設置についてお伺いいたします。

性差に基づいた診療がこれからの医療にとって大切な一つの分野と言われております。全国的に急速に女性専門外来を設置する病院が増加しております。本県でも４カ所開設。特徴の一つは、疾患を問わずに女性医師が担当し、初診時には30分から40分かけることが挙げられます。オープン前から予約が殺到し、二、三カ月待ちという状態でありました。担当の女性医師に伺ったところ、50歳代の更年期障害の患者さんが多いが、20歳前後の女性からも問い合わせが多くて驚いている。これほどニーズが高いとは思わなかったと話しておられました。

町は、全国的な女性専門外来科設置の取り組みについて、どのように認識し、評価しているのでしょうか。東京医大霞ヶ浦病院へ当町でも要望推進はできないか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　町民の健康増進・疾病予防対策について難波議員の御質問にお答えいたします。

１点目の生活習慣病対策の推進につきましては、厚生労働省は平成20年度に本格実施する新たな生活習慣病対策に向け、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）を柱とした対策を打ち出しております。

中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にありますが、肥満者の多

くが高血圧症、高脂血症、糖尿病の危険因子を複数あわせ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大します。こうした内臓脂肪型肥満に着目したメタボリックシンドロームの発症を予防するために、健康診査を行い、予備軍となる肥満、高血圧、高脂血、高血糖の兆候のある受診者を確実に拾い出し、食生活の乱れや運動不足、過剰なストレス、飲酒、喫煙など不適切な生活習慣を改善するために保健指導を行うことが重要となります。

当町では、生活習慣改善のために、糖尿病予防教室、高脂血症予防教室、減量教室など各種の健康教室を行い、成果を上げております。これまでも働き盛りの男性が参加しやすいように夜間に教室を開催するなど工夫してまいりましたが、今後も町民の声を聞きながら、より参加しやすい健康教室を開催していきたいと考えております。

現在、厚生労働省は、メタボリックシンドロームの発症を予防するために、健診、保健指導のプログラムに取り組んでおります。健診につきましては、これまでの検査項目を検討し、問診と基本的な検査を行い、そこで抽出された対象者に詳細な健診を行う２段階の方式で見直しが予定されております。

また、実施体制については、市町村国保を初めとする医療保険者に健診、保健指導の実施義務を課す方向性を示しております。

このように、現段階では平成20年度の新体制実施の移行期であることから、健診、保健指導の重点化と効率化の推進につきましては、国の動向に沿って進めていきたいと考えております。

また、メタボリックシンドロームの概念については、早期に町民への普及定着を図り、町民がみずから取り組んでいけるよう、関係機関との連携をとりながら生活習慣病予防対策を充実させていく所存であります。

２点目の女性のがん対策についてであります。

当町では、乳がん検診、子宮がん検診を行っております。乳がん集団検診は、年齢により超音波検査とエックス線によるマンモグラフィー検査に分け

て行っております。最近３年間の受診状況は、受診者は年間950人前後、受診率は8.5％前後で推移しております。医療機関検診は、自己負担額は集団検診より多少高額になりますが、検診日が限定されず受診できるメリットがありますので、こういった検診をぜひ多くの町民の方々に利用していただけるよう、周知に力を入れていきたいと考えております。

子宮がん検診につきましても、集団検診と医療機関検診となっております。最近３年間の受診状況は、受診者は年間1,000人前後、受診率は11.5％程度で推移しております。子宮がん検診につきましては、対象者の年齢は平成15年度までは30歳以上でありましたが、茨城県の検診指針が改正され、平成16年度に25歳以上になりました。当町では、他の自治体に先駆け、平成17年度からは20歳以上の女性を対象としております。

これからの受診数値目標についてでありますが、子宮がんについては、初回受診者をふやすこと、そして初回から連続して３回検診を受けると、がんの発見率が高くなるというデータがありますので、そういった効果的な方法で受診者数の増加を図りたいと考えております。

乳がんについては、そのようなデータは示されていないのですが、超音波検診は毎年の受診、マンモグラフィー検査については２年に１回の受診を勧めております。できるだけ多くの対象者に、子宮がん検診を受ける際には乳がん検診もあわせて受診するようなセット検診など、検診の受診勧奨をしていきたいと考えております。

女性のがん検診の勧奨や予防のための保健指導については、検診の待ち時間に健康教育を行うなど、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動を行っておりますが、今後はさらに充実させていく予定であります。

また、相談窓口についてでありますが、総合保健福祉会館では常時相談ができる体制をとっていることから、相談日を設定しておりませんが、町民が相談しやすい環境づくりについて再度検討していきたいと考えております。

３点目の女性専門外来の設置についてであります。

女性専門外来とは、女性ならではの症状や疾病に関する専門外来で、女医が担当するため相談しやすい体制になっているものであります。県内での女性専門外来の開設は少なく、近隣では、これは旧国立霞ヶ浦病院ですが、独立行政法人霞ヶ浦医療センターと、つくばセントラル病院にあります。女性特有の疾病は、思春期から更年期、またそれ以降にもどこに相談したらよいか迷うことも多いので、女性専門外来があれば治療がスムーズになると思われます。じっくり時間をかけて患者の話を聞いた上で、必要な治療を行ったり、他の診療科に紹介するなど、全人的な医療を行う場でありますので、熟練した女医の確保が必要となります。

幸い当町には総合病院であります東京医科大学付属霞ヶ浦病院があります。病院側の事情もあるかと思いますが、町としましては女性専門外来の開設に向けて既に積極的に働きかけを進めているところであります。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　４番難波千香子君。

○４番（難波千香子君）　大変に丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

まず、女性専門外来の設置でございますけれども、今後とも積極的に進めていかれるということで、町長のお言葉もいただきましたが、ニーズも大変ありますので、強く要望いたします。

最初に、生活習慣病対策の推進について再質問させていただきます。

総合保健福祉会館で実施されております健康教育についてでありますけれども、その中の肥満傾向のためには減量教室という、先ほどのお話にもありましたけれども、減量教室という中で継続した保健指導の場がありましたが、肥満傾向のない者の場合には、その後の生活習慣の変化についてどのように確認していくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、２点目は、女性のがん対策について御質問したいと思います。

阿見町は先ほどのお話にもありました子宮がんは20歳からやられていると

いうことで、本当にすばらしいと敬意を表するものであります。

また、町内の受診率がかなり低いということであります。このことに関しまして、今後、町内の関係者に直接広く訴えかけていくことがさらに必要ではないかと思います。我が国の女性の年齢別の労働人口率というのは、20歳台前後で高く、結婚、出産、育児の期間に低下して、40歳台で再び高まるM字型カーブを描くことが知られておりますが、このことからわかりますように、職場でも受けられない、受ける機会を逸してしまう、そういう年齢層にも働きかけることを今後ぜひ積極的にお願いしたいと思うわけですけれども、そうしますと、今後、阿見町においても小企業経営者、また商工会の組織にも協力をいただき、がん検診初め健康診査に関しても受診することを義務づけるぐらいに働きかけはできないか、町としても工業懇談会、商工業懇談会などで要望していくことも必要と考えますが、いかがでしょうか。

３点目でございますが、先ほどのお話にもありましたが、女性の相談窓口は本当に大変心強いものであります。保健師の役割はますます重要になってきておりますが、身近な保健師のような方にアドバイスしていただけたら、どんなにすばらしいことだろうと、心から敬意を表するものでありますけれども、また要望といたしまして、相談窓口を設置の際には、町民から見てもわかりやすい相談案内表示の看板をぜひ設置できないか。

それと、私の聞き漏れかもしれないんですけれども、通告に書いてありました受診数値目標ということで、今後の受診の目標は、それもあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　それでは、お答えします。

健康プラン21の中では、すべての町民がいつまでも元気で、長生きをもって暮らすことのできるまちづくりを目指しております。

また、町民一人一人が自分の健康は自分で守るということを、その生涯に

わたる健康づくりということで、町民に意識づけをしていきたいと考えております。

まず、第１点目の減量教室を行った場合に、該当にならなかった人の指導ということになりますが、該当にならなかった場合でも安全区域にいる場合と危険区域すれすれの場合とありますように、事後の指導が大変大切であります。それぞれ個人の生活習慣の違いがあるかと思いますが、個人に合わせた内容でアドバイスを行っていきたいと思っております。

指導方法につきましては、健康診査の結果説明会及び窓口や電話相談、家庭訪問などでそういうふうないろいろな形で行っております。

それから、２点目の女性の婦人科検診の受診率を高めるための方法ということになりますが、これは全体を含めてのこととなりますが、受診率を高めるために健康診査の必要性について広報、週報、そしてホームページでの啓発活動を行いまして、また初回受診者をふやすために個別の勧奨通知を行うことで、受診しやすい体制を進めていきたいと考えております。

また、先ほどありました商工会との連絡をとりまして、義務化できないかということにつきましては、受診率につきましてはあくまでも個人がかかるということになっておりますので、その件についてはかなり難しいことではないかと思っております。

それから、３点目の女性の相談窓口の看板設置でございますが、開館当初につきましては、相談窓口について設置していたというような状況があります。その後、相談件数が少ないということで、取り外したというような経緯があるように聞いております。今、質問にありましたように、女性の母子保健事業などを含めた健康管理につきましては、複雑な事由の相談があるかと思いますので、気軽に相談しやすい対応に気を配るとともに、カウンター並びにわかりやすい場所に相談窓口を設置したいと考えております。

それから、４点目の受診率目標についてですが、先ほど一般質問の中でも説明しておりますが、数字的にはあくまでも受診率の問題ではなくて、受診

の内容が大事ということなので、効果的に受診率を高めるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　４番難波千香子君。

○４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

今の受診率でございますけれども、厚生労働省はことし17年度の乳がんの検診から19年度の検診の３年間にわたりまして、受診率50％以上を目標に設定しております。また、県におきましても、第２次計画におきまして、17年度からそのように乳がんに関しましてはかなり危機感があるということで、50％以上を数値目標に掲げておりますので、またその辺も精査していただければと思います。

また、先ほどの商工会に、そこまでということではなくて、そういう懇談会とか、そういう場がある場合にはぜひ働きかけをしていただきたいと、そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

当町の医療費は本当に伸び続けている現状ではありますけれども、生活習慣病対策については、私も一般質問で２回ほど取り上げているわけでございますけれども、この間、鉾田市、旧大洋村のトップサンテ大洋に行ったときのことでございますけれども、筋力トレーニングに励んでおられた住民の方にお聞きする機会があったんですけれども、「この大洋村に、介護予防を容易に取り組める町を探してきました」と。また、「健康になりたくてこの地を選びました」という言葉が印象に残っておる次第なんですけれども、阿見町にもいろいろな健康増進施策を講じて、非常に誇れるものがたくさんあるわけでございます。

常日ごろ町長もおっしゃられております健康と福祉のまちづくりの発展に尽くして進んでおられるという、そのお言葉どおり、さらに県立医療大、東京医大霞ヶ浦病院との連携を強力に、効果が発揮できるような、これから単発ではなく、さらに体系的にやっていただくことを要望いたしまして、私の

質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松沢秀幸君）　これで４番難波千香子君の質問を終わります。

次に、３番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔３番浅野栄子君登壇〕

○３番（浅野栄子君）　町長様には４期目の御就任おめでとうございます。

何か皆様がおっしゃっているので急に私も言うことになりました。御健康に留意されまして、御健闘をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして２点質問させていただきます。

１点目、放課後児童健全育成事業について、２点目、みんなの声が活きるまちを推進するための提案についてであります。

１点目、放課後児童健全育成事業について。

下校中の女児が連れ去られ殺害される事件が広島、栃木で連続して発生し、大きな衝撃を受けたのはつい先ごろです。下校時の児童を守れという声が大きく反響し、各地で身近な地域住民が目となり耳となり心となり、子供の安全を守ろうと、あいさつ、声かけ運動を行ったり、高齢者ボランティアによる下校時児童の見守り隊も形成されたと聞きます。

子供たちにも「イカのおすし」、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせると、不審者から身を守る合い言葉と行動の指導徹底が図られているそうです。

このような安全環境づくりは、児童みずからの防衛意識はもちろんですが、地域住民の力が不可欠です。この件につきましては、昨日、千葉議員がいろいろ調査いたしまして発問の内容に加えられてありました。しかしながら、地域住民の力は不可欠ですけれども、長期に及ぶといろいろな問題が発生することは否めません。そこで、注目されるのが放課後児童健全育成事業であります。

以下、放課後児童クラブと略させていただきます。

放課後児童クラブは昭和49年、学校区児童館で開始され、その趣旨は、保

護者が就労等により昼夜家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであるとあります。

平成15年７月に次世代育成支援推進法が制定され、各地方団体や企業に対して行動計画策定が義務づけられたわけですから、昭和49年度開始とは大変早期ですばらしい、阿見町もなかなかやるものだと思いました。当時の児童館の入所児童は、大多数が阿見小学校児童で、50名定員のところ61名、現在、17年度には72名の児童が入所しております。

その後、平成６年に二区児童館放課後児童クラブが開始され、本郷小児童が63名、平成９年にはまほろばで第一小児童が、これは現在、17年度からは第一小の空き教室で行い、57名が入所しています。平成11年には舟島小学校に開設され、現在は舟島ふれあいセンターで行い、41名が入所しております。平成13年には養護学校生の児童クラブがさわやかセンターで11名、平成14年には第二小学校で開始、30名、同じく14年に実穀小学校で開始、12名が入所してあります。

それと、町にある８校の小学校のうち６校に開設されております。未開設は、吉原小学校と君原小学校です。御存じのように、吉原小も君原小も学区は町郊外であり、町並みではなく田畑山林で、１人の下校は大変危うい。現状の社会現象を見れば、保護者しかり、児童にとっても地域としても大きな不安を抱えています。この環境こそ真っ先に開設していただきたい。町長さんのモットーは、公平、公正であります。

少子化対策は、経済的支援もさることながら、まずは働きながら子育てができる環境づくりであります。前者の犯罪から子供を守る放課後の子供の居場所づくりという点から、後者の少子化対策、働きながら子育てができる環境づくりという点から、阿見町の全小学校での放課後児童クラブの設置開設が強く望まれますが、いかがでしょうか。

２点目、みんなの声が活きるまちを推進するための提案です。

18年度の施策の中の一番目に、みんなの声が活きるまちとして「町民参加型の町民と行政が協働してまちづくりを推進していく」とあり、また情報化に対応した透明性の高いまちづくりの中では、「まちづくり懇話会、町民と語る集い、町長への手紙など、機会と場において町民の意見や要望、提案を伺い、町の方針や事業に反映させる」と記してあり、町長さんの所信表明にも町民の声を生かす方策が述べられております。特に、「次世代に誇りと自信を持って引き継げる夢と希望に満ちあふれた新しい阿見町をつくり上げていきたい」と強調したところを注目したいと思います。

そこで、町民の、それも将来の阿見町を託す中学生、または大学生による模擬議会の開催について提案したいと思います。

模擬議会は県内でも実施されており、子供議会、女性議会、社会人議会が開かれております。阿見町でも平成８年度に中学生による子供議会、平成14年、15年、16年度と女性議会が開かれました。中学生による議会は、各学校より８名ずつ24名が参加し、子供の目から見た町政に対する質問や意見など幅広く聞き、議会制度の仕組みについて勉強、体験してもらおうと企画したそうです。

少年らしい新鮮な発想と柔軟的な物の見方で、「高齢化社会に向けての対策については」とか「芸術施設建設計画と芸術振興については」などすばらしいアイデアのある質問や意見が出ました。

また、女性議会では、女性の立場、主婦の立場から多様な、貴重な意見が発言され、注目を浴びました。成人式典に参加し、代表のあいさつを聞きましたが、成長した過程での恩師への感謝、両親、家族などへの思いなど感動する内容で、こんなすばらしい若者がいる、阿見町の将来は大丈夫だと確信しました。

そういういろいろな年代の生の声を聞くということは、今の阿見町にとって必要なのではないでしょうか。行財政改革の真っただ中、違う視点から見る声は、阿見町に新しい転換を生む事柄がきっとあることでしょう。模擬議

会の提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　放課後児童クラブの全小学校への拡大についての質問にお答えいたします。

現在、保護者が就労などにより不在になる家庭の小学校１年生から３年生までの低学年の児童を対象に、児童館、小学校の空き教室、舟島ふれあいセンター等を利用して放課後児童クラブを実施しております。

昨日の千葉議員の質問に対しても説明しましたが、平成18年度の応募状況は、全体では昨年の288名から341名に増加し、特に阿見第一小学校区、阿見小学校区、本郷小学校区が増加傾向にあります。これは、アパート、借家等の増加している地域で、両親が共働きの核家族が多いためと思われます。もう一つの要因としては、やはり昨今問題になっている危険防止、安全対策とか、そういう観点もあってふえている要素もあるんだろうとは思います。

御指摘の君原小学校と吉原小学校についてでありますが、平成18年度に放課後児童クラブのアンケートを実施しましたが、君原小学校で２名、吉原小学校で１名の希望者があっただけであります。この地区には、両親と祖父母も健在な家庭が多いというような状況もありまして、利用希望者が少ないものと考えられます。

一方で、放課後児童クラブを実施する場合には、やはり臨時職員を最低２名は確保する必要があります。そういう点で、行政の経費に対する効果を考えた場合には10名以上の希望者が必要だと考えます。こういう点から考えまして、現在のところ、この吉原小、君原小の２校については、保護者から特に実施の希望が具体的に出ているということもありませんので、今のところ放課後児童クラブの設置予定はないということであります。しかし、浅野議員の御意見にありましたように、今の時点での放課後児童クラブ、こういう

ものの必要性については、見方が変わってきている点もあるのではないだろうか、こう思います。

先ほどの説明をちょっと訂正させていただきます。

先ほどアンケートについて、18年度という数字を言ったかと思うんですが、これは大分前の13年度ということなので、御理解をいただきたい。だから、そういう意味で、やはり最近の時点での要望というのは、改めて確認するような必要もあるんじゃないのか、こうは考えます。

いずれにしましても、この放課後学童クラブについての必要性あるいは要望というものは、さっき一連の説明しましたように、地域によって随分差があるわけですね。これまではやはりお母さんまで働いている家庭、そこでその人たちの要望が多かったということでありますが、これからは違った観点での要望ということが出てくるということも考えられます。

この説明の中でも言いましたように、吉原地区あるいは君原地区については、地域の特性としてやはり両親あるいはおじいさん、おばあさん等がおられる家庭が多いということで、要望がこれまでは少なかったという、そういう実態を受けて今の状況になっているということです。

別の意味でいえば、この地域コミュニティーの中で子供たちを育てる、そういう体制もあったということではないだろうか、そういうふうにも理解しているわけです。そういう状況で、これからいろいろ検討の要素はあると思いますけれども、18年度からすぐ２地区について学童クラブを実施するという予定はないので、これから状況を見ながら検討していきたいということです。

それから、次に、みんなの声が活きるまちを推進するための提案、具体的には、いろんな若い人たちの声を反映させるための模擬議会を開催という提案であります。

町では、町民からの提言、意見、要望を行政に的確に反映するために、まちづくり懇話会、町民と語る集い、町長への手紙など、さまざまな機会や場

所において広聴活動を実施しております。また、総合計画などの計画や施策を作成する際にも、説明会の開催や審議会などの委員を公募し、町民からの意見を計画に反映しております。

さらに、平成14年度から16年度まで女性議会を３回開催し、女性の視点からも提言や意見をいただくとともに、女性の行政への参画を進めてまいっております。この点については、中学生議会の開催とか浅野議員の一連の説明があったわけであります。

ところで、議員から御提案いただいた中学生や大学生による模擬議会の開催につきましては、町政に対して新たな視点からの提言や意見を伺えるよい機会であります。また、次世代を担う若者たちが行政や議会の仕組みについて理解を深め、まちづくりへの参画につながることが期待されるのであります。

これからはさまざまな世代による模擬議会の開催とか、パブリックコメント制度の導入などを検討し、町民の意向が町政に反映できるような取り組みを実施していきたいと考えております。これからも町民参画による開かれたまちづくり、協働のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

実際、中学生の場合は、みんな阿見町の中学校に在籍しているわけで、学校としての協力があれば、比較的簡単にできるとは思いますが、実際に大学生を対象にしてやるという場合は、どのみち公募とか、そういう形になるので、なかなか難しい点もあるかと思いますけれども、その辺についてはいろいろと検討してみたいと考えております。

○議長（小松沢秀幸君）　３番浅野栄子君。

○３番（浅野栄子君）　それでは、今アンケートの調査というのは13年度とおっしゃいましたけれども、今、学校の数でいきますと、阿見一小が602名、君原小は107名ですけれども、来年になると98名になってしまうんですね。そうすると、阿見一小の１割が60人、君原一は９名でございます。１割で60

名と９名の差があると。600分の60と98分の９と、それは本当は0.何％やれば違うとは思うんですけれども、保護者にとってはその子は１人100％でございます。その地域の実態に合わせますと、祖父母がいるからとおっしゃいましたけれども、80歳でも現役で田畑で働いております。やはり公としましては、低いところも高いところもあって、同じような平均で持っていくと、そういうことであると思うんです。へき地の方は捨ておけ、捨ておけまで行きませんけれども、問題外だというのは大変におかしいと思います。

君原小は、これでいくと、何だか廃校になってしまうんじゃないかと、そのように不安に思っている人もいるわけであります。廃校になってしまったらこれは大変ですから、絶対そういうことにはならないと思いますけれども、それはその前にある市街化調整区域の方になっているわけですよね。ですから、やはり人口がどんどん減るというのは、これはしかりなんですね。

ですから、人数が少ないからそこはできないと、そこに２人、１人のために２人つけるのも大変だと、そういう感じでは困ると思うんです。まだ防犯で事故が起きたり何かしてはおりませんけれども、本当に君原の子供が帰る途中、行けば山の中なんですよね。そういう防犯の面から、それから放課後の児童をみんなで友達同士に、もううちに帰ったら遊ぶ人はいません。テレビかゲームですよね。ですから、やっぱり学校で友達と遊び、いろんな交流をして、その生活を健全育成を図っていくわけですから、少ないからというのでつくらないというのはおかしいと思いますので、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長石井定夫君。

○民生部長（石井定夫君）　それでは、お答えします。

ただいま町長が答弁した中で、少ないからつくらないということですが、これはそういう意味ではありませんでして、あくまでも放課後児童クラブにつきましては、就労などによりまして家庭が不在になる、そういう意味で放

課後クラブを設置しているわけでございます。これにつきましては、あくまでも県の補助事業対象でございますので、その条件をクリアしないと設置はできません。そういうことで児童クラブは実施しているわけでございます。

あくまでも防犯対策につきましては、心配な面があるかと思いますが、本来であれば、授業が終了した後、学校は施錠してありますので、安全な施設ということで考えられますので、その後、学校で遊ぶということが一番安全な対策になるかということでは考えております。ただ、それが学校側の方で実施するかどうかについては、かなりの疑問があるかと思いますので、そういう面については、今後大きく考えていく必要があるのかなということで思っております。

○議長（小松沢秀幸君）　３番浅野栄子君。

○３番（浅野栄子君）　実は、君原小学校と吉原小学校の校長先生とお話をしてきました。君原小学校は、前の図工室というのがあるんですね。そこでできるんじゃないかな。小学校の校長先生も「遠くで本当に１人になってしまって不安な人もいるんですよ」と、そんなふうにおっしゃいました。

それから、吉原小なんですけれども、吉原小の近くのある方は、本当は吉原小学校に入学したかったんだけれども、児童クラブがないので阿見小へ一応入学して、４年生になったらまた戻ってくると、そういう方もいらっしゃったんですね。

ですから、やはり事故が起きてからではしようがない。起きてからでは、本当に事後の対策では困るわけですから、もう一度、なるべく設置の方向でよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問終わりにします。

○議長（小松沢秀幸君）　これで、３番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、２番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔２番柴原成一君登壇〕

○２番（柴原成一君）　通告に従いまして質問をいたします。

その前に、川田町長、４期目の就任、おめでとうございます。

これからの４年、町長という激務を健康に気をつけて頑張っていただきたいと思います。

この前、議会のホームページができました。その中の議会の概要というところに、「会議というのは、町民全員が集まって行うのが本来の形であるが、物理的にできないので、その代表として私たち議員がいる」とあります。町長は、今回の無投票ということで、全町民から委託を受けたわけですから、思う存分リーダーシップを発揮して頑張っていただきたいと思います。

質問に入ります。

質問は、小・中学校の校庭及び保育所の所庭を芝生にできないかであります。

インターネットを見ておりまして、阿見町について書き込むサイトがあります。そこに、次のような書き込みがありました。２月20付の書き込みです。過激な言葉もありましたけれども、それは省きます。

まず、「小学校全部の校庭を芝生にしたらどうだろう。若い夫婦が子供に行かせたい学校づくりとシルバーセンターの人たちに頑張って手入れしてもらえば、成立するでしょう。茨大の農学部のアドバイスも受けられるし、子供によい環境をつくれば、自然と若い夫婦がふえるよ」。その後の書き込みですね。「子供にとってサッカー、野球、はだし、転んでも平気、大人にとって子供と休日に芝生校庭を利用、老人にとってシルバー人材センター派遣、雇用促進、大人の目で校内防犯、行政にとって町の名売れる。よって、人口増加。産業にとって芝生生産農家の促進、地球にとって地球温暖化防止」、以上の書き込みがありました。単純にすばらしいなと思いました。

シルバー人材センターの人に手伝ってもらってとか、茨大の農学部のアドバイスとか、少し他人任せなところが気にはなりましたけれども、どうやら阿見町民らしい人からこういう意見が出てきておるとうれしくなりました。

その後、再びこの掲示板を見に行ったら、この掲示板で結構盛り上がって

いるんです。実は、このテーマはいろいろ問題を含んでいそうなので私なりに少し調べて質問することにしました。

教育の現場において校庭の芝生化の試みが最近注目されていることは皆さん御存じかと思います。校庭の芝生化を通じて、子供たちがけがを恐れず遊んだり、スポーツを楽しんだり、あるいは芝生の維持管理に参加することにより、子供が環境に関心を持ち、社会性や公共心などを養い、集団生活ができる態度を育成することができるという観点からです。

文部科学省では、小学校、中学校、特殊学校を対象に、屋外教育環境整備事業としてグラウンドの芝生化を推進しています。芝張りのみでは助成対象にならないことや、事業費が2,000万円以上であるなど、ハードルも結構高いんですけれども、県内では小・中学校について14市町村で約40校が校庭と中庭の一部芝生の整備が行われています。

また、サッカーＪリーグの100年構想に基づいてスポーツ振興くじ、いわゆるｔｏｔｏが、だれもが身近にスポーツを楽しめる環境の整備の一環としてグラウンドの芝生化を推進しています。

そこで阿見町です。阿見町、特に大地部は畑が多く、しかも休耕地が少なくありません。このため、今の季節に強風でも吹くと、やたら土ぼこりが舞い、ひどい状況になります。「霞ヶ浦湖岸のうるおいのあるまち」なんていうキャッチフレーズが台なしです。

そこで、農協とか農業委員会では、麦の種を支給して対策に当てているようですが、それならば学校の校庭を天然芝にすることこそ有効だと思います。校庭から土ぼこりを抑えるばかりではなく、農家が芝生生産に多少なり取り組むようになること、波及効果が期待できるんじゃないかと思ったりします。芝生は、整備すればそれでいいというものではなく、管理にお金や労力がかかります。この点、学校側に負担を強いるばかりであってはなりませんが、地域住民と学校とが連携する素材として、芝生はとてもいいと思います。

あの掲示板の盛り上がりを見て、地域の積極的な参加が期待できるかもし

れないと思えるのです。今の学校は、安全の観点から部外者を極力立ち入れないようにしていますが、これも考えようだと思います。ふだんからスポーツ少年団の指導者なり、ゲートボールのお年寄りなり、あるいは芝生管理のＮＰＯ組織の人間なりが出入りする学校なら、それはそれで地域社会の監視の目、防犯の目が行き届く環境と言えるのではないでしょうか。

小・中学校校庭の天然芝化に国の補助、あるいは町単独事業による補助を考えるおつもりがないか、教育長にお尋ね申し上げます。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大﨑治美君、登壇願います。

〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長（大﨑治美君）　小・中学校の校庭及び保育所の所庭を芝生にできないかという質問でございますが、それについてお答え申し上げます。

校庭はこれまで土のグラウンドが一般的でしたが、近年、芝生化が推進され、そういう学校がふえております。芝生化は、子供たちに健康面、教育面、また環境面でさまざまな効果が期待できると言われております。具体的に挙げますと、健康面や教育面では、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性をもたらす。また、安全、快適にそういうものができるということ。また、環境教育の面では、教材として活用できるなどあります。そのほかに、環境面で強風時の砂じんの飛散防止、また降雨時の土砂の流出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制など効果があります。

しかし、予算の確保のほかに、芝生化することには、植栽の後、しばらくの間、一定期間、校庭の使用を差しとめなくてはならないと。また、整備後の維持管理体制の確立なども大きな課題でございます。

また、校庭のそれぞれの土質、この質によっても芝生が根づくか根づかないかという植生の問題もあります。芝生化するということは、整備などをするためにもかなりの専門家の判断、専門的な知識、そういうものが必要であり、学識経験者の意見や、またはグラウンド・キーパーなどの助言も必要と

するということで、せっかく整備してもそういういろいろの人の手を煩わす、または頭を煩わさなくては、整備されても整備されないでおいても、せっかく芝生ができても、校庭の使用に支障を来すということにもなりかねないと、かように思っています。

参考までに、茨城県の公立小・中学校の芝生化の現状でございますが、300平米以上の整備条件に限ると、平成17年５月現在で小学校は577校のうち11校、中学校は234校のうち５校で整備しています。文部科学省では、屋外教育環境整備事業、こういう事業として校庭の芝生化することに対しまして、暗渠排水、表面排水などを一体で整備することを条件にして、1,000万円以上から6,000万円を上限として３分の１の補助を行っております。

しかし、学校施設の整備の面では、前回の議会の一般質問でもお答えしましたが、学校施設の早期耐震化のための耐力度調査、耐震診断実施、そういうことのために耐震化推進が最重要な課題となっております。今後、中長期的な耐震化整備が終了してから、今のような校庭の芝生化、これをいろいろな課題がありますが、クリアしながら調査研究して実施するという方向で迎えたいと、かように思っております。

次に、保育所の所庭の芝生化についてお答え申し上げます。

保育所の所庭の芝生は、子供の行動体系により大きく分けて、１歳児まで用と２歳児以上用との２種類に分けられます。１歳児までは所庭を走り回ることは余りないと。転んでもけがをしにくいという芝生の特性がありますので、すべての保育所で今一部だけは芝生化しております。

２歳児以上につきましては、元気に所庭で遊ぶことが子供の成長発達にとって一番の活動となります。子供たちは所庭で走り回ったり、土で泥んこ遊びをしたりしております。走り回っているときに、芝生は転んでもけがをしにくいというメリットはありますが、逆に滑りやすい、転びやすいというようなデメリットがあります。幼児ですから、当然滑りどめのついた靴などは履いておりません。

また、芝生は、朝露がつきやすく、雨上がり後もなかなか乾きにくいと。そういう湿った状態では子供たちにとって衛生上好ましくなく、滑りやすくなるためにけがなどもあり、子供の成長発達に欠かすことができない外遊びが制限されるということでございます。

このような点から考えますと、保育所においては芝生の状況はデメリットの方が大きく、保育所では土との触れ合いを大切にしておりますので、保育所での所庭での芝生化は今のところ考えていないと、そういう状況でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　２番柴原成一君。

○２番（柴原成一君）　ありがとうございました。

質問を考えた時点で、「今こういうもの出したってだめだよ、できないよ」というような声がありました。私も考えた時点で無理だとは思いました。しかし、何でこの質問を取り上げたのか。現在の財政難、窮屈な財政事情を切り抜けたときにこそ夢や理想ができるんだと思うんです。そのために、今の行財政改革をしっかりやっていただきたいと思います。

町長初め、執行部の皆さん、この行財政改革に全力を挙げて、夢に向かって頑張っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（小松沢秀幸君）　これで２番柴原成一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は、午後１時からといたします。

午前１１時５１分休憩

午後　１時００分再開

○議長（小松沢秀幸君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま13番滝本重貞君、10番吉田光男君が退席いたしました。

したがって、ただいまの出席議員は19名です。

それでは、21番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔２１番荻島光明君登壇〕

○２１番（荻島光明君）　川田町長、４期目の当選、まことにおめでとうございます。心にもないことを言えるのが大人だというような人もいますけれども、川田町長、私はいまだに心にないことを言った覚えはありません。真っさらな気持ちとして心から川田町長の４期、しかも戦わずして勝つというこの選挙結果に心から喜んでおります。

４期目の当選は３期目に引き継ぎまして戦わずして勝つという無競争、こういう立派な形で勝ってしまいましたので、これからの４年間、どうぞ決しておごりのない、謙虚にひとつ町史に残る町長としての立派な実績をつくっていただくことを心から願っております。どうかよろしくお願いをいたします。

〔「協力すると言わきゃだめだっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○２１番（荻島光明君）　本論に入る前にちょっと余談になりますが、私たちの阿見町議会の視察研修でございますけれども、その時々の町政課題に対処するため、先進地に学び、議会と議員の力量をつける、そしてその成果を町政に大いに生かしていく、そういう研修をしっかりと行っております。私は、このような阿見町議会をとても誇らしく思っております。

今回の総務委員会の矢祭町での行政改革を初めとする研修、教民委員会の西会津町での町民の健康づくりの研修、そして私ども産建委員会の湯河原町でのごみ焼却場の維持管理の研修、いずれもそうでありますように、十分な大きな成果を得ております。

また、特に今回、産建委員会の委員は、湯河原美化センター所長、青木氏のその町の職員としての献身的な、すばらしい努力には、心から感動しました。

それでは、本論に入らせていただきます。

私の今回の質問の一つは、引き続きこれは前回に続いてということですけ

れども、霞クリーンセンターの維持管理費削減を質問いたします。

産建委員会が研修してきたところは、湯河原町真鶴町衛生組合が平成９年７月に完成させた湯河原美化センターでございます。当阿見町の霞クリーンセンターが平成９年３月ですから、ほぼ同時期ですね。４カ月しか違っておりません。そして、施設のプラントメーカーは、同じ川崎重工業株式会社でございます。

ここで私たちが知り得たこと、学んだことは、まず当町で行っている霞クリーンセンターの16業種の維持管理、６業種の業務運営委託、すべてが川崎重工以外のほかの会社で請負可能であること、つまり競争力の働く入札が可能であることでございます。

執行部がこれまで委員会等でも言っておりましたけれども、焼却炉の心臓部やパテントの及ぶところはなかなかできないのではないかというようなことを言っておりましたけれども、そうしたことは全くないということでございます。ですから、これまでの随意契約から競争入札にできるだけ早く変え、大幅に焼却炉を初めとする維持管理費、業務委託費を削減していただきたいと思います。ただし、担当職員が相当な努力を行い、焼却炉や施設について精通しないと、入札する設計金額も組めないし、何とか入札までにこぎつけても大きな削減成果を得ることができないということもよくわかりました。

ここで少し具体的に湯河原美化センターの青木所長の話を御報告いたしますが、彼がどういうことを行って、今日の大きな諸経費の削減を図ってこられたか、その一部を御紹介申し上げます。

焼却炉の維持管理についてですが、乾燥ストーカが３年ぐらいで大体壊れてしまいます。新たに他社製品のバグフィルターというものを取りつける。これによってストーカの寿命の延命を図っている。川崎重工業には責任を持てないと言われたが、炉内の耐火れんがの傷みの激しい原因になっている炉内の空冷壁を取り外し、炉内を大幅に改造してしまった。灰押出機のランニング材の交換の場合、川崎重工業製品以外の他社製品では代替ができないの

で、部品だけを購入し、取りつけ工事は他社にやっていただく。

あるいは、ガス自動分折装置は島津製作所のものでありますけれども、川崎重工業の部品交換や保守点検では毎年600万円ぐらいかかっておりましたが、これに対しまして、島津製作所では川崎重工業経由でなければ絶対に製品は送らないというので、調べると、同様のものは日本でほかに２社、富士電機とオリバー製作所がつくっているので、この中で富士電機から部品を購入し、富士電機の子会社に工事をさせる。

それから、バーナーや監視カメラ、ホッパーのシート等の消耗品は、町内の業者に役目を果たせれば同等品でよいということでやらせる。すると、メーカーで200万円から300万円かかるものが、20万円から30万円という１けた違う金額でやれるそうであります。

保守修理については、基本的にメーカーの言うことは信じない。炉に入って自分の目で見て予算措置を行う。当初、川崎重工業は妨害も脅かしもしてきたと。しかし、弁護士を入れてひるまずにやったと。今はもう何も言ってこない。それどころか、周りの静岡市だとか富士市だとか、周辺のごみ処理場にもこうしたやり方が広がっているということであります。

役目を果たせば、どのメーカーの部品でもよいと。川崎重工のつけている部品にこだわる必要はない。消耗品の交換や簡単な修理など町内の電気屋さんや土建屋さんでもできる。青木所長の話はこのような内容でございました。

当町の維持管理、業務管理委託料は、年間約４億円近くになります。私はこの額の20％から30％ぐらいは、担当者の努力によって削減が可能であると、そんなふうに承ってまいりました。20から30％というと１億円前後でございます。大きな行政改革になります。

そして、湯河原美化センターの青木所長は、いつでもいらっしゃいと。必要な書類は持ち帰っても結構ですと、そんなふうに大変町にとっては大きな助っ人になる、そういう力強いお話もいただきました。ぜひ町は担当職員を必要なだけ研修させていただきたいと考えております。

また、そうしたことを可能にするために、現在の正職員２名ではなかなかこれは難しいと思いますので３名に増員すると。当面、軌道に乗るまで３名に増員すると、そんなことも体制を組みながら、こうした先進地に学んで大幅なごみ焼却場の経費削減を行っていただきたいというふうに考えます。町長いかがでしょうか。

次に、質問の２つ目、これは町道管理に関することでございます。

町道側面、内側を樹木の枝や雑草等が覆いかぶさっているところが町内のあちらこちらで見受けられます。特に、車や人の通行に危険や妨げ等、支障があるところは町が対処しているところでありますが、特に危険が伴わないようなところ、住民の苦情のない場合は、放置されているというのが現状でございます

しかし、これは公道としての管理責任上も、町の美観上も少し問題になると思います。しかし、それらすべてに対し町が対処するとなると、財源の問題も出てくると思います。考えてみると、一昔前までは、特に私どもなんかの農村部では、どこの地区でも道普請だとかこさ払いなどをやっておりました。今は継続できなくなっている地域が多くあるようですけれども、私は、この自分たちの地域を自分たち地域住民でできることはやっていくと、こういう昔の道普請やこさ払いの精神を復活させるような側面があっていいというふうに考えております。今の世の中は特にそういうことも必要なのかなというふうに考えております。

そうした考えに基づき、町は地域やグループや団体に対し助成金を支出するような制度をつくって、住民参加による町道等の整備を行っていくことを行ったらいいのではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君）　荻島議員の質問にお答えいたします。

産業建設委員会で視察研修されました湯河原町真鶴町衛生組合の湯河原美化センターの維持補修工事発注については、特に施設の建設をした会社、また建設時期も同じであるということで、参考となる部分が多いということで、町としても担当職員を現地に行かせまして勉強させております。

湯河原美化センターは、神奈川県の湯河原町と真鶴町の２町による衛生組合のごみ焼却処理施設、１日16時間稼働、日量70トンの処理ですが、今話がありましたように、川崎重工株式会社が施工し、平成９年７月から稼働しているものであります。

湯河原美化センターのごみ焼却処理施設の維持補修工事は、衛生組合が計画的に進め、年度ごとの補修工事を実施しているとのことであります。工事の発注方法については、基本的には競争入札により発注し、緊急工事等は随意契約で発注しているとの結果を聞いてきております。

当町におきましては、今年度、第三者機関による精密機能検査を実施しました。その結果、運転状況は、ごみ搬入量に応じごみ焼却処理及び粗大ごみ処理も適正に行われており、また、公害防止状況は施設設計基準値に適合しておりました。処理能力に係る設備・装置等につきましては、粗大ごみ処理施設の一部に経年劣化等による損傷が見られますが、ほぼ良好な状態で維持管理されております。

しかし、ごみ焼却処理施設については、燃焼設備の炉本体耐火物及びストーカ、灰出設備の灰固化装置、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備のバグフィルター等の一部に経年劣化等による損傷が見られ、また耐用年数を迎える機器もあることから、18年度から５年間の維持管理計画を策定しております。

これからは、湯河原町真鶴町衛生組合の発注方法等を参考に、極力、競争入札方式を導入するなど、工事発注方法の検討を行い、施設の延命化と維持管理経費の軽減に向けて努力してまいりたいと考えます。

また、人員配置の問題を指摘されましたけれども、この点については十分

検討して、適正な管理運営ができるように検討してまいりたいと思います。

次に、町道の管理についてであります。

道路は、地域の活性化や生活環境の改善、交通安全及び緊急車両による通行等の防災上の安全確保、そして地域文化の交流と町民の皆さんが生活する上で欠くことのできないものでありまして、住んでいる人たちと一体となって道路の利便性を保つということは、非常に重要なこととなります。

町は昭和40年代から町道をアスファルト舗装にすることを積極的に推進してきましたが、道路が舗装されるに伴い、砕石道路で必要とされた補修の必要が少なくなり、住民の皆さんの協力で行われてきた、荻島議員からも話がありました道普請などの行事がなくなったのであります。

その結果、道路の維持について住民の皆さんが直接かかわる機会が少なくなり、愛着も薄れ、地域の公共空間であった道路がいつしか通過交通のための道路となり、その維持や草刈り処理が行政の業務として年々増加してきている実態があります。今後の財政事情からも、約3,600路線で延長が700キロメートルもある町道のすべてを、地域住民の皆さんの協力なしで維持管理していくことは考えられません。

現在、町は、草が生えて見通しが悪くなったり、通行の障害になる路肩の草刈りや側溝の清掃を業者に委託しておりますが、地域住民が参加し、清掃活動を実施している行政区もあります。このように現在も町民の皆さんの協力を得て管理を実施しているわけで、すべての道路管理を行政だけでできるものではありませんので、地域住民の皆さんの協力をいただき、適切な維持を実施することにより、健全な道路環境の実現を目指したいと考えております。

茨城県や近隣市町村等の道路管理状況を申し上げますと、茨城県やつくば市、取手市では、道路の里親制度を推進しております。

道路の里親制度とは、1985年にアメリカ・テキサス州におけるハイウェーの美化清掃事業において導入され、その後、幅広い市民参加を得る手法とし

て全米に広まった、市民と行政の協働を進めるための一手法であります。道路の一定範囲について、地域住民やＮＰＯ、企業が自発的なボランティア活動を行い、行政と住民がパートナーとなり、住民みずから責任を持って適正な維持管理を行い、美しい生活環境をつくり出していこうとする新しい取り組みであります。

道路の里親制度は、行政の号令や指示によるものではなく、住民の主体的かつ自主的な任意の取り組みに任せることに意義を有するものであります。道路の維持補修工事等の本格的なメンテナンスは、基本的に道路管理者の責任でありますが、清掃美化については、みんなが道路と親しみ、触れ合い、美しく安全に楽しく利用するために、町民が自主的に参加できる体制が必要と思われます。

現在、町の美化活動については、行政区を初め、さまざまなボランティアの方々が取り組んでおられますが、これを一歩進めて、みんなが利用する道路や公園などの公共施設を子供として守り育てていくような活動に対し、行政として協働と連携をとる必要があると思います。

そのためにも、議員御指摘の支援や助成内容を含めた検討を行い、町民が積極的に参加できる制度についていろいろと検討していきたいと考えます。議員の積極的な御協力もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　21番荻島光明君。

○２１番（荻島光明君）　御答弁ありがとうございました。

基本的な流れとして大変結構な御答弁だったと思います。ただ、一つだけさらにお聞きいたします。

それは、ごみ処理場に関してですけれども、職員の増員についてでございます。これまで話を町の方で聞きますと、ごみ処理場は、正職員３名、それからパートさんが２名、５名体制でやってこられたと。しかし、いろんな事情があって、今年度特に１名減じて正職員２名、それからパートさん２名の

現体制になっているという話を聞いております。

そうした事情はよくわからないのですが、状況でもありますことから、本来は正職員３名が必要なのではないかというふうに、私はそんな話を聞いて考えました。いかがなのでしょうか。通常であれば、これまでの３名から正職員を１名減らして２名でも十分やっていける体制なのか。しかし、そうであっても、今私が提起したような積極的な取り組みを行って、大幅なごみ処理場の経費の削減を求めていくならば、これはどうしても少しの間はやはり１名増員というのが必要なことだろうというふうに思います。

この点、町長にはよく御検討いただいて、担当課と相談をして、その目標は，湯河原美化センターのような大幅な削減をかち取るというところで、職員の体制を確保していただければというふうに思います。

この１点だけ、ちょっと町長のこれから大いに検討するという御答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　人員配置の問題については、答弁の最後に触れさせていただきましたけれども、適正な管理運営ができるよう検討してまいるということは、適正な管理運営、湯河原町真鶴町衛生組合の場合、いろいろ勉強させていただきましたけれども、その辺を参考にして、やはりある意味では検討が不十分な点がかなりあったと判断せざるを得ないということで考えておりますので、適正な管理運営という内容を早急に詰めまして、それに対応できるような体制を考えていきたい、そう思います。

○議長（小松沢秀幸君）　21番荻島光明君。

○２１番（荻島光明君）　ありがとうございました。よろしくお願いをいたします。終わりとします。

○議長（小松沢秀幸君）　これで21番荻島光明君の質問を終わります。

休会の件

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第２、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、３月９日から３月16日までを休会にしたいと思います．これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（小松沢秀幸君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後　１時３０分散会

第　　4　　号

〔 3 月 17 日 〕

平成１８年第１回阿見町議会定例会会議録（第４号）

平成１８年３月１７日（第４日）

○出席議員

１番	小松沢　秀　幸　君
２番	柴　原　成　一　君
３番	浅　野　栄　子　君
４番	難　波　千香子　君
５番	紙　井　和　美　君
６番	青　山　正　一　君
７番	石　井　早　苗　君
８番	藤　井　孝　幸　君
９番	千　葉　　繁　君
１０番	吉　田　光　男　君
１１番	久保谷　　実　君
１２番	吉　田　憲　市　君
１３番	滝　本　重　貞　君
１４番	天　田　富司男　君
１５番	倉　持　松　雄　君
１６番	大　野　孝　志　君
１７番	櫛　田　　豊　君
１８番	佐　藤　幸　明　君
１９番	諏訪原　　実　君
２０番	岡　崎　　明　君
２１番	荻　島　光　明　君
２２番	細　田　正　幸　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	川田弘二君
教育長	大﨑治美君
町長公室長	木鉛　章君
総務部長	大崎　誠君
民生部長	石井定夫君
経済建設部長	臼田計律君
都市開発部長	糸賀富士夫君
教育次長 兼学校教育課長	大竹利一君
消防長	神林柳司君
水道事務所長	渡辺清一君
都市開発部次長 兼都市計画課長	茂田義巳君
総務課長	瀬尾房雄君
企画課長	坪田匡弘君
財政課長	松本功志君
収納課長	竿留一美君
総合保健福祉会館長	大﨑　匠君
社会福祉課長	飯野利明君
国保年金課長	野口静男君
建設課長	黒井　寛君
生涯学習課長	北澤正一君
消防次長兼消防課長	大津　力君

○議会事務局出席者

事　務　局　長　栗原繁樹

書　　記　青山公雄

平成１８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第４号

平成１８年３月１７日　午後１時開会

日程第	１	議案第　１号	阿見町国民保護協議会条例の制定について
日程第	２	議案第　２号	阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
日程第	３	議案第　３号	阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
日程第	４	議案第　４号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
		議案第　５号	阿見町介護保険条例の一部改正について
		議案第　６号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
		議案第　７号	阿見町火災予防条例の一部改正について
		議案第　８号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
		議案第　９号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第	５	議案第１０号	平成１７年度阿見町一般会計補正予算（第６号）
		議案第１１号	平成１７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
		議案第１２号	平成１７年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）
		議案第１３号	平成１７年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）
		議案第１４号	平成１７年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１５号　平成１７年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１６号　平成１７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１７号　平成１７年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第　６　議案第１８号　平成１８年度阿見町一般会計予算

日程第　７　議案第１９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第２１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第２２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第２３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第２４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第２５号　平成１８年度阿見町水道事業会計予算

日程第　８　議案第２６号　町道路線の廃止について

議案第２７号　町道路線の認定について

日程第　９　行政改革について

日程第１０　議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午後　１時００分開会

○議長（小松沢秀幸君）　定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第１号　阿見町国民保護協議会条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　日程第１、議案第１号、阿見町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員長千葉繁君、登壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、３月９日午前10時に開会し、午前11時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の７名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員13名、議会事務局より３名の出席をいただきました。

議案第１号、阿見町国民保護協議会条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論も

なし、採決に入り、議案第１号、阿見町国民保護協議会条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　私は、この議案第１号、阿見町国民保護協議会条例の制定について反対討論をいたします。

さきの本会議でも、質疑いたしましたけれども、この協議会の条例は、仮定の武力攻撃事態における国民の保護のための措置というふうになっておりますけれども、現実的にはあり得ない、いわゆる日本の平和憲法、日本国は武力行使による交戦権を認めないと、戦争を行わないという国において、必要ない条例だというふうに思います。そして、過去のいわゆる日本の経験、軍隊の経験に照らしてみても、日本の軍隊が国民を守ったという歴史はございません。

この条例は、国民の保護という名目になっておりますけれども、本質はいざ鎌倉、攻撃事態が起きたならば自衛隊が民間の施設を無断で、法令１本で利用する、いわゆるそこのけそこのけ自衛隊が通るという内容になるというふうに思います。

そういう過去の経験、それから、この法律を制定して、あたかも国民の保護のために条例を制定するという名前になっておりますけれども、内容は国民を犠牲にして自衛隊がまかり通ると、そういう本質だと思います。そういう条例は断じて認めることができませんので、反対をいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　細田議員が歴史的なこととか、るるこの協議会条例

について自衛隊が参加することに対して反対ということを言っておりますけれども、過去の事例、軍隊のあり方等々はいろいろ問題はあったのかもしれません。ただ、現在において、そのような解釈もしくは言動がこの時代に当てはまるかどうかということで、大きなことは別にまた討論するといたしまして、本阿見町の国民保護条例については、当然この協議会を設定することは大賛成でございます。

例えば、この小さな阿見町のことを考えますと、現在阿見町には自衛隊のＯＢもしくは現職の自衛官が、阿見町の町政発展のために、例えば区長さんとか区の役員、体育指導員、まいあみ祭り、国際交流、いろんな面で行政の発展に貢献をしております。まして、国民を保護する中核にある自衛隊がこの協議会にメンバーとして参加しないということはあり得ないというふうに私は思います。国民を守る三本柱というのは、自衛隊と消防と警察なんですよ。この３つが１つ欠けても国民は守られません。

したがいまして、この自衛隊を運用する、部隊の運用、それから指揮系統、もしくはどのような部隊を投入できるか、こういうのは一般の人たちでは理解はおよそ難しいことでございます、そのためのプロ集団ですから。したがいまして、そういう三本柱が欠けたような協議会では甚だ国民の、阿見町民の生命・財産を保護するということは、甚だおぼつかないという面が出てくると思います。

したがいまして、当然私は、この自衛官が阿見町の保護条例協議会のメンバーに参加することは当然であり、大々賛成ということで、賛成討論をいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第１号は原案どおり可決することに決しました。

ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は22名です。

議案第２号　阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第２、議案第２号、阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員長千葉繁君、登壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　引き続きまして、議案第２号、阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論もなし、採決に入り、議案第２号、阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決すること

に決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。22番細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　議案第２号について反対討論をいたします。

これは、第１号に引き続いて、具体的に緊急対処事態対策本部条例を制定して、組織をつくるという内容でございます。この内容を見ますと、第３条に、国の職員、これは自衛隊というふうに読みかえるという説明がありましたけれども、その他の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができるということになっております。

これは、明らかに私は地方自治法に違反するのではないかというふうに思います。地方自治体の活動に自衛隊が介入するということをこの条例でもって保証するという内容になっております。百歩譲って、出席させたときはという表現ですから、町長というか本部長が出席させないということになれば、出席させなくても構わないようになっておりますけれども、緊急事態になった場合には、当然そういう情報は自衛隊が独占するわけですから、参加させるというふうになるんだろうというふうに思います。

そういう点からいえば、自治体にいわゆる自衛隊の武力、それが介入するということは、戦前の軍国主義の二の舞になる。それから、今、第１号で同僚の議員が賛成討論しましたけれども、いわゆるその中で、国民防衛の保護の中核に自衛隊があるんだというようなことがよく言えるなというふうに思うんですね。過去のいわゆる日本の、今から60年前、70年前の歴史を見れば、日本の軍隊が国民を保護したという具体的な例は一件もないんです。

例えば、沖縄の地上戦を見てみてください。沖縄のいわゆる県民をアメリカ軍の前線に押し出して、そして、負けてきたらば自決を強要したではあり

ませんか。それから中国大陸では、いわゆる開拓農民、満州へ開拓農民を出して、軍隊はソ連の侵入があるとなったら、一先に自分の家族と高級軍人は後方へ退却して無垢の開拓農民を残す、そういう歴史があったではありませんか。それで、自衛隊、いや軍隊が国民を守ったなんて言えますか。歴史は、軍隊は国民を守らないということを証明しているんです。その流れの中にある自衛隊が国民を守るなんていうのは、どう考えたって考えられないでしょう。私は、この問題を総務常任委員会で、何の討論もなく通したということについても大いに疑義を感じます。

また、藤井さんは自衛隊出身だから自衛隊の擁護をするのかもしれませんけれども、いわゆる町の中で自衛隊が住んでいるとか、社会活動をするというのは、それは当たり前のことでしょう。自衛隊の国民保護のこととは全然関係ないと思います。

そういう点で、自衛隊が今後もいざというときに国民を守ってくれるというのは、私はあり得ないというふうに考えますので、いわゆる自治体の中に国の軍事組織、そういうものが入るということについては断固反対したいというふうに思います。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

８番藤井孝幸君。

○８番（藤井孝幸君）　賛成討論をいたします。

るる先ほども言いましたけれども、歴史的な考え方、思想信条の違い、当然共産党の方とは違うと思います。私はもともと自衛隊ですから、そういう反対の考えでおることは当然だと思いますけれども、地方自治に自衛隊が参加するという、これは参加することを国から強要されているわけではないんですよね。国が参加させようと言っているわけではないんです。地方自治については、あくまでもこの条例に関しては、地方自治体の長が要請するわけです。

したがいまして、地方自治体の長が要請するということは、それなりの意

義があるということなんです。先ほども言いましたけれども、国民の保護の中核となるというのは自衛隊と消防と警察、自衛隊だけではないんですよ。それが１つ欠けてもだめだという、本来の目的は果たせないという、こういう大きな柱があるわけです。

そして、国も、例えば、この国民保護法ができたというそもそもの原因は何ですか。やはり皆さん方の記憶に新しいと思いますけれども、北朝鮮の不審船が日本海で闊歩して、海上保安庁が威嚇射撃をしましたけれども、それにも応じず、反抗しながら自爆自沈をしたという、日本近海にはそういう大きな事件が結構あるわけですよ。ロシアの潜水艦が日本の沿岸に出没するという、もしくは領空もそうです。そういう懸念があるからこそ、日本政府は、日本国は、国民を保護する必要があるという、10年前ではこんなことは考えられませんでしたよ。だた、卑近にそういう事件が起きるからこそ、国民を保護する、テロから、侵攻から保護する必要があるということに基づいて、そして、県から市町村にこの条例というものがおりてきているわけです。

したがいまして、地方自治に介入するとか、そういう問題ではございません。あくまでも国民の生命・財産を守るという、そういう観点からプロの集団が参加するのは当然であるということを申し上げて、私は賛成討論といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第２号は原案どおり可決することに決しました。

議案第３号　阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第３、議案第３号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成18年３月10日午前10時開会、午後２時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は８名全員でございます。それに、小松沢議長が出席いたしました。議会事務局より栗原局長、青山主査、山崎係長が出席いたしました。また、執行部より川田町長ほか18名の幹部諸君が出席をいたしました。

付託案件の議案第３号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について審査をいたしました。

質疑を許しましたところ、この条例で定数のことだけを質問すべきか思案したところなんですが、できれば審査会の目的とか審査の内容、委員５人の

内訳というか予定があれば教えていただきたい。また、初めてできる条例だと思いますけれども教えていただけたらありがたいという委員の質疑がございました。

これに対しまして、執行部より、まず前段に、なぜこのような法が制定されたのかということからお話しして、目的とか制定の説明ですが、先ほど言われましたその順番で話していきたいと思います。

障害者には、身体障害、知的障害、精神障害と３つの障害がございます。これまでは、精神障害は別の制度の中で運用されていました。それを今度、３つを一緒にするという法の制定なのです。そういう福祉サービスを一元化しまして食費の自己負担化、そういうものや、障害者支援を施設での保護中心から地域生活・就労中心に変えていこうというと、こういったことから始まったわけで、国は平成15年度から身体と知的障害者に導入されていました支援制度というのがございます。この内容については、在宅で利用できる居宅サービス、居宅生活支援と、もう一つ施設入所、または通所者が利用する施設訓練等支援がございました。

こういった制度で運用されていましたが、その中で、障害者は所得に応じて費用を負担する仕組みで、ホームヘルプサービスなどの利用をする場合、９割以上の障害者は負担なしで済んでいました。しかし、予想を超える利用で、国は巨額の予算不足に陥った、そういう反省点から、基本的にサービス料に応じて本人が１割負担するという仕組みを導入したわけでございます。

サービスの費用や障害に関する医療の１割負担を導入すると、こういうことでございます。また、実施主体を町村に移しまして、県はバックアップに回ると。今出ています市町村審議会を設置すると、障害福祉計画、これからなんですが策定しまして、計画書の整理を図る、相談支援事業の充実としまして地域自立支援協議会、これも18年度に入ってからでございますが、こういうものも設置することになっております。

大きく分けますと、この自立支援法は、自立の支援医療、医療の方と障害

福祉のサービスに分かれます。そういった中で、医療費の一本化、これは平成18年４月１日からなんですが、これが一本化になります。

これまでは、更生医療、これは身体障害者なんですけれども、それと知的障害者の育成医療というのは、家族全員の所得額による応能の負担でした。精神の通院料は５％が自己負担という形で、国保の方は国保で負担しておりました。４月１日からは、原則として上限額まで１割が自己負担、低所得者、あとは高額な所得者等もありますので、この辺はいろんな設定があります。

もう一つの障害福祉サービス、これは本則の支給は10月１日からになりますが、それまでは今までの形で運用していくということです。これまでは、居宅生活支援利用者の所得額に応じて応能負担ということ、食事においては、通所施設、デイサービス、ショートステイでは自己負担がございました。施設訓練等の支援については、利用者の所得額に応じた応能負担、食費及び光熱費は公費に含まれていました。これからは、居宅も施設も希望するサービス内容で、原則１割の応能負担ということになります。それと、通所施設の食費については実費負担、入所施設の食費及び光熱費については実費負担というふうになります。

市町村がその支給要否を決定しまして行っていくわけなんですが、そのために委員さんの意見を聞くために設置いたします。委員の定数としましては、１合議体５人ということになっています。ですから、うちの場合は、１合議体を標準の５人と考えて、今回出しています５人という定数で出しているということでございます。

構成メンバーの話もございましたけれども、構成メンバーとしましては、医師、これにつきましては整形外科、精神、それに内科等、それに社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、臨床心理士、心理判定員、施設サービスの事業者などのうちから５名を、これから今月末を目標に選定していく予定でございます。介護の方の縮小版と考えてよいと思います。この審査会については、隔週、一週置きに開くという考えでおります。以上のようなことで

ございますという説明がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし、議案第３号、阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第３号については、以上の経過でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案どおり可決することに決しました。

議案第４号　阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第６号　阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第７号　阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第８号　阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第９号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第４、議案第４号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第５号、阿見町介護保険条例の一部

改正について、議案第６号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第７号、阿見町火災予防条例の一部改正について、議案第８号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第９号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上６件を一括議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長千葉繁君、登壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　議案第４号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、今回給与改正を行った場合、今後どのぐらいの削減になるのかとの質疑に対し、現行制度と比べると月額500万円くらいの削減ができるとの答弁でありました。

また、先日発行されたあみ広報の中に、職員給料の平均が700万円程度と出ておりましたが、給料表から見たらどのぐらいの号俸になるのかとの質疑に対し、現行の給料表からいうと５級15から16号になり、年齢で言いますと43歳ぐらいになるとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、採決に入り、議案第４号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第７号、阿見町火災予防条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論もなし、採決に入り、議案第７号、阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第８号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論もなし、採決に入り、議案第８号、阿見町手数料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第９号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国民保護協議会の運営に当たりまして、委員数とどのくらいの会議を開く予定なのか尋ねますとの質疑に対し、委員の定数は35名ということにしておりますが、大体20名前後になるかと思います。また、この計画の審議をしていただいて、答申を上げてもらうことになりますので、会議は一、二回で済むのではないかと思っています。この際の費用は、お一人6,000円の20人程度の回数分という予定をしておりますとの答弁でありました。

また、学校教育指導員の報酬を月額から時間額にした理由と、これによって全体的な報酬の増減はあるのかとの質疑に対し、時間額にした理由としましては、特に夜の時間に勤務することが多くなったため、報酬面もこれまでとは違った対応をしていかなければならないとのことから、改正案を出させていただきました。また、全体的な費用の変動につきましては、今のところ余り変わらないと見ていますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論もなし、採決に入り、議案第９号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　引き続き、議案第５号、第６号の審議経過を報告いたします。

議案第５号、阿見町介護保険条例の一部改正について。

質疑を許しましたところ、委員より、介護料額推定ということで、かなり今回は詳しく載っておりますけれども、できましたら阿見町の構成人数と所得とか細かく今回は分かれておりますけれども、詳細を詳しく再度御説明願いたいという質疑がございました。

執行部より、今回の主な条例改正の内容としましては、介護保険料の所得段階の変更、いわゆる介護保険料、平成18年度から20年度までの保険料について定めたものでございます。ここで、定めてございますのが65歳の方、いわゆる第１号被保険者といっておりますけれども、こちらの保険料でございます。

現在の当町の保険料の水準でございますけれども、基準の月額でいきますと2,900円、全国平均では3,293円と、全国平均よりは低い額となっておりますけれども、この保険料につきましては、３年ごとに見直すということになっておりまして、今回の改定では、平成18年度から20年度までの３年間の保険料を決めるということになっています。

保険料の算出に当たりましては、65歳以上の人口、要介護認定者数の推計、それから施設サービスですとか在宅サービスの見通しに基づきまして、介護保険のサービス全体でどれくらいの費用がかかるのか、それを予測しまして、その平均の19％に当たる金額、これを65歳以上の保険料として決めているということでございます。

当町におきましても、平成18年度から20年度までの要介護認定者数、それからサービス料の推計を行いまして、介護保険事業計画を定めまして、それに基づいて平成18年度からの保険料の推定を行いました。基準の月額で申しますと3,200円、基準月額でいくと現在より300円の引き上げということでご

ざいます。以上の説明がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第５号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第６号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第６号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員会の審議について御報告いたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。21番荻島光明君。

○２１番（荻島光明君）　議案第５号、阿見町介護保険条例の一部改正について反対討論をいたします。

今ほど委員長より報告がございましたが、この条例改正は、18年度から20年度までの３年間、65歳以上の１号被保険者の方々が現在の料金2,900円から3,200円に引き上げられるという内容であります。

皆さん御承知のように、日本の構造改革路線の中で、国民の所得格差が大変開いておりますが、ゆゆしきことは国民の所得の半分、その半分のさらに２分の１以下の方々を貧困層と言っておりますが、この人たちの割合が非常にふえているという現状がございます。まさに日本の社会、貧困層の増大というものは目をみはるものがあります。そうした状況の中で、わずかの金額といっても介護保険者の保険料の値上げについては反対をせざるを得ません。そういうことで反対をいたします。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

初めに、議案第４号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第４号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第５号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第５号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第５号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第６号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第６号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第７号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第７号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第７号は原

案どおり可決することに決しました。

次に、議案第８号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第８号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第９号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第９号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案どおり可決することに決しました。

議案第１０号　平成１７年度阿見町一般会計補正予算（第６号）

議案第１１号　平成１７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１２号　平成１７年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

議案第１３号　平成１７年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）

議案第１４号　平成１７年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１５号　平成１７年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）

議案第１６号　平成１７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１７号　平成１７年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第５、議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）、議案第11号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、議案第12号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）、議案第13号、平成17年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）、議案第14号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）、議案第15号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）、議案第16号、平成17年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）、議案第17号、平成17年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）、以上８件を一括議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長千葉繁君、登壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、償却資産が１億円増で計上されておりますが、その内容を尋ねますとの質疑に対し、償却資産増の内容につきましては、キャノン株式会社の収益が伸びておりまして、設備投資として産業用の機械が導入され、その償却資産分の増額であり、キャノン１社だけの計上でありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、採決に入り、議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）うち民生教育常任委員会所管事項につきまして審議をいたしました。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について審議をいたしました。

質疑を許しましたところ、委員より、補正予算の国民健康保険税の補正額が1,685万9,000円ということで出ておりますが、これは未納と理解してよろしいのでしょうか。それから、国保税の収納率が17年度にどれくらい予測されたのか。多分、18年度予算を組むときに当然勘案して組んでいるとは思うんですけれども。ちなみに平成15年、16年度の阿見町の収納率は、15年度が86.93、16年度が86.99で、茨城県下83市町村あったときに79位から80位くらいの下の方を低迷している収納率ということでございます。

そういうことで、第１の質問は、収納率が17年度でどれぐらいの予測をしたのか。それから、滞納理由などがわかっておれば教えてもらいたい。もう一つは収納率を向上させる方策がないのかどうか、強行策も含めて、その方策はどうなのかということを質疑いたします。

また、16年度の会計監査で収納率を向上することが、強化が必要だという監査の意見があるんですが、それをどのように反映したのか。３番目の質問

は介護保険の給付費がございますが、療養諸費というのは、入院とか治療したときの治療費だと思うんですが、これが１億1,900万円近くの補正を組んでおりますが、昨年の12月にも３億近くの補正を組んでおります。補正だから予測はされていなかったと思うんですけれども、これの薬をもらう方、入院する方、給付を受ける方が予測された以上に多かったのか。この３つ、収納率はどのくらいの予測をしたのか、滞納理由の調査はこれはわかれば。それと会計監査が言うように、収納率を強化しなさいと、町税も含めて収納率を強化しなさいという監査報告があったように、どのように17年度の１年間をやったのか。それと給付費の見積もりが甘かったのか、治療を受ける人が予想もつかないほど多かったのか。この３つの点についてお伺いしますという質疑がございました。

執行部の方より、第１点目の収納率でございますけれども、平成17年度の見込みとしまして87.2％を見込んでございます。ちなみに現年度なんですけれども、18年の１月末現在で収納率の方が70.40、前年同期と比較しますと0.31ポイントの上昇というふうなことでございます。

２番目の収納に対しましては、強化はどうなったかということでございますけれども、収納につきましては、収納課の方と連携をとりまして、収納課の職員、さらには収納嘱託員、それと国保単独におきましての収納対策、さらには管理職等についての収納対策などで強化の方を図っているというのが現状でございます。

それと３点目なんですけれども、医療の方の給付費というようなことで、今回補正をしているというような状況でございますけれども、こちらの方につきましては、12月にも補正はしましたけれども、医療費の方の一般、それと退職の方も含めまして医療費の方が増嵩しているというふうなことも含めて増額したと。ちなみに一般の方で見ていきますと、３月の診療分から11月の診療分につきまして、月の平均ですけれども１億2,884万9,000円ほど、退職の方につきましては３月から11月の診療分、平均で5,964万円、それと退

職の方で９月と10月というふうなことで比較しますと、９月の診療が5,529万円、それと10月分におきましては7,469万7,000円というふうなことで、かなりの増嵩が出ているというふうなことでございます。

これらの増嵩の理由とか分析ということになりますけれども、こちらの方につきましては、退職の方につきましては、退職の方の加入の方が18年１月末と17年１月末の方とでは15％増というふうなことで、人数の方も退職制度の方へ加入する人数が増している、さらには、70歳から74歳までの前期高齢者というものが老人の方に移行しないで国保の方で見ているということで、医療費の方につきましても増しているという状況がございますという説明がございました。

また、委員から、この収納率の向上についてもやはり何か手を打たないと向上はしないと思うんですよね。阿見町の町民が79位とか80位とか収納率が悪いというのはどこかに原因があると思います。この原因をしっかり突きとめて、払わなければならないものですから、払って、何だ、おれはもう払えないと、払い損ない損にさせないよう町が対策をどんどんしていかなければならないと思う。せめて収納率を県の平均にするぐらいの努力はやはりやればできると思うんですよね。そこの努力をまずしていただきたい。また、それが可能かどうか、お答えしてもらいたい。

それから、１人当たりの保険給付費では、阿見町では15年度で17万6,000円で、16年度が18万4,000円というふうになっております。これも県内で一番高い。これは古い資料ですけれども、12年度も一番高いです。給付費が15年度では県内５位で高い。要はたくさん給付しているということなんですね。だから、病人が多いといえばそれまでなんですけれども、そこもやはりこれはもう一つの課だけでできるものではない、町全体でこの問題に取り組まないとできないというふうに思います。

国保税にしても、国保税は納める人が少ない、給付費は県内の各市町村よりもはるかに高い、こういうのはどこかに原因があると思います。先ほども、

せんだって西会津町に私も行きましたけれども、やはりトータル的な健康管理というものをやるわけです。だから、そこはある程度何千万かかけて、医療大もあることだし、東京医大もあります。阿見町は健康プラン21とかいろんな施策をやっております。それはよくわかりますけれども、一向にその給付も減らないということになれば、トータル的に健康管理というものを大学と連携して調査をして、阿見町の町民にどこに給付が上がる原因があるのか、そういうのはやはり調査すべきだと思います、こういう意見が委員の方からございました。

執行部より、国保の方につきましては、３月、４月、５月に、さらには11月と12月と重点的に滞納整理、国保単独でも行っているふうにやっております。確かに１％上げるというのはかなり厳しいという状況ではございますけれども、極力そのような努力をして、税収を上げていくというようなこと、また、収納課の方と連携をしまして、今後どのような形でできるのか、また、その法的とかそういうふうなものも含めた中で考えていきたいというような答弁がございました。

また、委員より、国民健康保険の積立金についての質疑がございました。この現状がどうなっているのか教えてもらいたいという質問に対しまして、執行部より、基金積立金の方でございますけれども、こちらの方につきましては、基金積み立ての利子の収入額というふうなことで、１月末現在で１万5,123円上がっております。それで、年間の方につきましては３万円というふうなことで見込んでございましたが、基金積み立ての方につきましては10万円単位というふうなことになります。その不足額につきましては、一般の方の財源から充当するというふうなものでございます。また、基金の現状につきましては、平成17年度におきましては１億7,350万円ありました基金が、平成17年度見込みにおきましては１億6,740万円を取り崩すというふうなことで、現在につきましては、基金残高は610万円ほどというのが現在高でございますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第11号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号、平成17年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）について審議をいたしました。

質疑を許しましたところ、委員より、あみ広報２月号に、受給者１人当たり64万3,333円ということでございますが、これも年々増加をしておる。その原因には、ここにも書いていますように発病率、受診率が高い、生活習慣病などの慢性疾患が多い、入院期間が長期化しやすいということになっております。広報では、これが年々上がっている。先ほども言いましたけれども、近隣の市町村と比べてみて高いのか安いのか、全国平均にはちょっと安いですけれども、全国平均は75万6,000円ですから１人当たり11万3,000円ぐらい安いですが、阿見町で見ますと給付額が64万3,333円、こういうふうになっておりますが、この8,600万円の補正も近隣の市町村と比較して高いのか低いのか。もし高いのであれば原因はどこにあるのか。発病率とか受診率とか高いと書いてありますけれども、まず、とりあえず、近隣の市町村と比べて高いのか安いのか教えてもらいたい。

それから、先ほども言いましたけれども、トータル的な健康づくりをやらなければならない。老人医療だけでもしようがないんですけれども、今後どのようにすればいいのか、この辺の原因はわかっているのかどうか。また、それを絶つ方策、いろんな答弁で健康プラン21でやっていますというような説明がございますけれども、それでも年々給付費が上がっていることは、やはりその施策は有効ではないと言わざるを得ない。そこを健康づくりというかトータル的な健康づくりをやらないと、この受給率がどんどん上がっていくと思います。このトータル的なことをどうすればよいのか考える余地があるのか説明していただきたいという質疑がございました。

執行部より、１人当たりの医療費の近隣市町村との比較というふうなこと

でございますけれども、この点については、今資料がございませんので後で答弁します。それからトータル的な健康づくりということで説明がございました。これは、介護保険の方にも関連しますので、介護保険の方では介護保険のデータベース化ということで県立医療大学の方と現在連携をとっております。介護保険の要介護認定者のデータを、例えば要介護になった原因、これは当然疾病、どういった疾病に基づいて要介護状態になったのか、そういったものをすべて細かく分析することによって、基本は要介護状態にならないためにはどうしたらよいか、そのためにはどのような対策をとっていったらいいのかというようなことで連携を図ってございます。

概要等を簡単に申し上げますと、３年区分ごとの要介護認定者のデータ、例えば何年生まれといった場合には、その何年生まれの前後３年間、そういった方のデータを細かく分析しまして、例えば何年生まれの階層に男女別の要介護状態のピークが来ているのか、それからその原因、疾病は何か、これを継続的に処理することによって、例えばいつの段階、男女別で何歳くらいのとき、どのような対策をとればより効果的であるか、こういったものを分析しまして具体的な施策につながるというようなことを目標に、連携を現在図っております。まだ具体的な施策というところまでは行ってございませんが、そういったところで現在努力しているところでございます。

御承知のように、これから高齢化社会になってくるということで、現在の65歳以上の人口が500人ぐらいでございますけれども、今55歳を見ますと900人ぐらいなんです。となりますと、この団塊の世代の方が65歳に達したとき、相当な要介護の状態が発生するだろうということでございます。その予測される介護需要に対しましては、事前に各種の介護予防施策を講じる、それによって、結果的に要介護需要が圧縮できる、いわゆる健康な方をふやすということで、施策に対する評価なども可能になってくるということでございます。

基本は、疾病分類による介護予防対策、医学的、それからそういう学術的

に基づいたケアを行っていくということで、介護の要因となった疾病、これをカテゴリーごとに分類して、それに応じたきめ細かな対策をとっていけないかどうか。介護の原因となりますと痴呆、それから脳血管疾患、骨折、関節症、リューマチとかそういったものが多いんですけれども、それぞれごとに分類して、分析して対策をとっていく。いわゆる大きな網をかけるのではなくて、それぞれの原因に基づいて、ピンポイントな対策をとれないかどうか、それによって介護需要を圧縮していくというようなこと、そういうものを継続的にデータをとることによって、本当に必要な対策が講じられないかどうか。現在、今そのような取り組みをしているということで、その辺が具体的になりましたら、施策の方で予算の方に反映して、実際の施策に展開して、それもやりっぱなしではなくて、その後継続的に経過をとっていく。

その結果、同じ今の要介護状態、例えば70歳の方の要介護者が何人いて、それぞれがその施策をとることによって、例えば５年後、10年後に同じ70歳になったときに、全体の人口に対して要介護者数がどれだけ圧縮されているか、それで目に見えて評価ができるということでございます。医療大学と引き続き連携をとりながら、さらに具体的に一歩ずつ進めていきたいということで、データベースの取り組みということを５次総の方でも位置づけさせていただきました。引き続きこれは続けていきたいというふうに考えておりますという説明がございました。

また、委員より、今、施策をしても結果が出るのが10年、20年の後なんですね。だけれども今やらないと、この医療給付費がどんどん上がっていくわけです。そうしたら、まだ足らないから町民に税を負担させるというような形になります。この悪循環になると思うので、今のうちにトータル的な施策を講じる必要があると思います。例えば医療大があるのに、本当にここに書いてあるように発病率、受診率が高いというのであれば、何でそんなことになっているのかということを1,000万円でも2,000万円でもかけて、今、医療大学、東京医大などと連携して、その原因の分析をして、それでどうするか

ということを改めて、健康プラン21だけではなくて別の施策を考慮する必要があるのではないかと思います。その点はどうなっているのかという質疑がございました。

この点については、川田町長より、この基本的な健康対策、これの必要性については、もう十分それぞれがそれぞれの立場で認識していると思います。それで、先ほどから医療費がどんどん増嵩しているという実態があるわけでございますけれども、これはやはり老人がどんどんふえているという、そういう高齢化が進んでいることの一つのあらわれであって、それでももちろんそれぞれに対応した形で健康対策がきちんとやられるということ、これが必要なんですが、既にもう病気の状態になっている人たちが健康対策をやったからといって、すぐこの医療費が必要にならないような状況になるということは実態として、現実問題として難しいので、これから健康対策の基本というのは、やはり高齢者の人たちもきちんとした生活習慣をつけたり、運動の習慣をつけたり、そういう形を定着させて、その結果として高齢化が進行しても医者に行かずに済むような健康な状態を保てる、こういう状態をつくっていくというのがやはり健康対策の基本だと思うんです。

それから、病気になった人たちでも、それぞれの段階でそれなりの対策、余り急に進行しないとかそういう形のものもあると思いますが、やはり一番の基本は、早目にいろんな形で健康習慣、健康対策、食習慣、こういう健康についての基本的な習慣なり、そのための努力というものをきちんとやる、そういう形をつくっていくということが一番基本であると思うんです。そのことによって変わってくる、そういうことですから、残念ながら健康対策、もちろんこれからやはり健康プラン21、それ以外にといいましても、基本はそういう基本的な考え方に基づいて健康プラン21はつくられているわけですから、これを徹底させて、この効果がきちんと出るような、そういう形をつくっていくというのが一番重要だし、そのためにもちろん医療大との連携とか東京医科大学との連携とか協力とか、そういうことは必要になると思いま

す。

そういうことなので、健康対策を徹底したからといって、今すぐ結果として、ことし、来年すぐ医療費が急速に減るとかそういうことではやはり現実問題として非常に難しいことだと考えます。そういう点で、短期的な対応の問題、それから、やはり健康対策としたら、少なくともある程度中期的な対応、そういう形での見方で健康対策全般についてを評価していかなければならないのではないか、そう考えております。

そういう点で、例えば医療費が軽減して非常に全国的に注目されている長野県などの事例を見ても、かなり長い間の健康対策、特に長野の場合は、保健婦さんなどを増員して、その人たちが徹底的にその健康対策について地域に入ってまでいろんな形での指導をしたりやってきた。その結果というものが、かなりの長期の間に成果として出ております。一人一人の町民がそれらを実施するような形をつくっていかなければならないわけですから、そのことが一番大事だろうと考えています。

そういう点で、せっかくつくった健康プラン21、この考え方でいろんな形で考えておりますので、その考えた内容というものを、どういう形で多くの町民に理解してもらって、日々の生活の中で実践する、そういう形をつくっていくかどうかということが一番重要だと考えております。ある程度これは全体の議論としてはどうしても一般論になってしまいますけれども、こういうことをそれぞれの面で、例えば老人会とかいろんな形できちんと設定してやっていく、そういうことをこれから地道に続けるということが、健康対策の基本であると考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいという答弁がございました。

また、委員から……

〔「かいつまんで言ってください」と呼ぶ者あり〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　そうですか、長いですか。

医療費の比較について、その後、執行部より答弁がございました。

美浦村におきましては、平成15年度、年平均でございますけれども57万3,050円、土浦市64万7,108円、つくば市65万4,071円、また江戸崎と新利根、桜川の方は、稲敷市となっておりますけれども、古い江戸崎の方で56万6,973円、新利根町が55万7,326円、桜川村59万4,220円、東町61万1,325円、以上が近隣の動向でございますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第13号、平成17年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第16号、平成17年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）について審議をいたしました。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。議案第16号、平成17年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

長かったけれども、以上でございます。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、産業建設常任委員長吉田光男君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長吉田光男君登壇〕

○産業建設常任委員長（吉田光男君）　命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案についての審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、３月13日午前10時に開会し、午後２時14分まで慎重審議をいたしました。出席者は委員７名、小松沢議長の出席をいただき、執行部より川田町長を初め関係部課長14名、事務局より３名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）のうち産業建設常任委員会所管事項について。

質疑を許したところ、買ってもらえる米づくりの減額が非常に大きいのと、その上の農地情報管理システム整備事業の減額補正についてお聞きします。

どういう理由なのかお聞きしますのと、18年度はともに予算計上されていないということですけれども、その件もあわせてお尋ねいたします。

買ってもらえる米づくり産地育成支援事業の収入の部分で、483万4,000円が減額でございます。この減額の理由でございますが、これは実績に応じた減額でございます。県の事業の方で機械に対する要望がかなり多くなりまして、機械名を挙げますと、乾燥機、トラクターという要望が重なってしまいまして、県の方で予算上対応できなくなったということで、これが予算の枠から外したものでございます。

続きまして、13ページ、繰入金の９番の緑の基金繰入金、当初予算98万2,000円に対して80％以上、74万3,000円の減額になっていますが、これだけ大きな減額になった要素は何だったのか、クリーンセンターの中で、委託料が1,800万円ちょっとですね、クリーンセンターの維持管理費で3,000万円ですか、各種委託料が減額されて運営委託料が1,800万円、それから維持管理費が3,000万円、大幅な減額になっているんですが、このような減額に至った理由をお願いいたします。

運営費の委託料1,800万円の減額につきましては、ごみ収集委託料及び焼却炉運転管理委託料、粗大ごみ処理運転管理委託料等の契約による差金でございます。あと、クリーンセンターの方の維持管理費になりますけれども、こちらにつきましては、保守点検委託料及び工事請負費の維持補修費の方の減額でございます。こちらにつきましては、精密機能検査というのを17年度行って、その結果により、今年度発注分が減ったというようなことでございます。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし、討論を終結し、採決に入る。議案第10号、平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）。

質疑を許したところ、４ページの下水道費で、先日用地の交渉で時間を要したための金額と言って7,466万7,000円計上しておりましたけれども、これは、時間を要したというのは、これを計画した時点で交渉に入って、まだ18年度に予算計上しなければならないほど時間を要してしまったのが原因なのか、金額なのか、その辺の状況をお知らせ願います。

繰越明許の7,466万7,000円について、これについては、内容といたしましては３本の工事がありまして、まず、荒川沖地内の五差路の近くなんですが、この箇所が繰り越しということと、あと本郷の第１区画整理地内１カ所、これが繰り越しとなっております。あともう一つが調整池の工事ということで、これは用地交渉です。いろいろ土地再生機構の方と、今回全部買っているんですが、そちらの方との交渉が長引いているという、そういうもので繰り越しとなっております。

また、７ページの維持管理費の15番目、工事請負減額8,074万6,000円維持補修費でありますが、これは大きな金額ですが、これだけ大きな金額の減額理由について。

初めに、工事請負費の維持補修費の補修工事8,074万6,000円の減額なんですが、これについては、場所が廻戸地内丸善パチンコの裏の坂のところなんです。特殊構造となっておりまして急な坂道になっておりますので、階段状に施工をしておりまして、硫化水素やカビが発生して腐食している状況となっております。今年度補修を単独費で見込んでおりましたが、国の基準の改正ということで、補助になる話があるということで、今、国と県の方に協議をいたして補助対応でやっていこうと、来年度の予算の方に計上しているということでございます。これが採決されれば茨城県で最初の補修工事ということになりますということです。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし、議案第12号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入る。討論なし、議案第14号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入る。討論なし、議案第15号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、平成17年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）。

質疑を許したところ、２ページの営業外収益というのが4,698万3,000円でありますが、この営業外収入というのは何ですか、お答えください。

この営業外収入というのは、上下水道の料金徴収一本化に係る下水道課の負担分でございます。17年度から実施予定でございますが、細部が煮詰まっておりませんので、現在、19年度から実施する予定で調整を行っております。

６ページ、一番最後のところの職員の給与だとか職員の人数だとか明細書がありますけれども、補正前が11人、補正後が９人ということで、２人ほど少なくなっています。これから調整区域の整備促進をしていかなければならないという状況の中で、今回の２人削減というのはどんな理由で削減されたのか御説明願います。

これは、当初その者が２人増員の予定で17年度に組んでおりました。でも、人数的には、16年度と人員的には変わらないということで、その２人分を減額したという形になっておりますということです。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし、議案第17号、平成17年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）については、全委員が賛成し、原案どおり可

決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号から議案第17号までの８件について委員長報告は原案可決であります。

本案８件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号までの８件は原案どおり可決することに決しました。

議案第１８号　平成１８年度阿見町一般会計予算

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第６、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長千葉繁君、登壇願います。

〔総務常任委員長千葉繁君登壇〕

○総務常任委員長（千葉繁君）　それでは、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、臨時職員の社会保険料3,000万円とありますが、どのぐらいの人数なのか。また、調理員賃金1,358万4,000円とあるが、総務費の所管で調理員とは何かとの質疑に対し、臨時職員は80名おります。また、この調理員とは、給食センターの臨時職員10名の賃金であり、時給700円くらいでありますとの答弁でした。

続きまして、総務事務費の弁護士委託料の内容を尋ねますとの質疑があり、内容につきましては、岡崎議員からの町長を被告として訴えられている裁判の費用を計上してありますとの答弁でした。

また、今後の対応として、この問題について毎回税金が使われていることに対し、法的にこれまでのようなシステムになっているのでしようがないと思いますが、できるだけ早く解決をしなければならないと思うが、今後の考え方を尋ねますとの問いに対し、まずは、受け手裁判という形をとらざるを得ないが、裁判ということになると法的な対応をしなければならないので、弁護士をお願いしていくことになります。解決方法としては和解という手法も考えるべきだというお話ですが、今の段階では弁護士の考えもあり、ある段階までは裁判を進めるということで考えていますとの答弁でありました。

次に、総務費の中で、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟負担金３万円、県百里飛行場民間共用化推進協議会負担金10万円の内容を尋ねますとの問いに対し、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟負担金につきましては、千葉県の第二栄橋から茨城県の方に高規格道路、千葉・茨城道路という構想がありまして、その道路が霞ヶ浦を渡り、県北まで延伸できるようにと、霞ヶ浦にかける橋の建設要望を関係11市町村で行うための同盟会の負担金であります。

県百里飛行場民間共用化推進協議会負担金につきましては、百里飛行場の民間共用化の準備を進めているところでありますが、新しい2,400メートルの滑走路を建設するため、県もその用地買収や駐車場の確保をしており、茨城県全市町村で民間共用化を促進していこうとのことから協議会を結成しておりまして、その負担金であります。

次に、各種負担金についてですが、郡町村会負担金、県町村会負担金、全国町村会負担金など、合併によって大分、市町村数が減っている中、この負担金は、今までと比べてどのようになっているのか。また、今後どのようになっていくと予測しているのかとの問いに対し、質問の負担金につきましては、大半は今年度と同額計上しております。しかし、一部、全国町村会負担金が1,000円微増しているものもございますが、そんなには変わっていないと思います。それよりも合併の推進により、事業自体の構成数も少なくなっておりますので、それぞれの事務局職員数も減り、かなりの削減になっています。また、今後は、このような削減が図られていくのではないかと感じておりますとの答弁でありました。

続きまして、文書管理費2,394万7,000円のうち、特にファイリング講師委託料96万円について内容を尋ねますとの問いに対し、ファイリングシステムにつきましては、数年前から取り組んでおりまして、過去の文書類をきちんと保存・保管しまして、必要なとき、いつでも取り出せるように管理するということで、このため、フォルダー化の仕方を年２回くらい業者に来ていただいて指導を受けているということです。今後はある程度、職員が理解してきましたので、回数を減らし委託料を減額していきたいとの答弁でした。

また、住民情報ネットワーク運営事業についての質疑があり、内容につきましては、これは、電算処理のリース料と委託料であり、住民登録の情報を中心に、印鑑登録、国保税、介護保険、税務課の４税と収納事務などを絡めた住民の情報をおさめた処理システムで、窓口の電算処理のシステムの費用が計上されておりますとの答弁でありました。

次に、公用車の損害保険料について、何台くらいあるのか、また、公用車リース料763万円計上されておりますが、リース車両は何台くらいになるのか。それと備品購入費で公用車の購入代金が760万円ありますが、どのような車を購入したのか尋ねますとの問いに対し、まず、損害保険料につきましては、任意保険が55台、自賠責関係が24台、それと新車購入時の新規登録分

が５台あります。また、リース車両の台数でございますが、18年度は27台になります。そして、公用車新車購入の件でございますが、普通乗用車が３台、ワンボックスタイプが１台、ごみの不法投棄に使用する車が１台の合計５台の購入をいたしますとの答弁でした。

次に、町民活動センター事業で、施設使用料187万円が計上されておりますが、経費の面など考えますと、今後も現在の場所を使っていくのがよいか疑問がありますが、今後の方針を尋ねますとの問いに対し、現在の町民活動センターの設置につきましては、いろいろな経緯がございましたが、２年半が経過し、少しずつＰＲも浸透し、利用者も年々ふえてきております。しかし、部屋が狭いなど課題もありますので、今後、様子を見ながらよい方法、よい使い方があれば検討していきたいとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、採決に入り、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　14番、天田富司男君。

○１４番（天田富司男君）　緊急動議を提出したいと思います。

口頭にて、今、非常にすばらしい委員長報告でした、簡素化で。ただ１点、やはり一番大事な裁判費用の100万円に対して、やはり町の議会で全協を開いてきちんとやるべきだということを、委員長もいたし、議長もいました。また、ほかの議員からも、この問題は、議会の信頼というものに一番やはり大きな問題を投げかけるということも言っております。

そういう中で、今回、ただこのまま何もやらないでやるということは、もう１期の議員の皆さんは全然関係ない、これが可決されれば１期の皆さんも本当にこの責任を負ってしまうというような状況、そして、各新聞をごらんになればわかるとおり、今回の食べ物の問題でも、要するに土浦でもそうい

う問題が起きております。そういう中で、議長、なぜ全協を開かなかったのか、やはりこの問題は大きな問題なんですよ。ただ単に……

〔「緊急動議の必要ないだろ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○１４番（天田富司男君）　いやそうですよ、議会全体の問題だから。

〔「常任委員会で賛成したんだろう」と呼ぶ者あり〕

○１４番（天田富司男君）　賛成したって、その問題をきちんと言っておいたんだから。

〔「だから、そんなの問題じゃないだろう」と呼ぶ者あり〕

○１４番（天田富司男君）　いや、それは、だから賛成者がいればそれでできるわけだよ。議長はどう思っているの、これ。暫時休憩なら暫時休憩にしてさ……。

○議長（小松沢秀幸君）　進行についての会議規則をきちんと確認をしてから改めて対応します。

よって、暫時休憩といたします。会議の再開を15時といたします。

午後　２時４２分

午後　３時０２分

○議長（小松沢秀幸君）　14番、天田富司男君。

○１４番（天田富司男君）　失礼しました。

やはり全協というのは非常に必要な状況なんですけれども、ここで私も総務常任委員の一人として、いろいろ問題提起をしましたが、ここで動議を取り下げたいと思います。失礼しました。

○議長（小松沢秀幸君）　それでは、暫時休憩といたします。

午後　３時０３分

午後　３時４５分

○議長（小松沢秀幸君）　次に、民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願い

ます。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　それでは、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算うち民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過を報告いたします。

質疑を許しましたところ、委員から、指定管理者制度の件で質疑がございました。これは、ことしの８月31日までに移行しなければならないかということでございます。

これについて執行部より、既にオール委託しているものについては、８月31日までに指定管理者に移行しなさい。阿見町の場合には、オール委託で、そのようなものは今のところ該当がありません。市町村のやり方で、もしできるものがあれば速やかにということで、期限はないと理解しているという説明がございました。

また、語学指導の予算で、ことしは120万円と随分削減されているが、その内容について変更があるのかという質疑がございました。

この件に対しまして、答弁は、語学指導につきましては、現在も３名の方が小・中学校で語学指導をやっていただいております。18年度も同じ予定で組んであります。語学指導の予算については、予算の使い道の先が変更になって、単価が下がって減額になったという説明がございました。

それから、委員から、出産費資金貸付事業の内容、それから子育てサポーター派遣事業についての内容を教えてもらいたいという質疑がございました。

執行部より、出産費資金貸付事業につきましては、出産費を受けると見込まれる受給者、それらの世帯主に対しまして、出産一時金というのは30万円ございますけれども、そちらの３分の２、８割の24万円を貸し付ける制度でございます。また、貸し付け件数につきましては、10件ほど見込んでいるという説明がございました。

また、子育てサポーター派遣事業につきましての説明では、前年度と比較

して102万4,000円の増額となっております。これは、社会福祉協議会コーディネーター１名の常勤化により増額となりました。子育てサポーターにつきましては、会員方式で有料の福祉サービスになっております。小学校３年生以下を対象に、利用会員の自宅または協力員の自宅で預かり、サービスを実施しております。利用会員につきましては102名、協力員につきましては24名登録がございますという説明がございました。

また、利用時間についての質問に対しまして、執行部より、利用料金につきましては、平日が午前７時から午後７時まで１時間800円となっております。午前７時から午後９時が900円となっております。また、延長料金につきましては30分未満で500円、30分以上は１時間分となるという説明がございました。

それから、委員より霞ヶ浦平和記念館整備事業で、全国に向けて阿見町のアピールをしたらどうかと、よろしいと思うけれどもその辺はどう考えているのかという質疑がございました。

執行部より、全国に発信すると、そしてお客さんが来るようにということでございますが、18年度は町民の方々にいろいろ知ってもらうということで、かすみ公民館あたりを使って講演会をやるとか、そういうものを考えております。それと、既に霞ヶ浦記念公園の方も整備が進んでおりますので、その中に平和記念館はできるわけですが、その公園とあわせて、前に県の関係の方の観光の方なんですが、ちょっと先になりますけれども東京の方から定期観光を入れる、つくばエクスプレスとの関係とか開通しましたので、その辺とタイアップしてやってはどうかなというような話も来ております。いずれにしましても、ちょっと計画が延びましたので、その辺も含めて、今後検討していきたいという答弁がございました。

また、現在の平和記念館の進捗年度につきまして、執行部より、今の計画では19年度に実施計画をやりまして、20、21年度に建設すると。目途としましては、21年の10月ごろに最短でオープンできればと思っておりますという

説明がございました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論なし、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算のうち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上報告いたします。半分以上端折りました。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、産業建設常任委員長吉田光男君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長吉田光男君登壇〕

○産業建設常任委員長（吉田光男君）　議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会所管事項について。

質疑を許したところ、104ページのふれあいの森管理事業のうち、土地の借上料についてなんですが、いつの時点かわからないんですけれども、25％、４分の１下げてくれと地権者の方に要請があり、断り切れず判を押してしまった。実際、地権者としては厳し過ぎる。その25％下げなければならない理由をお答えください。

経緯ということですが、町の財政が大分落ち込んでいるということもございます。まず、目的は財政再建ということで出発しております。それで、ふれあいの森に関してでございますが、17年度、うちの方の職員が各地主さん回りをして、細かく説明いたしまして理解を得させてもらいました。全員の理解をいただき、承諾書を交わしたところでございます。そういうところです。

財政が厳しいことは我々も理解しております。町の財政が苦しいからとはいえ、ちょっといきなりやり過ぎではないかと思うので、なぜ25％にしたのか、何も12.5％でもよかったのではないかと思うんですが、その25％にした経緯を説明していただきたいと思います。

お答えします。ふれあいの森の土地借上料でございますけれども、先ほども経済課長からもありましたように、財政再建計画の中で、土地借上料が全

体に見てかなりあるので、それについても見直しを図る時期ではないかということになりまして、その検討した結果、25％ということでございます。野球場とかそこら辺と同じようなパーセントで減額したという経緯がございます。

何とか25％を減らせないかと検討していただけるよう要望いたします。

次に、当委員会の視察研修先の環境センターでは、火災の残材や処理食材などの焼却をしている。阿見町では、焼却を今年考えているのか。今年度の予算の中に、ごみ減量化対策事業、また生ごみリサイクル事業等もだんだんごみがあって、あそこで燃さなくても済むような状況の中で進んでいる状況です。とにかく１日に70トンというような、かなり燃せる状況の中で、生ごみになってくると、ましてや分別収集もしているということで、なかなか火力も出ないだろう。それを思えば、我が阿見町でも、そういう事業に対して、これから先検討していただけるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

お答えします。火災災害、火事の残材等の搬入及び食材の搬入、植栽の木、枝等の搬入については、今、クリーンセンターの方で受け入れをしておりますということです。

それでは、それは有料か、キロ当たり幾らかお聞きいたします。

料金の方になりますけれども、一般家庭からの持ち込みについては、50キロまでは無料、それ以上につきまして10キロごとに100円、60キロですと100円、70キロですと200円というような料金になっております。事業系のごみということで、業者の方から持ち込みになりますと、最初の重さが10キロ当たり150円という形で計算をしておりますということです。

また、阿見町の公共事業の植栽管理等でございますけれども、町発注のものに対しては、町の方で処分費として見ている部分について取っておりまして、それについては料金の方をいただいております。同じ10キロ150円でございますということです。

あと、道路維持費の中で、草刈りの委託料3,693万9,000円、大変大きな委託料です。予算上見ると、阿見町は道路を維持するための草刈りはほとんどの業者が委託というふうになっていると思いますが、その内容についてお知らせください。

道路の草刈りの内容についてお答えいたします。阿見地内の雑草、路肩の雑草に関しては、東部・西部地区、２地区に分けて草刈りを実施しております。そのほかに、街路樹がたくさんございます。南平台地内、福田の工業団地、上郷、中郷西、曙地内、つくばの里工業団地、さらに今度開通します上本郷地内とその街路樹の剪定、消毒等も実施する予算が含まれておりますということです。

道路維持費の草刈り料ですが、この樹木の剪定だと、この道路の維持のための草刈り費用というのはどのくらいこの中にかかっているのかということをお願いします。

道路維持補修事業の草刈り料ですが、これはすべて道路にある植栽に係る費用でございます。

これだけの大きいお金がかかっているので、町の職員でできるものは、やはりやっていただいたらいいだろうという考え方を持っていますので、内部で近隣の市町村の状況を見て、ちょっと研究してみてください。これを要望いたします。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり、討論を終結し、採決に入る。議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会所管事項については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。22番、細田正幸君。

○２２番（細田正幸君）　私は、議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算について、反対討論をいたします。

町民要望いろいろあるわけでございますけれども、特に、町道の新設、改良については、各区からたくさんの路線が出されております。しかし、本年度予算は大幅に減額されております。これでは、各行政区からの整備要望は今年度も棚上げになるのではないかと、この点については賛成いたしかねます。

また、霞クリーンセンターのじん芥処理費、焼却炉の維持運営管理費を初め、全体の経費が割高予算になっている。これは、各業種の委託が長年随意契約でそのままになっているという、一言でいえば業者の言いなり、それが続いていて割高になっているのではないか、今後競争原理の働く入札により、経費を大幅に減額させる要因があるのではないかということを提起したいというふうにも思います。

また、農業関係予算についても、県内と比較して、農業振興費は県下最下位というふうになっております。そういう点でも、もっと増額させる必要があるのではないかというふうに思います。

また、阿見町の区画整理事業に関連して、阿見町の宣伝をもう少し強固にやる必要があるのではないか。予算の説明で、区画整理についてはホームページの改善の予算をとったという説明がございましたけれども、町全体の魅力ある宣伝、または、ホームページの改善については、具体化されておりません。そういう点については、今後阿見町の魅力を前面に出した総合的なＰＲが必要になってくるのではないかと、そのことによって阿見町に住んでみたいという人がふえれば、当然区画整理地の分譲にも大いにプラスに影響するというふうに思います。これについても早急に、今年度から既に分譲開始するわけですから、ホームページの改善、追加予算をとってでもやる必要があるというふうに思います。

また、介護保険の値上げとか国民健康保険の値上げも審議の中で明らかに

なったように、既に積立金が600万円に１億数千万……

○議長（小松沢秀幸君）　22番細田正幸君に申し上げます。

国保または介護については所管の委員会でやります。

○２２番（細田正幸君）　違うよ、それも一般会計に関連しているから言っているんですよ。

それには、やはり総合的に町全体がいわゆる町民の健康づくりですか、それを総合的にやらないとそちらの方の予算も多くなってしまう……

○議長（小松沢秀幸君）　国保、介護については民生教育常任委員会所管事項です。

○２２番（細田正幸君）　ちょっと待ってよ。

○議長（小松沢秀幸君）　だから、そこを割愛して、その上での反対討論ならば理解が進むと思います。

○２２番（細田正幸君）　そういう点についても、一般会計も含めて、私は総合的に町を挙げて、健康づくりをやっていかないといわゆる……

○議長（小松沢秀幸君）　22番細田正幸君に申し上げます。

○２２番（細田正幸君）　ちょっと、しゃべっているんだから、黙っていろよ。

○議長（小松沢秀幸君）　いや、だから、こちらがしゃべっているんだよ。

○２２番（細田正幸君）　それが医療費とかそういうものの減額になるから、いわゆる一般会計でも健康づくりをもっとやれと言っているんですよ。

○議長（小松沢秀幸君）　だから、それは民生教育常任委員長として可決をした内容です。

○２２番（細田正幸君）　今、一般会計の話をしているんでしょうよ。

○議長（小松沢秀幸君）　特に、国保、介護は民生教育常任委員会の内容です。

○２２番（細田正幸君）　そういう点についても、一般会計からきちんと支出をして、全体的な健康づくりをやらないと特別委員会のそれぞれの会計に

ついてもマイナスになると、そういうことを言いまして、もっともっと全体的に取り組む必要があるということで、不十分さが残っているということで、一般会計に反対をいたします。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

６番青山正一君。

○６番（青山正一君）　私は議案第18号、平成18年度阿見町一般会計予算に賛成の討論をいたします。

一般会計が本年は127億2,200万円と、前年対比2.2％の減となっておりますが、長引く景気の低迷を初め、また、国の三位一体の改革等を初めとする財源の確保に大変厳しい中、経常経費を初めとする見直しをし、ソフト・ハード面においても継続事業、また、新規事業といった面で、福祉や環境を中心とした積極的な予算であるというふうに考えますので、議案第18号について賛成をいたします。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第18号は原案

どおり可決することに決しました。

議案第１９号　平成１８年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第２０号　平成１８年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第２１号　平成１８年度阿見町老人保健特別会計予算
議案第２２号　平成１８年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第２３号　平成１８年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第２４号　平成１８年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第２５号　平成１８年度阿見町水道事業会計予算

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第７、議案第19号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第20号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別会計予算、議案第22号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算、以上７件を一括議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員長細田正幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員長細田正幸君登壇〕

○民生教育常任委員長（細田正幸君）　それでは、議案第19号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第19号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別会計予算。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第21号、平成18年度阿見町老人保健特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算。

質疑を許しましたところ、委員より、包括支援センターを運営するのにどれだけの人件費がかかって、どれだけ物件費がかかるのか、もし掌握しているようであったら、人件費と物件費、事業費をわかる範囲で説明を願いたいという質疑がございました。

執行部の方より、第４款地域支援事業費、第２項包括的支援事業、こちらの方で事業費計上から一般会計の方で地域包括支援センター運営事業委託料ということで347万7,000円が計上されてございます。地域包括支援センターにつきましては、内容等は御存じだと思いますけれども、要は、介護状態になる要支援、要介護１になる前の方について、地域支援事業としての介護予防事業を行うためのケアマネジメント、それから、新たに要支援１に認定になった方について、新予防給付の介護予防ケアマネジメント、総合相談事業、それから、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業。いわゆるこれは支援困難事例等に対するケアマネジャーの支援とかそういったものが含まれてくるということで、地域包括支援センターにつきましては市町村地域ごとに１つということで、これは、阿見町社会福祉協議会の方に事業を委託して、社会福祉協議会、現在の基幹型の在宅介護支援センターを発展させる形で委託をするということで考えて、予算計上をしてございます。

この包括支援センターにつきまして、社会福祉士、主任ケアマネジャー、それと保健師の３職種を配置するということでございますので、実際には、主任ケアマネジャーを１名、社会福祉士を２名、保健師１名の４名体制ということで予定してございます。2,658万2,000円の内訳でございますが、人件費の方が４名分ということで2,252万1,000円、それから、物件費406万1,000

円ということで内訳はなってございますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会に付託されました３議案について報告いたします。

○議長（小松沢秀幸君）　次に、産業建設常任委員長吉田光男君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長吉田光男君登壇〕

○産業建設常任委員長（吉田光男君）　御報告いたします。

議案第20号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結、討論に入り、討論なし、議案第20号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第22号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし、議案第23号、平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算。

質疑を許しましたところ、筑見地区、あそこの事情はよく知っていると思いますが、時々の区長さんだとか水道委員会の役員さんが何度か足を事務所の方に向けていると思いますが、事情はよく御存じだと思います。早く公共

下水道を敷設してもらいたいという考え方がある一方、片方では、余りにも経費負担が大きくなると。今の地下水が非常に安いから、老人家庭だということで、町より安全な水道に切りかえてほしいけれども月々の負担が大変だということで、若い人がどんどんいなくなってしまって年寄り夫婦だけになる。ますます引きたくても引けない、それは筑見地区だけではありません。

そんな事情がありますけれども、いつも言っているように、非常に阿見町の水道関係はとてもいい内容ですが、財力的には十分やっていけますから、どんどん調整区域を進めていくと。上郷も、あんな集落地域でもまだ入っていない、筑見地区で、あれだけのまとまった団地でもまだ入っていない、そういう状況なんですから、もっとスピードを上げて、調整区域の整備促進を図ってもらいたい。その関連で見れば、本予算はまだまだそういう面で積極的な対処がされていないと思いますので、ぜひ前向きな対応を考えていただきたいと思います。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり、討論を終結し、採決に入る。議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。21番荻島光明君。

○２１番（荻島光明君）　議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算、それから、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算、この２つの予算に対しまして反対討論をいたします。

まず、議案第24号、平成18年度阿見町介護保険特別会計予算でございますけれども、これは、先ほど議案第５号のときに発言をいたしましたけれども、18年度から65歳以上の１号被保険者の方々たちの料金が引き上げられます。

そうした予算になっておりますので、この会計については反対をさせていただきます。

それから次に、議案第25号、平成18年度阿見町水道事業会計予算について、反対討論いたします。

水道事業については、いつも指摘しているところでございますが、当町の当事業会計の経営財政状況は、県内でもトップクラスの良好な状況にあります。これは、健全経営に努めてきた、これまでの水道事務所職員や執行部の努力も評価されるところでございますが、何といっても最大の要因は、加入者が負担している割高な料金にあります。町長は、現行料金に対し、久しく長期間に及んでいるので町民になじんでいるからと、また、今後、人口密度の少ない調整区域への整備普及は、投資額が多額になることなどを考えて御理解いただきたいということを言っておりますが、私はこの点については２つほど異議がございます。

１つは、現在の加入者に長期的な将来５年先、10年先、あるいは20年先までの事業採算までを現行料金に反映させることの問題、それから２つは、調整区域の必要な積極的な整備が求められている中で、それにこたえる十分な予算になっていないということであります。

現状の調整区域の整備の遅滞は、おくれればおくれるほど新たな問題も生じてまいります。それは筑見団地地区に顕著に見られるようなことでございますが、御承知のように筑見地区は、区独自の深井戸に頼っております。料金は町の３分の１くらいでございます。こうした団地は年々高齢者世帯が多くなっております。新たな町の水道に加入したくても、設備負担、高い料金に切りかえることに対する大変抵抗がございます。そうしたことでタイミングを失えば、せっかく水道管を引いても利用者が少なくなるというようなことも考えられます。

こうした状況は深刻に受けとめて、必要なスピードでの調整区域での整備促進は急務であります。高い料金に加えまして、調整区域への積極的な必要

な整備促進にかけるということを理由といたしまして、本予算に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

初めに、議案第19号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第24号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第24号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松沢秀幸君）　起立多数であります。よって、議案第25号は原案どおり可決することに決しました。

議案第２６号　町道路線の廃止について

議案第２７号　町道路線の認定について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第８、議案第26号、町道路線の廃止について、議案第27号、町道路線の認定について、以上２件を一括議題といたします。

本案については、去る３月６日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長吉田光男君、登壇願います。

〔産業建設常任委員長吉田光男君登壇〕

○産業建設常任委員長（吉田光男君）　議案第26号、町道路線の廃止について、議案第27号、町道路線の認定について。

質疑を許したところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入る。討論なし、議案第26号、町道路線の廃止について、議案第27号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上です。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号から議案第27号までの２件について委員長報告は原案可決であります。

本案２件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第27号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

行政改革について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第９、行政改革についてを議題といたします。

本件につきましては、行政改革特別委員会に付議されている案件であります。

委員会の審査経過につきまして、委員長より中間報告を求めます。

行政改革特別委員長紙井和美君、登壇願います。

〔行政改革特別委員長紙井和美君登壇〕

○行政改革特別委員長（紙井和美君）　昨年、17年６月に発足いたしました当行政改革特別委員会も、現在までに20回の会議を行い、審議を重ねてまいりました。その調査・研究をもとに、今回、第２回目の提言書を提出いたします。

提言は、次のとおりでありますので、朗読させていただきます。

行政改革に関する提言書第２回。

平成18年３月17日、阿見町長　川田弘二殿。

阿見町議会議長　小松沢秀幸、阿見町議会行政改革特別委員会委員長　紙井和美。

地方自治体の自主性を高めることで、住民サービスの向上と行政の効率化を目指す三位一体の改革が本格的に始まりました。行政改革の重要方針にも

盛り込まれているように、地方が効率的に事業を仕分けながら、職員の定数減などあらゆる歳出を削減することが求められています。それと同時に、住民サービスの向上も図らねばなりません。そのためには、いまだかつてない職員の意識改革が大いに求められるわけであります。

このようなことから、第２回目の提言を提出するに当たりましては、できる限りの住民サービス向上と歳入をふやすことに主眼を置いて取り組みました。つきましては、以下のとおり提言させていただきます。

なお、回答は、第２回６月定例議会の第１日目までにお願いをいたします。

１、休日開庁について。

平成17年９月28日付で提出いたしました第１回の提言の中で、住民サービス向上のための改革ということで、本庁の土、日曜日開庁を提言いたしましたが、残念ながらよい結果にはつながらず、当委員会といたしましては、引き続き情報の収集と実現に向けての調査検討を重ねました。

そこで、当町の現状を踏まえ、改めて以下の提案をいたします。内容を精査し、再考を願います。

①休日開庁は、毎週日曜日のみ午前８時30分から12時30分までとする。

②開庁業務は、町民課業務と収納課業務とする。

③職員の勤務体制は、町民課と収納課から１名ずつの２名体制とする。

④出勤の代休は、その週の午後に取得するようにする。

⑤空調設備の稼働については、他市町村のようにストーブや扇風機で対応する。

⑥休日にできない事務手続に関しましては、これまでの平日電話受付予約の拡充を行い、予約の受け渡し業務を行うとともに、町民に対しそのＰＲに努める。

２、町有未利用地の売却と有効活用について。

①以下のような売却可能な町有地を処分する。

塙保育所跡地、島津児童館跡地、吉原保育所跡地、旧ウズラの土地改良区

機場敷地。

②道路の残地等数多く点在している売却可能な町有地については、売却することを明示した看板を設置し、公表し、町有地であること、売却予定地であることを明らかにする。

③文化会館予定地の有効活用を検討する。

３、広報あみに広告スペースを設け、広告料の収入を得る。

県でも、平成14年から、県広報誌に積極的な導入を行っており、市町村によってはホームページにも広告を掲載している。

４、歳入をふやすアイデアを広く町民に呼びかける。

アイデア募集について、町広報、ホームページ等に掲載する。

５、町ホームページの改善について。

①初めの画面から、阿見町の特色や魅力を写真または動画を使って表現する。

例、次のようなタイトルを設け、画像等を入れ編集し、ＰＲを行う。

阿見町へようこそ。自然と調和した住みよい町、霞ヶ浦と平地林の残る町、大学の町、文化の町、歴史のある町、子育てしやすい町、町民融和の町、静かな住環境の町、農業の町、工業の町等。

②初めの画面から、各区画整理分譲地の説明画面にアクセスできるように改善し、販売促進につなげる。

③区画整理分譲のホームページの改善として、分譲地の写真や周辺の公共施設の写真を入れアピールしていく。

例、次のような施設を掲載する。

各医療施設、本郷ふれあいセンター、ＪＲ荒川沖駅、二区保育所、児童館、近隣の商業施設・スポーツ施設等。

また、ＪＲ常磐線、高速バス、成田空港、首都圏へのアクセス時間や料金等について交通の便のよさもＰＲする。

④各工業団地への企業誘致もあわせて情報を掲載する。

６、職員の接遇改善。

町民の満足度を高め、行政サービスの質的向上を図るため接遇マニュアルを作成し、あいさつの励行や丁寧な言葉遣い、電話で名前を名乗るなど徹底を行い、全庁舎において、さわやかマナーアップ運動を推進する。

７、職員数の適正化。

職員数の適正化は、削減計画に基づき着実に遂行し、あわせて町民サービスができるだけ低下しないよう、必要な場所や時間帯によって人員の配置も考える。また、一人一役ではなく、他の業務も携われるよう人材育成することも必要である。

以上、行政改革に関する提言書第２回を、本日本会議終了後、町長に提出させていただきたいと思います。

○議長（小松沢秀幸君）　以上で委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては、ただいまの委員長報告における改革の趣旨を十分理解されまして、今後検討されるよう要請いたします。

議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（小松沢秀幸君）　次に、日程第10、議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松沢秀幸君）　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで、本定例会に予定されました日程はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君）　平成18年第１回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には提案いたしました平成18年度予算案を初めとします議案につきまして、慎重審議の上、全議案議決いただきまして、まことにありがとうございました。議員各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

今定例会初日の所信表明でも述べましたが、現在、我が国の経済は、景気の踊り場を脱却し、緩やかな回復を続けているとはいえ、依然として厳しい状況にあり、その影響から税収の伸びも多くは期待できず、また、三位一体の改革も相まって、地方財政においてはかつてない厳しい状況にあります。こうした中、地方自治体には、地方分権を踏まえ、自主的・主体的な地域づくりのため、諸般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められております。

このような状況でありますが、阿見町におきましては、第５次総合計画に基づいて徹底した行財政改革を断行し、町民の皆さんとの対話を大切にしながら阿見町の特性を生かしたまちづくりに向けて引き続き努力してまいる所存であります。議員各位におかれましても、町政に対しまして変わらぬ御指導・御協力をお願い申し上げます。

ところで、御案内のように、３月31日をもって今回、町部長職として大崎総務部長、神林消防長が退職いたします。これからは、一町民として、町政に対しまして相変わらずの御協力と御支援をいただきますとともに、これからの人生が実り多いものになりますようお祈りしたいと思います。

ことしの冬、ことに寒さの厳しい冬でありましたが、早いものであすは彼岸の入りとなります。暑さ寒さも彼岸までと申しますとおり、最近は大分暖かい日が多くなってきました。しかし、季節の変わり目でもありますので、議員各位にはどうぞ御自愛の上、今後とも大いに御活躍いただきますようお

願い申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小松沢秀幸君）　議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成18年第１回阿見町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後　４時４２分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　小松沢　秀　幸

署　名　員　　青　山　正　一

署　名　員　　石　井　早　苗

参 考 資 料

平成１８年第１回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第１号	阿見町国民保護協議会条例の制定について
	議案第２号	阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
	議案第４号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第７号	阿見町火災予防条例の一部改正について
	議案第８号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第10号	平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号） 内　総務常任委員会所管事項
	議案第18号	平成18年度阿見町一般会計予算 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第３号	阿見町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
	議案第５号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第６号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
	議案第10号	平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号）

		内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第11号	平成17年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第13号	平成17年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第３号）
	議案第16号	平成17年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第18号	平成18年度阿見町一般会計予算 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第19号	平成18年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第21号	平成18年度阿見町老人保健特別会計予算
	議案第24号	平成18年度阿見町介護保険特別会計予算
産業建設常任委員会	議案第10号	平成17年度阿見町一般会計補正予算（第６号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第12号	平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）
	議案第14号	平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第15号	平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第17号	平成17年度阿見町水道事業会計補正予算（第４号）
	議案第18号	平成18年度阿見町一般会計予算 内　産業建設常任委員会所管事項

	議案第20号	平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第22号	平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第23号	平成18年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第25号	平成18年度阿見町水道事業会計予算
	議案第26号	町道路線の廃止について
	議案第27号	町道路線の認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成17年12月～平成18年３月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	２月27日	第２委員会室	・第１回定例会会期日程について
総務常任委員会	１月16日～17日	福島県塙町 道の駅はなわ湯遊ランドはなわ 福島県矢祭町	視察研修 ・地域交流等の活動内容について ・設置の経緯について ・接遇等について ・行財政改革について
民生教育常任委員会	１月24日～25日	福島県西会津町	視察研修 ・医療費の削減対策について
産業建設常任委員会	２月７日～８日	神奈川県湯河原町	視察研修 ・湯河原美化センター焼却炉の維持管理について
行政改革特別委員会	１月26日	第２委員会室	・各分会の視察報告について ・３月定例会での提言に向けて
	２月16日	第１委員会室	・休日開庁についての調査報告と提案 ・阿見町ホームページの改善についての提案
	２月23日	第２委員会室	・３月定例会の提言について

議会だより編集委員会	12月22日	第２委員会室	・議会だより第１０３号（新年特別号）の発行について
	１月26日	第２委員会室	・議会だより第１０４号の発行について
	２月３日	第２委員会室	・議会だより第１０４号の校正について
全員協議会	２月３日	全員協議会室	・平成１８年度予算内示について ・行政改革大綱について
	３月１日	全員協議会室	・阿見町老人保健福祉計画・介護保険事業計画について ・阿見町国民保護協議会条例の制定並びに阿見町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について ・阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

２．一部事務組合議員活動状況

組　合　名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	２月６日	第１回定例会 ・土浦石岡地方社会教育センター一部組合公告式条例の一部改正について ・平成１８年度土浦石岡地方社会教育センター一部組合会計予算について ・土浦石岡地方社会教育センター一部組合教育委員会委員の同意について	原案可決 原案可決 原案同意 石岡市 寺門信行氏 阿見町 高橋二三夫氏	浅野栄子 難波千香子
龍ヶ崎地方衛生組合	２月23日	第１回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合長期継続契約を締結する事ができる契約を定める条例について ・龍ヶ崎地方衛生組合自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について	原案可決 原案可決	大野孝志 吉田憲市

		・龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
		・龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
		・龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
		・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について	龍ヶ崎市 小林　太氏	
		・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について	美浦村 武田貞巳氏	
		・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について	龍ヶ崎市 矢口　稔氏	
		・平成１７年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第２	原案可決	

		号）について ・平成１８年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について ・平成１８年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算について	原案可決 原案可決	
牛久市・阿見町斎場組合	２月17日	全員協議会 第１回定例会 ・平成１７年度牛久市阿見町斎場組合一般会計補正予算（第２号） ・平成１８年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	岡崎　明 青山正一 櫛田　豊